

衆議院は六日に行はれた國務大臣の演説以來連日本會議を開き質疑や、重要法案の上程をなし、一方八日からは豫算總會を開き更に本週に入り委員會が始まり文字通り國務の審議に忙殺されて來た、然るに十二日を以て豫算總會は打切りの段取りとなり重要法案も財政經濟關係のものは一通り上程を濟ませ委員附託となり、十三日は本會議も開かず豫算も分科會に移りたゞ農林、商工兩省關係の重要法案の審議が行はれてゐる位で一息を入れた形となつた。しかして貴族院も十三日は衆議院と同様、本會議なく又た議すべき重要法案もなく閑散であつた。

衆議院における豫算分科會は十三日一齊に開かれ、午前中は第一、第三、第五の各分科、午後は第二、第四、第六の各分科會が開かれ各省

別豫算案につき、それぐ細目に亘つて審議した。

馬場藏相の言明

馬場藏相は十三日の衆議院第三分科會において、民政黨の清水留三郎君及び宮澤胤勇氏の税制整理に關する質問に對し、左の如く述べるところあつた。

- 一、現行の織物消費税の缺陷については十分考慮するとともに同消費税に對しては全面的に再検討する方針である。
- 一、賣藥(殊に化粧品に類する賣藥)化粧品等については十分研究を行ひ特に化粧品に對しては適當なる方法を得れば課税する方針である。
- 一、大衆課税を避けると言明したのは國民生活に脅威を與へるが如き所謂大衆課税を避けるといふ意味であつて消費税體系に改正を行はなといふ意味ではない、即ち大衆の生活に不安を與へない限りにおいて消費税の増徴を圖る考へである、この見地から先年廢止された賣藥印紙税通行税醬油税等をそのまゝ復活するが如き事はない。

即ち馬場藏相の意向としては所謂大衆課税は避けるが、國民大衆の生活に不安を與へない程度において消費税の増徴を企圖する事とし、その方法については特に大衆の利害を十分考慮に容れ、非社會政策的なりとの非難を避けんとする方針である。尙ほ又、藏相は同分科會において宮澤君の金融統制問題に關する質問に對し、地方金融統制手段として各府縣の銀行數は東京、大阪、愛知の三府縣の如き大府縣を除くの外は、一府縣一行乃至二行程度を可なりとする旨を左の如く答ふところあつた。

東京、大阪、愛知の如き經濟力盛大なる大府縣は別として他の各府縣は一行乃至二行程度に統一する事を理想と考へてゐる、即ち地方にはどうしても、東京、大阪等に本店を有する大銀行の支店による方針をとらず、各府縣に本店を有する銀行を有つ必要がある、そしてその銀行が地方の金融事情を知悉し縣下各地に支店を分布して、地方金融の圓滑を期する事にしたらいいと思ふ、その效果としては。

一、金融の疏通

一、金融恐慌の防止

一、資金の指導統制 の三點が擧げられる、但しこの實行については地方銀行合同に伴ふ弊害のないやうに努力する事は無論である、現在群小銀行が存在するため一銀行が破綻するところが他に波及する事が多く、又不動産特融の如きも種々の事情から回避する傾向があるのに鑑み、銀行統一は妥當の策であると思ふ。

遞相・電力問題見解を明示

電力國營乃至は電力統制問題に對する頼母木遞相の見解は、組閣後發表せる意見と今議會に現はれたる答辯との間に、相當の距離の存する如き印象を與へてゐたやうであつたが、十三日の衆議院豫算分科會において遞相は右問題に關し改めて左の如き答辯を與へてその方針を明示した。

一、電氣事業の統制は、國營を最終的目標として慎重漸を追つてその實現を期する、その根本精神は低廉なる電力を豊富に供給するにある。

二、その具體案は近くまとまる筈であるから、それまでは新規の電氣事業關係の許可事項は、一切留保してゐる、その既往の懸案であつたものは國營を目標とする公益的見地からそれ〴〵認可、不認可を決定済みである、たとへば委電千葉區域讓渡問題の不認可、阪神電鐵の灘區域、神戸市讓渡を認可したるが如し。

三、地方自治團體の電氣事業公營に關しては、それが地方自治團體の窮乏財政を緩和することを目的とするもの、換言すれば収益を目的とするものは今後一切認可を拒否する、低廉な電力を豊富に供給する公益的な目的に立つ場合においてのみ考慮する。

四、農村の自家用發電も當局の國營への過渡的具體策と聯關して解決すべく研究中である。

右について大體遞相の意向を綜合すると、民有國營の發電會社を設置し、配電は民營とし卸賣料金の公定と、小賣料金の統制とによつて所謂電力國營の趣旨を實現せんとするにある如く、右は漸進的に地方的ブロック別に會社を設置して行くのも一方法であると考へてゐるやうである、勿論この復案も急激な實現は期し得ないのであるが、少くとも斯かる方面に遞相の意向、遞信當局の調査研究が進みつゝあることは事

區域、神戸市譲渡を認可したるが如し。

三、地方自治團體の電気事業公營に關しては、それが地方自治團體の窮乏財政を緩和することを目的とするもの、換言すれば収益を目的とするものは今後一切認可を拒否する、低廉な電力を豊富に供給する公益的な目的に立つ場合においてのみ考慮する。

四、農村の自家用発電も當局の國營への過渡的具體策と聯關して解決すべく研究中である。

右について大體遞相の意向を綜合すると、民有國營の發電會社を設置し、配電は民營とし卸賣料金の公定と、小賣料金の統制とによつて所謂電力國營の趣旨を實現せんとするにある如く、右は漸進的に地方的ブロック別に會社を設置して行くのも一方法であると考へてゐるやうである、勿論この復案も急激な實現は期し得ないのであるが、少くとも斯かる方面に遞相の意向、遞信當局の調査研究が進みつゝあることは事實で、結局此の方針は今後或る程度までは公表されるのではないかと見られてゐる。

永野海相所信を表明

衆議院豫算總會において永野海相は、世界の平和を保持し建艦競争を防止して各國民の負擔軽減の爲め、帝國海軍は軍縮會議の開催せられんことを希望する旨、帝國海軍の態度を述ぶる所あつたが、十三日の衆議院豫算分科會においても畔田明君等の質問に對し、重ねて大要左の如く聲明するところあつた。

帝國としてはロンドン會議において全世界の平和維持のため攻撃的兵器は廢止しようではないか、主力艦も航空母艦も廢止しようではないかと主張したのである、さうすれば各國は今日の海軍費を三分の一も二分の一も節減出来るではないかと思ふ、實際我が主張が各國が容るゝところとなり、各國間に公正妥當なる條約が成立する事が一番望ましく歓迎するところで、今日においても改めて軍縮會議が開かれ彼等の満足し得る條約が締結されん事を望んでゐる。但しロンドン軍縮會議が不成立に終つて直ぐ開催といふ譯にも行かぬだらうが、政府としては世界の情勢を再開催に導く事について全力を盡したい。

尙ほ海相は同分科會において空軍の獨立問題につき、左の如く海軍の態度を言明した。

空軍の獨立については、各國とも國情により異つた方針をとつてゐる。即ち英、佛においては陸海軍から空軍を獨立せしめてゐる、米國は我が國同様に陸軍海軍、それ／＼航空隊を持つてゐる、元來陸軍機と海軍機は使用の目的性能並に訓練が違つてゐてそれ／＼の特徴がある

ので我が海軍としては空軍の統一は實際に都合が悪いので海軍は海軍としての空軍を持つ必要があるのである。

更にまた海相は、十三日午後の衆議院豫算第四分科會において、八角三郎君(政友)の「英米佛等においては主力艦の進艦計畫があるが、帝國海軍の對策如何」との質問に對し左の如く答辯をなした。

米國の造艦に對しもし日本が造艦をしないである場合には一九四一年の末には對米五・八位の劣等勢力に下るので我が國としては速に新計畫を樹てる必要があるが詳細は今のところまだ言へぬ、しかしして現在においては總てを綜合して米國十に對し我が國は八位の力を持つてゐる、又航空機の充實についても内外の情勢に鑑み最も必要とするところである。

又燃料問題に對する同君の質問に對し永野海相は次の如く答へた。

燃料については國防上産業上重大問題と考へ特に關心を持つてゐる、國內資源の開発も非常に必要と考へ商工省とともに奨勵をしてゐる、海外資源の獲得も必要である又代用燃料については徳山燃料廠に於て既に研究が済み近く満鐵その他により工業化される筈である。

因みに十三日午後の衆議院第四豫算分科會海軍省所管は、午後五時五十七分より秘密會に入り、各委員と永野海相との間に海軍政策につき種々質疑應答を重ね、同七時秘密會を閉ぢ直ちに散會した。尙ほ又、同分科會において八角三郎(政友)の北洋漁業問題に關する質問に對し外務省東郷歐亞局長から左の如く答辯をなした。

- 一、漁業協定を本年末迄延長することについては露國側も同意を表してゐる。
- 二、假令漁業協定が成立せざることあるもこの漁業權は『ポーツルス』條約並に北京の日露修好基本條約芳澤カラハン條約に明確にされてゐる條約上の權利であるから斷乎としてこれを保持するは勿論である。
- 三、漁業實施に對する警備艦のために便宜を計ること、例へばペトロパウロフスクに入港の事等は適當の機會に交渉し、その實現に努めるつもりである。

二、假令漁業協定が成立せざることあるもこの漁業権は『ポーツルス』條約並に北京の日露修好基本條約芳澤カラハン條約に明確にされてゐる條約上の權利であるから斷乎としてこれを保持するは勿論である。

三、漁業實施に對する警備艦のために便宜を計ること、例へばペトロパウロフスクに入港の事等は適當の機會に交渉し、その實現に努めるつもりである。

拓務省廢止説・拓相否認

十三日の衆議院決算委員會で岡幸三郎君(第二)が

拓務省廢止説が時々出ることには外地統治上極めて悪影響ありと思ふが現内閣の計畫してゐる行政機構改正に際して拓務省は廢止しないといふことを此の證言出來ないかと質問したるに永田拓相は行政機構の改正問題に就いて未だ省の廢合は話合つたことはない、首相が豫算總會において拓務省の廢止が閣議の話題になつたことはないといつたのは内務省、陸軍省等の廢止論が出なかつたといふ意味と同様の意味においていつたのであつて影が薄いといふことではない、拓務行政は今後益々擴大強化すべきものである。

と答辯した、更に福田關次郎君(民)より臺灣における選舉實績臺灣拓殖問題等につき、二三問答あつた。後

小柳牧衛君(民) 政府は會計年度を變更する意思はないか。

丹下大藏參與官 今のところ變更の意思はない、かくて午後四時五十五分散會

農相の米穀根本策

十三日午後衆議院米穀自治管理法案委員會における渡邊鎮藏氏(民政)の質問に對し島田農相は米穀問題の根本對策のために新たに委員會を設ける事を考慮しようとの答辯を與へた、即ち島田農相抱懐する意見は。

米穀問題の對策としては兎に角自治管理法案の通過をはかる事が先決問題ではあるが、本會議においても言明せる自治管理法案は暫定的な意味を持つた對策である、即ち三年なり五年なり或は更に長期に亘つて米の根本問題を解決するまでを支へる一段階として意義を有するのであるが、本案の成立と同時に更に根本的問題として米の專賣をなすべきか、國家管理に行くべきか或は又その他の方法によるべきかについて研究に着手する必要がある。これがためには何等かの形の委員會を設ける事をも考慮して見ようといふのである。

而して島田農相としては米穀法制定以來今日まで政府の米穀對策が統制強化の途を辿つて來た事とで自ら今後の米穀政策も管理或は專賣の方向へ向ふべきものとの見解を抱いてゐる如くであるから特別議會後に新たなる委員會の問題が持ち上げれば當然米穀對策はかゝる方向に議論を進めらるゝものと豫測されたものであつた。

斯くて十三日の各分科會及び特別委員會においては、各般の政策にわたつて相當重要な質問應答が行はれたのであつたが、右の中政府今後の政策遂行上、最も注目を要する問題につき所管大臣が重要な言明をなしたのは、頼母木遞相の電力國營及び電力統制問題、島田農相の今後における米穀の政策問題、永野海相の軍縮會議問題等であつた。

貴族院本會議の波瀾

十四日の貴族院本會議は午前十時二十分開會、直に日程に従ひ國務大臣の演説に對する質疑に入り。

田中館愛橋君(無所屬)「文相の假名文字論には大いに敬意を表する」と前提し漢字の弊害を極論し。

本場の支那においてすら清朝時代から日清戰爭の敗北の原因の一は文字の難にありとの聲があり漢字を全廢すべしとの國民運動が盛になつてゐる文相は假名文字より更に進めてローマ字を普及する意思は無いか。

平生文相 自分の持論たる漢字廢止の意見については未だ不十分のところがあるから再検討したい、ローマ字を國字とする事は重大問題であるから慎重研究しなければならぬ。

津村重舍君(研究) 肅正選舉で公平なる選舉をなし尊い國民の判斷を爲したのであるが、その國民の正しい判斷の結果選舉に落ちた者を直ぐ勅選にした廣田首相は實に國民の尊い判斷を無視し、人民を馬鹿にするものである首相自から舉國一致を破つてゐるではないか。

と鈴木政友會總裁の勅選奏請を難じ、更に轉じて

最近國體明徴問題が喧しいが、國民には我が神聖無二の國體は明徴になつてゐるのだ政治家だけが國體を曖昧にしてゐるのだ陸軍の肅軍は陸軍だけでは駄目だ。

あるから慎重研究しなければならぬ。

津村重舍君(研究) 肅正選挙で公平なる選挙をなし尊い國民の判断を爲したのであるが、その國民の正しい判断の結果選挙に落ちた者を直ぐ勅選にした廣田首相は實に國民の尊い判断を無視し、人民を馬鹿にするものである首相自から舉國一致を破つてゐるではないか。と鈴木政友會總裁の勅選奏請を難じ、更に轉じて

最近國體明徴問題が喧しいが、國民には我が神聖無二の國體は明徴になつてゐるのだ政治家だけが國體を曖昧にしてゐるのだ陸軍の肅軍は陸軍だけでは駄目だ。

以下速記

日本の陸海軍の如きは皆義務で何等の報酬を求めずして名譽とし國家のために名譽として喜んで死んでゆく三勇士といふやうな兵隊は全部そうであると稱されてつて將校よりも兵卒が大和魂を多く持つてをりはしないかそして將校に澤山の月給を與へて或はさういふものは月給なしにして實費でやつた方がよろしいかも知れぬ、一將功たり萬卒枯る、乃木大將が陛下の前でお詫びをなし澤山の赤子を殺して申わけないこれが將校の精神でなければならぬ、それを上官を殺しておいて臺灣に赴任すると自ら信じ又その人を豫備にとり立て恩給をやつて裁判をぐづぐづとして死刑の宣告を受けると上告をする、かういふやうな氣分が日本全國の國民に段々知れると如何なる思想上に影響を及ぼすであらうか。

廣田首相 私は時局の重大に鑑みこの際は政府も國民一般も時局の重大を認識して相共に國政に當つて行かねばならぬ、と思つた、組閣の際も専ら意をこゝに用ひ各政治方面のそれぐの連絡をとつたのである閣僚の詮衡についても恥しくないだけの最善の注意を拂ひ適當なる人材を御願して入閣を願つたのである。勅選の人達の如きは最も鄭重にすべきは勿論である今回の推薦者も十分この注意を用ひた、その中の一人に衆議院議員選挙に落選され方を推薦したのも事實である、しかし乍らこの方は多年我が國政に貢献せられた方であり、しかもこの方は現に舉國一致を目的として連絡をとつてゐる一大政黨の首領をして居られる、この政黨と十分連絡をとつて行く以上は首領には議會に議席を持つてゐるのが適當と考へ奏請したのである。

津村君の演説中に將校の態度を難した點に關し大臣席に居合はせた永野海相は陸海軍將校の名譽のために憤然として進んで發言を求め。

永野海相 津村君の演説中に下士兵卒は大和魂を有し忠誠の觀念が厚く將校に薄いといふが如き言葉がある、陸相からも何れ他の場合に述

べるであらうが、海軍大臣として我が忠勇なる軍に對するかゝる言は黙過出來ぬ、軍は上下一致至誠奉公の點において少しも遺憾の所なし、將校は部下を指導しこれをして立派なる軍人と爲すの指導的地位に居るのである、と色をなして逆襲する。

津村君 落選した者を勅選に奏薦する首相の答辯は西洋流の考へ方だ、日本精神に反すると不満の意を表示すれば廣田首相は『御質問の意味が不明である』と突つばねる、この時再び永野海相發言を求め。

永野海相 私の言葉に對して津村君から何等の御言葉が無かつたが果して無いのであるかどうか。

と色をなして問ひ詰め議場は非常な緊張を呈したが、津村君は自席から議長に對し、海軍に對しても總理に對してもまだ御質ねし度い事があるが時間が無いからとの議長の御注意で止めたものである、時間があればやり度いと述べたが。

近衛議長 明日の本會議でやられ度い。と宣し午前十時五十七分散會

十四日の貴族院本會議において行はれた國務大臣に對する津村重舍氏（研究）の國體明徴その他に關する質問演說中陸海軍部に對する質問が穩當が缺く恐れありとして各方面で注目されるに至つたので研究會では本會議終了後同日午後院内に臨時常務員會を開きこれが善後措置につき種々協議したが、結局。

同氏の言辭は多少穩當を缺く嫌ひあり、陸海軍部を刺戟するの恐れなしとしないのでこの際これを取消すやう勸告するのが穩當であらう。

といふに意見一致した、よつて常務員からこの旨直に津村君に通達したが、この結果津村君は十五日の本會議劈頭取消しをなすことゝなつたが、陸海兩軍部は津村君の貴院における失言に對して極度に憤慨し、軍は今や一意肅軍に向ひ緊張邁進してゐる秋に當つて一部の謬つた者の行爲を以て直に全將校士官に對し重大なる侮辱を加へた事は將校と言はず下士官兵卒に至る迄一體たる國軍に對する重大且つ根本的の侮辱である、古來我が武士道に於ては「耻しめられれば死す」を信條として名譽を生命より重んじてゐる、實に津村君の言の如きはこの武士道を踏みにじり陛下の國軍の威信を傷つけることこれより甚だしきは無く、國軍の士氣に及ぼす惡影響は重大なものがある過般の不祥事件に對し

ては恐懼して陸軍と言はず海軍も軍全體として黙々として肅軍に邁進してゐる秋に當つて敢へてこれに鞭を加へるが如きは絶対に黙過し得ぬところである』との見解の下に陸海軍一致聯絡をとり、事頗る重大であるから單なる取消又は陳謝を以て問題を解決し得るものではない、

津村君がその所論を取消すと共に自決してその責任を明かにすべきものであり、もし津村君が自ら責任をとらざるにおいては貴族院自身が津

たが、陸海兩軍部は津村君の貴院における失言に對して極度に憤慨し、軍は今や一意肅軍に向ひ緊張邁進してゐる秋に當つて一部の謬つた者の行爲を以て直に全將校士官に對し重大なる侮辱を加へた事は將校と言はず下士官兵卒に至る迄一體たる國軍に對する重大且つ根本的の侮辱である、古來我が武士道に於ては「耻しめられれば死す」を信条として名譽を生命より重んじてゐる、實に津村君の言の如きはこの武士道を踏みじり陛下の國軍の威信を傷つけることこれより甚だしきは無く、國軍の士氣に及ぼす悪影響は重大なものがある過般の不祥事件に對し

ては恐懼して陸軍と言はず海軍も軍全體として黙々として肅軍に邁進してゐる秋に當つて敢へてこれに鞭を加へるが如きは絶対に黙過し得ぬところである』との見解の下に陸海軍一致聯絡をとり、事頗る重大であるから單なる取消又は陳謝を以て問題を解決し得るものではない、津村君がその所論を取消すと共に自決してその責任を明かにすべきものであり、もし津村君が自ら責任をとらざるにおいては貴族院自身が津村君に對して何等かの處置に出でしめねばならぬとの強硬意見に一致したのであつた。

而して一方、當の津村君は同日午後立見陸軍政務次官に伴はれ海軍省に永野海相、陸相官邸に寺内陸相を訪問し、右失言につき陳謝の意を表すると共に十五日午前の貴族院本會議において津村君より自發的に發言を求め釋明取消しをなしたき旨を申入れたが、軍部兩相共に之は單に聽き置く程度に止め確たる意見の發表を差控いた、而して本問題については當日議場に居合せなかつた寺内陸相としても極めて不滿の意を持つて居り十五日の貴族院本會議においては陸相よりも答辯の形において津村氏の失言に對し全陸軍將校の名譽のためその所論を徹底的に駁論することになつてゐるが、その後における軍部の態度については十四日午後院内大臣室において永野海相とも協議を遂げた結果、十五日に行はるゝ津村君の釋明取消あるを待ちその内容の如何によつては院内の出來事は院自體の解決に俟つとの建前から院内に於て積極的にそれ以上の追究をなすことを止め専ら津村君自身の自發的措置如何を靜觀することになつた、しかして陸海軍共に單なる釋明取消を以て問題の完全なる解決を遂ぐるが如き性質のものにあらずとの信念を堅持し貴族院並に津村君の態度進退如何を見守ることとなつた。

津 村 氏 研 究 會 を 脱 會

津村重舍君の失言問題について研究会常務員會では再度の協議を行つた結果。

貴族院改革の實を擧げんとしてゐるこの際、氏の言説は余り非常識なるものあり、よつてこの際右言辭に對し氏は速かに陳謝並に取消をなすべきものである、尙研究会としては氏の反省を促すため自發的退會を求め若し反省の色なきにおいては研究会よりの除名も亦やむなし。との強硬論に意見一致した、一方常務員會は津村氏の陳謝並に取消の案文を作成し永野海相、寺内陸相に右案文を提示すると共に津村氏をも

會議席上に招いて十五日の本會議において右案文通りの陳謝取消方を要求して問題の圓滿解決について斡旋したが津村氏は研究會の措置を承認して即時脱會届を提出したよつて研究會側では津村氏の態度が研究會の斡旋通り眞に誠意あるものであれば一應問題は解決するであらうが若しそこに反省の色なきにおいては或は更に貴族院及び軍部側の硬論を刺戟して波瀾を起すかも知れぬと見てその成行が心配された。

分 科 會 の 重 要 問 答

遞 相 ・ 海 運 國 策 の 目 標 明 示

十四日の航路統制法案委員會において頼母木遞相の海運國策の當局の目標が明確にされた、即ち從來の海運界における自由競争に伴ふ弊は庶政一新の建前から是正し主として海外競争を奨励する、その具體策として現在四百萬トンの優秀船を二百萬トン増加し六百萬トンとする、今後船舶行政の統一、造船資金融資等みな此の見地よりそれ／＼對策を樹立し補助航路及び補助金政策には根本的検討を加へ通常議會までに適當な具體策を確立するといふにある、尙同委員會において航路統制法に關し左の諸點が明瞭となつた。

- 一、禁止または制限を受けた營業者に對する補償または上訴の途を講ずることは考慮してゐない専ら適切な運用によつて遺憾なきを期する
- 一、航路統制委員會の構成は政府關係者三、定期船主側三、不定期船主側三、關係産業團體代表及び學識經驗者五であつて必要に應じ臨時委員を加へ海員側の代表者も参加せしむ。

一、外地側には別個の施行勅令を必要とするが外地當局も大體賛成してゐるやうであるから結局外地にも施行されるはずである。

有 田 外 相 の 言 明

我が外交陣の擴大強化について十四日の豫算分科會において芦田均氏（政友）よりこれに關する外相の所見を質した處、有田外相はこれに對して左の如く言明した。

我が外交機關の擴大強化は目下の急務である、これは單に豫算を増額したのみでは實効を伴はないから相當年度に互る計畫を樹立する方針であつて近く實行する、外交官人事に關する議論も結局は手不足に起因すると確信するからまづ外交官に余裕を持つことが先決問題である。

委員を加へ海員側の代表者も参加せしむ。

一、外地側には別個の施行勅令を必要とするが外地當局も大體賛成してゐるやうであるから結局外地にも施行されるはずである。

有 田 外 相 の 言 明

我が外交陣の擴大強化について十四日の豫算分科會において芦田均氏（政友）よりこれに關する外相の所見を質した處、有田外相はこれに對して左の如く言明した。

我が外交機關の擴大強化は目下の急務である、これは單に豫算を増額したのみでは實効を伴はないから相當年度に互る計畫を樹立する方針であつて近く實行する、外交官人事に關する議論も結局は手不足に起因すると確信するからまづ外交官に余裕を持つことが先決問題である。

衆 議 院 本 會 議

十四日の衆議院本會議は午後一時四十五分開會日程に入り。

一、重要輸出品取締法案

一、輸出絹織物取締法中改正法律案

一、輸出組合法中改正法律案（以上政府提出）の三案を一括上程小川商相から提案理由の説明あり。

加藤鏖五郎君（政友）。

一、日埃會商に對し何等か對策を有するか。

一、蘭印における在留邦人の商權擁護についてどうするつもりか。

一、日濠間の通商につき通商權擁護法を發動する意思をもつてゐるか。

一、米國の絹布輸入に對する態度並にシヤムの陶器輸入禁壓につき政府は如何なる態度をもつて臨んでゐるか。

一、輸入品取締法をつくるつもりはないか。

有田外相 日埃、日蘭、日濠、日米、日暹間の通商關稅交渉の經過を報告して

日本はそのいづれに對しても絶望せず依然交渉を繼續するつもりである、通商擁護法の發動については關稅調查委員會の議を経て必要なる

場合には適用するつもりである。

小川商相 輸入組合を設け輸入品の統制取締をすることについては考慮中であると答へ、次で宮本雄一郎君(政友)笠井重治君(第二控室)水谷長三郎君(社大)と政府當局の質問應答ありて委員附託。

一、朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

中島大藏政務次官の説明あり委員附託。

一、大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及び辯護士の資格に関するもの)(政府提出)
林法相の説明あり委員附託。

一、貯蓄銀行法中改正法律案

一、昭和九年法律第四十五號中改正法律案(貿易調節及通商擁護に関するもの)

一、國稅徵收法改正法律案

一、日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案(以上政府提出)を一括上程、中島大藏政務次官の説明あり委員附託。

一、東北興業株式會社法案

一、東北振興電力株式會社法案(以上政府提出)

委員長添田敬一郎君委員會の経過を報告あり委員長報告通可決確定。

一、鐵道敷設法中改正法律案

一、岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業に屬する資産買收の爲公債發行に関する法律案

一、江當軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲公債發行に関する法律案(以上政府提出)

委員長長名川侃市君より委員會の経過報告あり委員長報告通可決確定。

一、商工組合中央金庫法案(政府提出)

委員長増田義一君の委員會経過の報告あり討論に入り大本貞太郎君(政友)の賛成演説後委員長報告通可決確定、こゝでいよいよ問題と

委員長添田敬一郎君委員會の経過を報告あり委員長報告通可決確定。

一、鐵道敷設法中改正法律案

一、岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業に屬する資産買收の爲公債發行に關する法律案

一、江當軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律案（以上政府提出）

委員長名川侃市君より委員會の経過報告あり委員長報告通り可決確定。

一、商工組合中央金庫法案（政府提出）

委員長増田義一君の委員會経過の報告あり討論に入り大本貞太郎君（政友）の賛成演説後委員長報告通り可決確定、こゝでいよいよ問題となつてゐる。

一、不穩文書等取締法案（政府提出）を上程し潮内相提案の理由を説明すればだれ氣味の議場は俄に緊張する、質問に入り。

升田憲元君（民政）廣田内相は庶政一新を標榜してゐる、庶政一新は國民の權利自由を伸長するを以てその基調とする、然るに我々の期待を裏切りかゝる惡法案を提出し自由の拘束、言論の彈壓といふ結果になつてゐる、これは廣田首相が何ものかに支配されて心境の變化を來したのではないか、とて先づ廣田首相に迫り次いで案の内容に移り。

一、「人心惑亂」と云ひ「財産攪亂」と云ひその意義は頗る曖昧にして何でも牴觸する恐れがあるではないか。

一、本案は軍部大臣が依頼して提出したといふことであるがその眞否如何。

一、陸軍大臣は本法がなければ肅軍の目的を達し得ないものと思つてゐるか。

廣田首相 時局の安定をはかることが凡ての根本であつて現在の状況から見れば遺憾ながらかゝる法案を必要とする。

内相 財界攪亂、人心惑亂といふのは一般に非常な衝動を興へるものをいふので大體明かであると考え、又これを特別法としたのは本法が所調怪文書を取締るといふ特殊目的を有するためである。

林法相 惡性のもを取締る趣旨で案文の字句も決して不明確ではないと思ふ。

寺内陸相 軍が強要して本案を提出せしめたといふ事實はない、怪文書が軍のみならず一般社會に害毒を流してゐることは明白であつて殊に軍は怪文書によつて最も損害を受けてゐる、従つてこの内閣一致の要望が本案提出となつたのである、肅軍はこれがなければ出來ないと

は申さぬ、併し肅軍に對する諸君の熱望に副ふために本案の成立を希望してやまない。

永野海相自席より陸相の答辯と同様である旨を答へる、次に

久山知之君(政友) 一方言論を壓迫して極端なる制限を新聞雜誌に課して置きながら他方怪文書流語蜚語を取締るといふことは木に縁つて魚を求むる類ではないか、言論の自由あるところ流語蜚語はあるべきはずはない、流語蜚語を生産したるものは國民ではなく軍一部にあつたのではないか、又は政府大官にして財界攪亂をなしたるものがありはしないか、流語蜚語を取締らんとするなら内相は先づその仲間に手をつけるべきではないかまた本法は運用如何によつてはその結果は恐るべきものがある、人心惑亂等の目的ありやなしやの認定は如何なる手續標準によつて行ふか、更に司法官中に法律による國家革新の運動あるやに聞くが如何。

首相前と同様なる答辯を反覆したる後。

陸相 肅軍に關しては私の微力を認めてもらひたい。

内相 正常なる言論を本法によつて取締る積りはない、従つて懸念の如きことは起らないと考へるがその運用には層一層の注意を拂ふ方針である。

法相 司法官のフアツシヨ化といふやうな事實はない。

久山君は更に再質問をなしこれに對し内相より簡單に答辯あり次いで。

椎尾辯匡君(第二控室) 不穩文書の絶滅は國民思想の安定によつて初めて得られる、思想の安定の上にあること明か政府は先づ茲に主力を注ぐべきではないか、その他軍部大臣に關し、大體久山君と同趣旨の質問をする、首相の答辯の後平生文相より教育問題に關する答辯あり、この時岡田副議長次の質問通告者山口久吉君(昭和)に發言を許したので椎尾君及び第二控室、大衆黨の連中議長席に詰め寄り椎尾君に再質問の機會を與へなかつた不都合をなじり珍しく議場混亂に陥つた。

岡田副議長 椎尾君の發言を阻止する考へがあつたのでないから山口君の發言後再び椎尾君に再質問を許す旨を宣したが尙議場の秩序恢復せずよつて岡田副議長は改めて事情を釋明した後山口君の發言を取消し椎尾君の再質問を許す、椎尾君重ねて首相に質問す。

山口久吉君(昭和) この惡法を政府は撤回する考へはないか、目的は怪文書取締に在つても言論彈壓となる危險がある。

久山君は更に再質問をなしこれに對し内相より簡單に答辯あり次いで。

椎尾辯匡君(第二控室) 不穩文書の絶滅は國民思想の安定によつて初めて得られる、思想の安定の上にあること明か政府は先づ茲に主力を注ぐべきではないか、その他軍部大臣に關し、大體久山君と同趣旨の質問をする、首相の答辯の後平生文相より教育問題に關する答辯あり、この時岡田副議長次の質問通告者山口久吉君(昭和)に發言を許したので椎尾君及び第二控室、大衆黨の連中議長席に詰め寄り椎尾君に再質問の機會を與へなかつた不都合をなじり珍しく議場混亂に陥つた。

岡田副議長 椎尾君の發言を阻止する考へがあつたのでないから山口君の發言後再び椎尾君に再質問を許す旨を宣したが尙議場の秩序恢復せずよつて岡田副議長は改めて事情を釋明した後山口君の發言を取消し椎尾君の再質問を許す、椎尾君重ねて首相に質問す。

山口久吉君(昭和) この惡法を政府は撤回する考へはないか、目的は怪文書取締に在つても言論彈壓となる危険がある。

内相 政府としては本案の御協賛を希望する、修正に應ずるかどうかといふ御質問であるが委員會において慎重御審議を願ひ御意見があれば承りたいと思ふ。

田万清臣君(社大) 本法はファツシヨ法案なりと思ふが如何、とて法案に進歩性もなければ發展性もない所以を述べ、廣田内閣の反動性を力説し制定の根本方針につき首相、内相、法相、陸相に質す。

首相 取締りに必要を感じて本法を提出したので反動政治ではない、内相、法相、陸相等それら簡單に答ふ。

石坂繁君(國盟) 怪文書の取締りについては現行法規の適當なる運用によつて十分ではないか、とて提案の根本趣旨を質した後法案の各條を解剖し、政府はこの法案の通過を計るにあらざれば庶政一新、教學の刷新をなし得ざるか、庶政を一新すれば不穩文書は自然になくなるだらう。

首相 反對の聲があるとは承知してゐるが提案せざるを得なかつた事情を説明して一般の納得を得たい。

内相、法文の解釋をくどく答へ石坂君更に法案の撤回につき追究するも内相答へず、かくて各派總攻撃の裡に質問を打切り廿七名の委員附託となり午後八時五分散會。

貴族院本會議

十五日午前の貴族院本會議は前日の本議場で計らずも惹起された津村重舍君の將校誹謗問題に對する寺内陸相の答辯並に津村君の陳謝的取

消があるといふのでその成行如何と官吏傍聴席には早くも九時四十分頃から陸海軍の將校が十數人も詰めかけ衆議院議員傍聴席も一般傍聴席も珍しく超満員であるかくして傍聴人は固唾を呑んで開會をもどかしげに待つてゐる一方議場外では津村君に對する善後處置の重大各派交渉會が開かれるなど異常な緊張裡にやうやく午前十時四十三分電鈴と共に寺内陸相、永野海相を始め馬場藏相、頼母木遞相、林法相、前田鐵相等珍らしく閣僚の顔が多數揃ふかくして午前十時四十七分近衛議長嚴肅に開會を宣す、この時井田馨楠男發言を求め緊急動議を提出したいと述べ説明のため登壇、「昨日議場にて津村君のなしたる言辭は貴族院の品位の上から見て頗る遺憾に堪へぬ、よつてこゝに議院法第九十八條の規定により同君を懲罰に付せられんことを動議として提出する次第である、諸君の御賛成を希望します」と述べ降壇、阪谷男他二十名の賛成者あり井田男の動議成立し採決に入るや殆ど全員起立の裡に津村君を懲罰委員會に附することに決定した、實に懲罰委員會を設くる事は貴族院に於ては最初の出來事であるこの議事中の津村君は悲痛な顔色で近衛議長に何事か私語してスゴク議場を退場した、この時寺内陸相進んで發言を求め。

昨日議場においてなされました津村君の演說中軍に關しまする御意見に就きまして全軍將校の名譽のために陸軍大臣と致しましての見解を明に致しましてしかと御反省を促したいと存じます、津村君は軍隊に於ける極めて特殊なる一二の事例を引用致されました恰も公軍に於て將校の忠誠に對する觀念は下士官兵に劣るが如き見解を公にせられましたことは陸軍將校に對する最大の侮辱で深く遺憾に存するものであります、我が軍隊における將校以下の忠誠の念は實に熱鐵の如きものがあります、特に將校は軍隊團結の中幹でありまして常に率先下士官兵に對する教育訓練の本源でございます、過去における諸戦役及び事件を通じ將校の功績の特に大なることに徴しましても將校の精神状態が極めて忠良であることを立證するものであることを確信致します、従つて津村君の昨日述べられました御意見は全軍將校の名譽を穢し心事を傷つくるものにして軍の存立上重大問題であります、これに對し津村君が速かに反省されんことを要望する次第でございます。

と嚴然といひ放ちかくて失言問題の議事を終る、次いで政府提出の

一、東北興業株式會社法案

一、東北振興電力株式會社法案の二案を一括議題に供し次田法制局長官から提案理由の説明あり、これに對し淺田良一男(公正)の質問

あり。

ります、我が軍隊における將校以下の忠誠の念は實に熱鐵の如きものがあります、特に將校は軍團團結の中軸でありまして常に率先士卒兵に對する教育訓練の本源でございます、過去における諸戰役及び事件を通じ將校の功績の特に大なることに徴しましても將校の精神状態が極めて忠良であることを立證するものであることを確信致します、従つて津村君の昨日述べられました御意見は全軍將校の名譽を穢し心事を傷つくるものにして軍の存立上重大問題であります、これに對し津村君が速かに反省されんことを要望する次第でございます、と嚴然といひ放ちかくて失言問題の議事を終る、次いで政府提出の

一、東北興業株式會社法案

一、東北振興電力株式會社法案 の二案を一括議題に供し次田法制局長官から提案理由の説明あり、これに對し淺田良一男（公正）の質問あり。

馬場藏相 一、この法案では小規模に過ぎるとの御質問は尤もである、實はこれは應急的措置であつて恒久的根本對策については政府は東北振興調査會に諮問し事務局に於ても調査中で答申があればこれに基づき立案の上十二年度以降に於て繼續事業として實現する方針である。

二、東北各府縣の施設は夫々部分的には實情に則してやりたいとの答辯あり委員附託、次いで。

一、鐵道敷設法中改正法律案（政府提出衆議院送付）

一、岩手輕鐵會社所屬鐵道外三鐵道及び兼業に屬する資産買收のため公債發行に關する法律案（政府提出衆議院送付）

一、江當軌道會社所屬軌道の經營廢止に當する補償の爲公債發行に關する法律案（政府提出衆議院送付）を一括議題に供し前田鐵相の提案理由の説明あり、委員附託、次いで。

一、商工組合中央金庫法案（政府提出衆議院送付）を上程小川商相の説明あり、これに對し森平兵衛君（研究）の質問あり。

小川商相 一、重要産業同業組合を加へなかつたのは同組合の目的は同業者の經濟統制を目的とするものであり、有資格の商業組合並に工業組合はこれに反し共同施設等の經濟的共同を目的とするもので、前者とは目的を異にするからである。

二、資本金一千萬圓では少いではないかとの御質問に對しては參加組合の資金の利用額組合の出資能力より一千萬圓位を相當と認めた、本金庫に損失補償制度を設けぬのは如何との御質問に對しては商工業組合は自力更生、獨立自主の建前であるから當初から補償を豫想するのは妥當でないと考えたからである、と答辯をなし委員付託最後に國務大臣の演說に對する質疑に入り。

加藤政之助君(同成) 登壇 過日 文部大臣に對する私の本議場で爲したる演說中引例の誤つたものがあるからこゝに訂正しておきます、と訂正箇所を讀み上げ、次いで。

水野甚次郎君(交友) 空軍の統一、陸海軍の空軍の充實並に民間航空の振興の急務を説く。

永野海相 我が陸海軍の空軍の統一は實際問題として困難である、賛成し難い、民間航空の發展を希ふも航空機關の統制、用度品の規格の統一の必要は急務である、しかしこれが行政機關として航空省をおくや否やは研究を要する。

寺内陸相 民間の航空充實助成には全力を注ぎたい。

頼母木遞相 現在の如き貧弱なるわが民間航空の行政機關たる航空省の設置は問題にならぬ、かくて午後零時十八分散會。

津 村 重 舎 氏 議 員 を 拜 辭 す

貴族院における津村重舎君の失言問題について同君が研究会を脱會すると共に十五日の本會議において陳謝取消しをすることによつて一應問題の落着を見る模様に見えたが十五日朝に至り俄然貴族院内に同君懲罰の議論が擡頭し殊に軍人出身の多い公正會では最強硬論を主張して各派交渉會にこれを持ち出す運動をはじめた、然るに研究会側では十四日夜の斡旋の關係もあり直にこれに賛成し難い事情にあり、また同和會の如きは津村君の陳謝取消しの態度を見ない内に懲罰動議を出すは不穩當なりとしてこれまた同意しない形勢となつたので、公正會では遂に單獨の懲罰動議を提出することに決しこの手續をとつた、よつて研究会は事態こゝに至つては最早致方なしとして研究会一部有志から津村氏に對し自發的議員拜辭を勸告した結果津村氏もこれに同意し十五日午前十時半近衛議長の手許に辭表を提出した。

豫 算 案 衆 議 院 通 過

衆議院において審議中であつた本年度追加豫算案即ち△昭和十一年度歳入歳出總豫算追加案第一號第二號及び第三號△同年度各特別會計歳

入歳出豫算追加案第一號第二號、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件及び同追加第一號以上七件この中一般豫算總額三億七千五十二萬二千餘圓は愈々十六日原案通り衆議院を通過することになつた今議會は解散による總選舉後に召集された特別議會であるから總豫算

は憲法及び會計法の規定によつて前年度豫算を齎することになりこの分は開議の承認を経て既に決まらば後長上らしてゐる、從つて同日衆議院

に單獨の懲罰動議を提出することに決しこの手續をとつた、よつて研究會は事態こゝに至つては最早致方なしとして研究會一部有志から津村氏に對し自發的議員拜辭を勸告した結果津村氏もこれに同意し十五日午前十時半近衛議長の手許に辭表を提出した。

豫 算 案 衆 議 院 通 過

衆議院において審議中であつた本年度追加豫算案即ち△昭和十一年度歳入歳出總豫算追加案第一號第二號及び第三號△同年度各特別會計歳

入歳出豫算追加案第一號第二號、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件及び同追加第一號以上七件この中一般豫算總額三億七千五十二萬二千餘圓は愈々十六日原案通り衆議院を通過することになつた今議會は解散による總選舉後に召集された特別議會であるから總豫算は憲法及び會計法の規定によつて前年度豫算を踏襲することになりこの分は閣議の承認を経て既に決定發表せられてゐる、従つて同日衆議院を通過するものは前記の追加豫算のみに止まるが、今議會の特殊性に鑑みたとひ協賛の對象となる豫算額は少額であり然もその費目内容には非常時に相應しい新内閣の新政策は何んにも織込まれてはゐないとは言へ庶政一新を中心とする各派の論戰は相當眞摯なるものがあつた、而して右追加豫算案に對しては社大、國盟等小會派の反對あるに拘らず、民政、政友、昭和三派案が原案可決とその態度を決定したので、十六日午前相前後して開かれた豫算各分科會は何れも原案承認の態度を決定した、よつて午後には豫算總會を開き各派の賛否兩論の討論が行はれた上原案通り可決され、直ちに開會中の本會議に緊急上程しこれまた討論の上原案通り可決確定されて即日貴族院に送付されることゝなつた。

豫算分科會は十六日午前九時半から一齊に開會、第一、第二兩分科會は附帶決議付、その他第三、第四、第五、第六各分科會は原案通り各所管毎に政府豫算案を可決した、よつて直ちに午後には豫算總會に移し討論、可決の上同日の衆議院本會議に緊急上程した。

第 一 分 科 會 の 附 帶 決 議

第一分科會（外務、司法、拓務）は午前十時四十分開會、司法豫算に關し左の附帶決議を附することにして絶對多數を以て可決、同十一時十分散會した。

附 帶 決 議

近時、檢察事務中動もすれば妥當を欠くものあり、人權頻りに蹂躪せられ、その結果裁判の適正をすら疑ふ者あるに至り、民衆怨嗟の聲を聞く、政府は宜しく法制を改め、その運用を慎み當該官吏を指導督勵して以て、弊風を一掃すべし。

第 二 分 科 會 決 議

第二分科會（内務、文部）は午前九時二十三分開會、松本治一郎（第一）清水留三郎（民政）佐藤洋之助（政友）添田敬一郎（民）木村正義（政）の諸氏から質疑ありて後討論に入り、野田文一郎君（政）から左の附帯決議を内務豫算に附して可決すべきことを提議し附帯決議付で多數可決、同十一時十分散會。

附帯決議 近時司法警察官中選挙の取締並に檢舉に關し往々常軌を逸し人權を蹂躪する者あり民衆怨さの聲を聞く、政府は宜しく曩日の聲明に鑑み吏道を振肅し以てその非違を絶滅せんことを期すべし。

衆議院最後の豫算總會

十一年度實行豫算に對する各派の態度決定の後をうけて、十六日の衆議院豫算總會は午後一時二十五分開會、先づ武富濟君（民）立ち「内務政務次官を採らざりしは議會を尊重せざるものではないか、また永田拓相はかつて政黨及び議會政治に對し、完膚なきまでの非難をあげてゐる、其の眞意如何」と首相及び内相、拓相に向ひ誠意ある答辯を要求したに對し、廣田首相は「政黨及び議會政治を尊重する意思において、組閣當時から何等變るところはない、また永田拓相が議會政治誹謗の見解を持つとは考へない」と答へ、潮内相も亦た「政務官の詮衡に當つては、圓滑に仕事をして行くことを主眼としたものであつて、政黨並びに議會を蔑視する如き考へは毛頭ない」と答ふ所あり、永田拓相も「選挙肅正に關して地方でなした演説には、誤解があるやうであるが、選挙肅正の運動は結局立憲政治を擁護する信念に基いた處であつたことをこゝに明言する、決して政黨のみを漫罵してゐるのではないのである」と釋明する所あつた。次で中村嘉壽君（政）北サガレン引揚に係る補償問題について質問あつて後豫算第一から第六各分科會主査より審議經過の報告を行ひ。

一、（追第一號）昭和十一年度歳入歳出豫算追加案一、（特追第一號）昭和十一年度各特別會計歳入、歳出豫算追加案一、豫算外國庫負擔となるべき契約を要するの件 一、（追第二號）昭和十一年度歳入、歳出總豫算追加案 一、（特追第二號）昭和十一年度各特別會計歳入、歳出豫

算追加案 一、（追第一號）豫算外國庫負擔となるべき契約をなすを要するに關する件の六件を一括議題として討論に入り。

清水留三郎君（民） 時局の重大性に鑑み左の希望條項を附し原案に賛成を表すと民政黨の希望條項三項目を朗讀す、次で

船田中君（政）十一年度豫算は軍事豫算の偏重に陥つてゐる、左の希望條項をあげる、次で畔田明君（第二）及び森肇君（昭）原案を賛成し

も「選舉肅正に關して地方でなした演説には、誤解があるやうであるが、選舉肅正の運動は結局立憲政治を擁護する信念に基いた處であつたことをこゝに明言する、決して政黨のみを漫罵してゐるのではないのである」と釋明する所あつた。次で中村嘉壽君(政)北サガレン引揚に係る補償問題について質問あつて後豫算第一から第六各分科會主査より審議經過の報告を行ひ。

一、(追第一號)昭和十一年度歳入歳出豫算追加案一、(特追第一號)昭和十一年度各特別會計歳入、歳出豫算追加案一、豫算外國庫負擔となすべき契約を要するの件 一、(追第二號)昭和十一年度歳入、歳出總豫算追加案 一、(特追第二號)昭和十一年度各特別會計歳入、歳出豫

算追加案 一、(追第一號)豫算外國庫負擔となすべき契約を要するに關する件の六件を一括議題として討論に入り。

清水留三郎君(民) 時局の重大性に鑑み左の希望條項を附し原案に賛成を表すと民政黨の希望條項三項目を朗讀す、次で。

船田中君(政) 十一年度豫算は軍事豫算の偏重に陥つてゐる、左の希望條項をあげる、次で畔田明君(第二)及び森肇君(昭)原案に賛成し杉

山元治郎君(社)審議期間の不足、國民生活安定策の欠如を理由として原案反對を表明する、次で。

風見章君(國) 臨時議會の召集を要求して反對をなす、かくて採決の結果大多數を以て豫算追加原案は可決された、引續き。

(追第三號)昭和十一年度歳入歳出豫算追加案を提議可決、最後に。

龜井貫一郎君(社) 起つて豫算審議進行の經過につき比較的小會派が公平なる取扱を受けた點について謝意を表し川崎委員長の挨拶を終り

同三時二十五分散會。

貴族院本會議(十七日)

貴族院は十七日日曜日にも拘らず午後十時十六分から本會議を開きまづ衆議院より送付された昭和十一年一般特別兩會計豫算追加案を中心として一般財政經濟に關する政府の方針説明のため、

馬場藏相 より衆議院でなしたと同様なる財政演説をなした、議場は議員の出席率も頗る良好で、勉強振りを如實に示し一般傍聽席も中々賑やかで満員の盛況である、馬場藏相の演説後請願委員長。

酒井忠克伯(研究) より委員會の經過報告あり次いで政府提出衆議院送付の

一、産蕪處理統制法案

一、蠶糸業組合法中改正法律案

一、蠶糸業法中改正法律案を一括上程。

島田農相 より提案理由の説明をなし十八名の委員付託次いで津村重舍君の失言問題による懲罰事犯に関する懲罰委員長の報告に移つたが懲罰委員会は津村君の議員辭任のため懲罰事犯の對象が自然消滅となつたので委員長。

島津忠重公(火曜) はこの旨の報告をなすこととなつた、ただ右報告は貴族院令により秘密會において報告することになつてゐるので。

近衛議長 はその旨を宣し直に秘密會に入り廣田首相外各閣僚政府委員何れも退場した、同秘密會においては前記の如く。

島津委員長 より

懲罰委員会は二回開會協議の結果津村君の議員辭任聽許により懲罰の對象が無くなつたので何等の結論に達せず審議を中止した、旨を報告し同十一時秘密會を閉ぢ公開した後。

近衛議長 より津村君の辭職は既に御聽許になつたので津村君に對する懲罰委員會はこれにて打切る旨を宣した後國務大臣の演説に對する質疑に入り。

赤池濃君(同和) 西部支那に對する英國の勢力は増大しつゝありとの話である、また支那の幣制改革についても英國はクレジットを設定したとの噂もあるこれをもつて見るも支那の歐米依存主義は顯著になつたと思ふがこの情勢を政府はどう見てゐるか、またそれに對して如何なる對策をもつてゐるか。

廣田首相 現下の國際間の不安なる状態は認めざるを得ない特に日本としては隣國支那とロシヤに對しては善隣主義を以て進まんとしてゐる、然るにこの隣國との關係につき遺憾の點が多い、即ち今日日本と露支の三國の間には極めて微妙な關係がありこの關係については極めて慎重なる態度を必要とする、最近支那政府が日本に對して惡聲を放つてゐるとの説があるが、南京政府が特に日本に對して惡感情を抱いてゐるとは思はれない、歐米諸國の支那における動きは經濟關係を中心としてのもので、支那における歐米の實業家の關係するところが多

い、然し、これが支那の中央政府とどんな關係があるかは判然しない、今後は日本人そのものと支那人そのものと根本的に融和する事が肝要である、國民間の親和こそ眞に日支間の親善を作るものである。

廣田首相 現下の國際間の不安なる状態は認めざるを得ない特に日本としては隣國支那とロシアに對しては善隣主義を以て進まんとしてゐる、然るにこの隣國との關係につき遺憾の點が多い、即ち今日日本と露支の三國の間には極めて微妙な關係がありこの關係については極めて慎重なる態度を必要とする、最近支那政府が日本に對して惡聲を放つてゐるとの説があるが、南京政府が特に日本に對して惡感情を抱いてゐるとは思はれない、歐米諸國の支那における動きは經濟關係を中心としてのもので、支那における歐米の實業家の關係するところが多

い、然し、これが支那の中央政府とどんな關係があるかは判然しない、今後は日本人そのものと支那人そのものと根本的に融和する事が肝要である、國民間の親和こそ眞に日支間の親善を作るものである。

有田外相 日本のソヴェト並に支那に對する方針は日滿關係を基調として日ソ、日支の關係を調整するに在るソヴェト蒙古との協約については目下研究調査中であり、露支密約については未だ判然しないがよく調査しようと思つてゐる、極東における不安の情勢はソヴェトの極東に對する認識不足と疑心暗鬼にある、政府としてはこの點を考慮して、極東の時局に對處せねばならぬ、又支那政府が所謂三原則に基いて日文關係の改善に努力しようとしてゐる事は今も變りがない、然し最近支那政府の態度に多少變化のあつた事を認める、それは北支事件の影響があつたものゝ如く見られる、排日の事實については今尙存してゐる事を認めざるを得ない、北支等の排日的言論については、多少いやがらせのものがあると思ふが、これ等については十分考究すべきであると思ふ、又支那における歐米諸國との關係については、風説的のものも相當ある、今の支那の情勢から見て各國が左程多額の投資をなすとは考へられない、それには利害關係のある連中の宣傳によるものが相當多い、然し、これ等に對しては十分研究してゐる、又これ等各國の經濟活動が支那官憲との關係について十分考究を要する問題である、更に日支親善については、民衆と民衆との接觸はもとより必要である、勿論時の政府を度視外する事は出来ないが、民衆の心を捉へる事はもつとも肝要である、團匪賠償金をこれ等の用途に充てよとの説があつたが對支文化事業部では質問の趣旨に副ふやう努めてゐる。

赤池君 首相及び外相の手腕に信賴するとともに更に一層の自重を希望する、今日支那における民衆と政權との間には對日感情の點において餘程の開きがある、殊に支那各地には日語研究熱が高まりつゝあつて、日本の書籍が相當讀まれてゐる、この點から見ても彼等の對日感情が判る、日支間の關係は種々の點から見て密接なるものがある、英國は團匪賠償金を使つて支那における大事業に充てゝゐる、これ等の事情に鑑み當局の積極的の働き掛けを希望すると述べて、質問を終りついで。

淺田良逸男(公正) 過般の衆議院における齋藤隆夫君の質問に對して寺内陸相は質問の趣旨に全く同感と答へ、世間はこれに好感の意を表した、然し我々は、齋藤君の質問の内容を十分たゞし、これと同感の意を表明された陸相の心意を十分にききたゞす要がある、と述べ、國防の本義についての所論を開陳齋藤君の質問に現れた國防解釋に批判を加へ。

軍人も國防を擔當する立場から常に政治外交についての知識を養ひ時に觸れ、政治經濟の事を人とともに談ずる事も必要である、又齋藤君は軍人は政治經濟を論ずるに足る素養なしと斷じてゐるが果して然るか、軍人は専門家ではないが政治經濟についても相當の素養を有してゐると思ふ、又質問者は曰く五・一五事件の善後處理の悪い事が今回の事件を惹起したと論じ、陸相はこれに對して何等答へてゐない、この點如何更に曰く國民の總意である議會の力が一部の勢力によつて蹂躪されるとの説があつた、この一部とは軍部なりとの疑惑を受けると思ふか、この點陸相としては何分の答辯をなさるべきである。

淺田男更に軍における命令と服従についての軍當局の方針について質したに對し寺内陸相より別項の如き答辯ありこれで國務大臣演說に對するすべての質問を終了し午後零時半散會

軍人政治干與限界問題 寺内陸相改めて言明

寺内陸相は、十七日の貴院本會議において淺田良逸男の質問に答へ次の如く言明した。

- 一、軍は天皇親率の下に皇基を恢弘し國威を宣揚するを本義とす、この本義に基き國防は軍の持つ最大の任務であると解する。
- 一、齋藤君の演說については稍穩當を缺くが如きもの、又事件の原因等に關し稍獨斷的の諸論等はあつたがこれらについては自分が事件の説明をした所によつて明瞭であり又更に自分から事件の原因等を詳細に説明することは今日尙取調べ進行中でこれをなし得ない事情にある等のため一々齋藤君の演說につき論駁を重ねなかつたものである。

一、軍人の政治干與については勅諭に示さるゝ所により我々の政治に對する信念を申上げ又法的根據によつて禁止されてゐる所を述べたのである、軍政の管理に關與する諸官衙例へば陸軍省の如きが廣く國防の見地から政治問題を研究し又これについて他の省と折衝するが如き

一、軍は天皇親率の下に皇基を恢弘し國威を宣揚するを本義とす、この本義に基き國防は軍の持つ最大の任務であると解する。
一、齋藤君の演説については稍穩當を缺くが如きもの、又事件の原因等に關し稍獨斷的の諸論等はあつたがこれらについては自分が事件の説明をした所によつて明瞭であり又更に自分から事件の原因等を詳細に説明することは今日尙取調へ進行中でこれをなし得ない事情にある等のため一々齋藤君の演説につき論駁を重ねなかつたものである。

一、軍人の政治干與については勅諭に示さるゝ所により我々の政治に對する信念を申上げ又法的根據によつて禁止されてゐる所を述べたのである、軍政の管理に關與する諸官衙例へば陸軍省の如きが廣く國防の見地から政治問題を研究し又これについて他の省と折衝するが如きは當然のことである。

一、(淺田男の上官の命令でも間違つた命令に對しては多少判斷を加へていゝものかどうかとの質問に對し)命令の精神については軍隊内務書に「服従は軍紀を維持するの要道たり故に至誠上官に服従しその命令は絶對にこれを勵行し習性となるに至らしむるを要す、而して服従は高潔なる犠牲的精神より出で彈丸雨注の間尙克く身命を君國に獻げ一意上官の指揮に従ふに至るべきものにして、其の之を致す所以の道は上官先づ自ら法則を恪守し命令を遵奉し以て服従の範を垂るゝに在り」とある通りこれが命令服従の原則である。

貴族院豫算總會

貴族院の豫算總會は十七日午後一時四十分開會、柳原委員長開會を宣したる後、質疑に入り紀俊秀君(公正)起ちて、小學教育は庶政一新の基本である。然るに今日の現状を見るにその教育は實のない形式教育である、詰め込み主義の焦躁教育である、教育疑獄、教員の赤化事件、桃色事件等日々新聞紙上にこれを見ざる日もない有様で寒心に堪へない、義務教育費を特別會計にすべしと私は前に論じたが、現行法は特別會計となす事を得となつてゐる。果してそれは實行されてゐるか、文相は又本會議における質問に對し學科目の改廢、學校の存廢についても考慮する旨を答辯せられてゐるが、文相がかくいはいはれた以上は何か腹案があると思ふがそれを承りたい、文相は又漢字廢止を唱へられてゐるが、この現内閣の政策政綱聲明書は難解の文字が多いことについて考慮すべきではないかと質し、之に對して。

平生文相「試験制度は今日では外國に於ても行はれ我國では明治時代から始まつたものであるが、今日では多分に緩和されてゐると思ふ、父兄、教員、校長等の名譽心の爲に試験制度が競争化された弊害は無いではないが、これを全廢することはむづかしい、學校の存廢に關す

る私の意を反駁されてゐるがこれは素人であつた時代の意見を率直に申上げたのであつたので、當局の地位に立つた以上は再検討したい、但し小學校の廢止は行はないといふことを確信する漢字廢止論は私の從來の理想である教育機構の改正については其弊害を除くために努力したい」と答へ。

潮内相 義務教育費を特別會計とすることについての御意見は尤もであるが、町村の負擔を平均ならしめることも必要であると考へその爲に二千萬圓の豫算を計上した次第である。

廣田首相 「教育振興刷新のため教育の制度その機構の改善について國民の輿論諸賢の意見に副ふことにしたい」

紀男 帝展の問題は速かに英斷をもつて決すべきことである。

文相 「帝展問題については異なる意見を有する各方面の美術家の意見を聽いた上で善處したい」と答ふ、次で。

關屋貞三郎君(研究) 起ち外交國防と相俟つて世界の平和人類の福祉を増進すべき第一線の任務にありながら、内務行政等の如く世間の聲が大きくないため、その重要な經費をも認めないといふことではないか、現在外務省の經費は非常に窮乏してゐる、國際關係重大な時にその聲の小さいといふことは遺憾に堪へない、司法省の經費についても世間の聲援を受けることが少ない、司法大臣は議員の質問に對し司法關係の定員不足を以て事務の澁滞してゐることの辯明を爲されてゐるが、その擴張によつて之等の弊害を除かれない、又司法官の待遇についても注意ありたい、殊に大審院長の地位であるが司法官の長官たる大審院長をして司法大臣の下風に立つものとする世間の考へを除くやうにされたい。

首相 豫算編成の方針としては國策に關する限り主務大臣以外の關係にも論議して實行に移すべく、豫算に計上してゐる、外務省の豫算は現時の國際情勢に鑑み増額したい、その他の所要經費についても國策上必要なものは考慮する。

馬場藏相 御意見は尤もである、今日の財政は赤字であるがその聲無き經費と雖も國策上必要なものはこれを豫算に計上するやうに努力

する、と述べ同三時五十五分散會。

やうにされたい。

首相 豫算編成の方針としては國策に關する限り主務大臣以外の關係にも論議して實行に移すべく、豫算に計上してゐる、外務省の豫算は現時の國際情勢に鑑み増額したい、その他の所要經費についても國策上必要なものは考慮する。

馬場藏相 御意見は尤もである、今日の財政は赤字であるがその聲無き經費と雖も國策上必要なものはこれを豫算に計上するやうに努力

する、と述べ同三時五十五分散會。

陸海軍省官制改正

陸海軍では從來陸海軍大臣、又は陸海軍次官の任用に關しては、官制上現役將官に限るとの嚴格なる規定は存在しなかつたが、今般官制を改正し陸海軍大臣は現役大中將に、陸海軍次官は現役中少將より任用せられることにそれ〴〵決定を見、十八日の官報を以て有官制改正に關する勅令が公布せらるゝこととなつた、よつて陸海軍部當局では右に關し左の如く發表した。

陸軍當局談 本十八日陸軍省官制改正の勅令が公布せられ、陸軍大臣に任ぜらるゝは現役大中將に、同次官に任ぜらるゝは現役中少將に限らるゝこととなつた、陸軍大臣又は陸軍次官の任用に關しては陸軍省官制々定以來數次其の規定の改正があつたが、明治三十三年現役將官に限ることに規定せられて以來軍部大臣、次官現役制確定し大正二年の改正によりて必ずしも現役に限らぬことに改められた、然しその後においても依然として、現役將官のみ大臣又は次官に任用せられいまだ一度も非現役の軍人が任用せられたことが無かつた、この事實に鑑み今度官制を改正して官制と實際とが名實共に一致する如く改められたものである。

海軍省公表(十八日) 本日海軍省官制改正の勅令が公布せられ海軍大臣に任ぜらるゝは現役大中將に、同次官に任ぜらるゝは現役中少將に限らるゝこととなつた、海軍大臣又は海軍次官任用に關しては海軍省官制定以來數次その規定の改正があつたが明治三十三年現役將官に限ることに規定せられて以來軍部大臣現役武官制確定し、大正二年の改正によりて必ずしも現役に限らぬことに改められたる以後においても依然として現役將官のみ大臣又は次官に任ぜられたる實情であつた、即ち今次の改正は官制と實際とを名實一致する如く改められたものである。

官制改正公布即時實施

今回の改正は軍の統制を保持し、肅軍の徹底を期するには大臣は現役大中將に、次官は中少將に限定する事に決定、政府より樞密院に御諮詢を奏請した結果去る五月十三日の樞密院本會議において可決、案の御下げ渡しがあつたので同十五日の閣議で決定、上奏御裁可を仰ぎ十八日の官報で左の如く公布、即日實施された。

陸軍關係

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ陸軍省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年五月十六日

内閣總理大臣 廣田弘毅

陸軍大臣 伯爵 寺内壽一

勅令第六十三號 陸軍省官制中左ノ通り改正ス

附表備考中第一號ヲ第二號トシ以下順次繰下ケ第一號ヲ加フ

一、大臣及次官ニ任セラルル者ハ現役將官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海軍關係

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ海軍省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年五月十六日

内閣總理大臣 廣田弘毅

海軍大臣 伯爵 寺内壽一

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海 軍 關 係

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ海軍省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十一年五月十六日

内閣總理大臣 廣 田 弘 毅
海 軍 大 臣 永 野 修 身

勅令第六十四號 海軍省官制中左ノ通り改正ス

別表備考中第一號ヲ第二號トシ以下順次繰下ケ第一號トシテ左ノ一號ヲ加フ

一、大臣及次官ニ任セラルル者ハ現役將官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米 穀 法 案 通 過 寸 (衆議院本會議)

十八日の衆議院本會議は午後一時二十五分開會、告げ富田議長より先日の杉浦武雄君の演說中、秘密會の内容に言及されたが秘密會は他に漏らさぬことになつてゐるので、杉浦君の發言には遺憾の點があつた、今後はかゝる事のなきやう御注意せられたい。なほ議會の信用維持の上からも各々相戒められたい、と議員の發言につき注意を喚起した後日程に入り、冒頭政府から今議會に提出された唯一の社會立法たる

一、退職積立金法案及び退職手当法案(政府提出)

を上程、潮内相より提案理由の説明があつた、次で村岡吾一君(政友)起ちて「法文中第八條及び十六條に記載されてゐる積立金の率が明確を缺いてゐるやうに思はれる第十七條の積立金の計算は複雑で難解であるから第三十一條の退職金審査會と共に削除してはどうか、然して第十六條の率を高め一定の率に變更し本法施行の本旨を明らかにしてはどうか」

と政府の所信を質すところあり、内相「わが國の法規はやゝもすれば難解に陥りやすいが、今後はその弊を改めて行きたい」と答へた後、法案の各條を説明し立案當時の事情を述べる。次で加藤鏖五郎君(政友)より左の質問あり。

一、政府が本法案提出に當り全産聯等の要求によりさきに失業対策委員會等に付議した案を變更したとのことであるがその事實は眞なりや。

一、本法案の實施により從來の中小商工業者の救済政策に背反しないか。

一、何故に官業を除外したか。

一、労働者數を三十人とした理由如何、政府の原案は十人であつたと思ふ。

一、第十七條の五千圓を單位にした事並に、社會政策的事業の認定如何。

内相これに對して「一、案の成立までには變化はあつたが、その精神には何等の變りはないのである。一、この程度の負擔は商工業者も負つてよいと考へる。一、官業を除外したのは從來の慣行もあり、豫算の關係もあつて斯く決定した」と答へ、次で「小川商相よりも「本法の適用によつて商工業者は打撃を受けない」と答ふる所あつた。次で岡幸三郎君(第二控室)本法中商工業者に對する關係について、政府當局の答辯を求め内相、廣瀬長官よりそれ〴〵答ふる所あり、次で社會黨の塚本重藏君は一機械工である私が質問をいたすことは、わが憲政史上に一大ボツクを作るものでありますと見得を切つた後、労働組合法案の必要を力説し「政府はこれが制定につき如何なる所見を持してゐるか、また失業保險法に對して如何に考へてゐるか、本法を失業保險法まで持つて行く考へはないのであるか」と質ね、更に轉じて本法の内容に言及し、かくの如き法案は全労働者にまで及ぼすべきものであると思ふ、それが出來ぬとせば健康保險法の適用範圍まで擴大してはどうか、また適用範圍を三十人以上の労働者としてゐるが労働争議はむしろ三十人以下のところが多いのを見ればその標準が間違つてゐることが判らう。臨時職工の適用についても脱法行爲が行はれるであらう、故に本法實施の曉政府は現在豫期した効果をあげ得ないであらう、政府は本法を修

正の意思ありやと質す、内相これに對し「労働組合法については研究中であるが、立法に當つては労働階級の事情も調べる必要もあつて、來議會に出すかどうかは只今明言出來ない、失業保險法はこれを阻止する意思はない適用人員を十人、五人にするつもりはない、臨時工の如き

事實問題は答へられぬ」と答辯をなす、尙ほ塚本氏は臨時工の取扱方につき廣瀬長官との間に質問應答を重ね、同案は委員付託となつた。次

大ボツクを作るものでありますと見得を切つた後、労働組合法案の必要を力説し、「政府はこれが制定につき如何なる所見を持してゐるか、また失業保険法に對して如何に考へてゐるか、本法を失業保険法まで持つて行く考へはないのであるか」と質ね、更に轉じて本法の内容に言及し、かくの如き法案は全労働者にまで及ぼすべきものであると思ふ、それが出来ぬとせば健康保険法の適用範囲まで擴大してはどうか、また適用範囲を三十人以上の労働者としてゐるが労働争議はむしろ三十人以下のところが多いのを見ればその標準が間違つてゐることが判らう。臨時職工の適用についても脱法行爲が行はれるであらう、故に本法實施の曉政府は現在豫期した効果をあげ得ないであらう、政府は本法を修

正の意思ありやと質す、内相これに對し「労働組合法については研究中であるが、立法に當つては労働階級の事情も調べる必要もあつて、來議會に出すかどうかは只今明言出来ない、失業保険法はこれを阻止する意思はない適用人員を十人、五人にするつもりはない、臨時工の如き事實問題は答へられぬ」と答辯をなす、尙ほ塚本氏は臨時工の取扱方につき廣瀬長官との間に質問應答を重ね、同案は委員付託となつた。次で

一、昭和九年度第一豫備金支出の件、外六件の承諾を求むる件

中島大藏政務次官の説明あつた後、質疑に入り福田關次郎君(民政)より「豫備金の設置があるからとて緊急ならざるものまで支出する傾向があるが、大藏省はこれに對して如何なる考へを持つか」と質問し、有田外相、中島大藏次官、林法相、村上海軍經理局長、肝付内務參與官、平手陸軍經理局長それ々々答へ、次で三宅正一氏(社大)は裏日本地方の雪害状況を詳述して如何なる雪害對策が政府にあるかと質す所あり、中島大藏政務次官より「雪害地方に對しては政府は特に意を拂ひ、追加豫算にて三百五十萬圓を支出し、更にそれに不足の場合は豫備金百萬圓、なほそれにも不足の場合には政府として有らゆる對策を講ずることが、政府全體の意向である」と答へた。

政府提出の承諾を求むる七件は委員付託となり同五時休憩、午後七時三分再開。

一、職業紹介法中改正法律案(政府提出)

委員長熊谷直太郎君(政友)の委員會經過の報告あり、委員長報告通り可決確定、次で

一、重要輸出品取締法案

一、輸出絹織物取締法中改正法律案

一、昭和六年法律第五十五號中改正法律案(貿易調節及び通商擁護に関する件)(以上何れも政府提出、貴族院送付)を一括上程し委員長増田義一(民)君の委員會經過の報告あり、委員長報告通り可決確定、次で

- 一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する法律案
 - 一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つる爲特別會計に屬する資金の繰替使用等に關する法律案
 - 一、昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事件に關する經費支辯の爲公債發行に關する件)
 - 一、昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事件に關する一時賜金として交付する公債發行に關する件)
 - 一、對支文化事業特別會計法中改正法律案(以上五件政府提出)
- 委員長金光庸夫君(政友)の委員會經過の報告あり委員長報告通り可決確定。

一、昭和十一年一昭和十一年勅令第七號(災害善後に關する經費支辯のため公債發行に關する件)(承諾を求むる件)に承諾を與へ、ついで

- 一、米穀自治管理法律案
- 一、米穀統制法中改正法律案
- 一、穀共同貯藏助成法案 (以上政府提出)

を一括上程し委員長東武君(政)より委員會經過の報告あり、これに對し質疑をなすため田島勝太郎君(民)起つて「一、廣田首相に質問するが從來内地外地の關係官廳間には常に精神的にも實行的にも相疎隔して、米穀政策の遂行に協力せず、そのため米穀政策の効果を減殺せることは鮮少にあらず、現に外地米生産費の調査決定は本法施行の根本的基礎條件たるに拘らず内閣總理大臣直屬の調査委員會を設けながら昨年の生産費をも決定し得ず今日に及んでゐるのは正しく此の弊を暴露せるものである、政府はこの度内地に互る米穀自治管理法を行はんとするに當り從來の如く依然關係官廳の確執があれば本案の實行は全く期し難いと思ふ、よつて各官廳とも相協力せねばならぬ、一、本法の實施の如何に拘らず近來産業組合と米穀業者その他中小商工業者との間には相當深刻なる利害の衝突があつて其影響は頗る重大と思ふ、政府は速か

に之が調和の方策を講じその相剋を緩和せねばならぬ」と述べたに對し、廣田首相より「昨年の生産費が未決定なのは誠に遺憾であるが、今後は内地の十分なる協定を得て、公正なる米穀生産費を決定したい」と答ふる所あり、島田農相は

從來内地外地の關係官廳間には常に精神的にも實行的にも相疎隔して、米穀政策の遂行に協力せず、そのため米穀政策の効果を減殺せることは鮮少にあらず、現に外地米生産費の調査決定は本法施行の根本的基礎條件たるに拘らず内閣總理大臣直屬の調査委員會を設けながら昨年の生産費をも決定し得ず今日に及んでゐるのは正しく此の弊を暴露せるものである、政府はこの度内地外地に互る米穀自治管理法を行はんとするに當り從來の如く依然關係官廳の確執があれば本案の實行は全く期し難いと思ふ、よつて各官廳とも相協力せねばならぬ、一、本法の實施の如何に拘らず近來産業組合と米穀業者その他中小商工業者との間には相當深刻なる利害の衝突があつて其影響は頗る重大と思ふ、政府は速か

に之が調和の方策を講じその相剋を緩和せねばならぬ」と述べたに對し、廣田首相より「昨年の生産費が未決定なのは誠に遺憾であるが、今後は内地外地の十分なる協定を得て、公正なる米穀生産費を決定したい」と答ふる所あり、島田農相は

質問の要旨は至極もつともと思ふ、本法の施行に當つては萬々悪影響なきことを期するのであるが、産業組合と米穀業者、その他中小商工業者との關係については十分その利害を調節し以てその共存共榮の方法を講ずる覺悟である、特に産業組合の違法又は脱法の行爲なきやうその監督を厳にし、一面産業組合の發達を助長し、兩者の諧調を期したいと考へる、現に農林、商工等の關係においても此の點については種々協議してゐるのであるが、例へば産業組合の白米小賣その他米穀の販賣につき調整をはかること、それから又た産業組合に對しては政府の米穀買入に際し、保證金を免除し整理買換へに際しては、政府米の隨時賣却の途を拓き、また産業組合の倉庫に政府米の寄託する途をひらく等、産業組合に對しても産業組合に對すると同様の保護特典を與ふることに、これを實行する趣旨をもつてそれ／＼考慮してゐるのである、なほ産業組合と商業組合との調和をはかる爲め、中央及び地方の必要に應じ配給調整に關する委員會の如き組織を設け以て十分なる効果をなしてゐる。

と答へた、次で田淵豊吉(第二控室)起つて例の調子で滔々と長廣告を振つたがその要點は「本案をめぐつて政友會も三分の一は反對、民政黨は賛否半分くらいと見るのが實際のところであらう、然るに黨と黨とで賛否論を固めて行くから、本案の通過に賛成といふ大勢が出来るのであるが、諸君は何故に反對なら反對と堂々の陣を張つて、本案の通過を阻止しないのであるか、議會の信用失墜の因も一つはこの邊に存するのである、結局するところ本案は通常議會まで延期せらるべきである」といふに在つた。次で高橋守平氏(民)は「本案のすべてに滿腔の同情を表するわけではないが、内地外地に對し過剰米割當制度を設けたこと、配給機關たる米穀商を第二次統制に参加せしめ責任を分つ事とした點統制米の解除條件が最低價格を一割上廻つた見當に定めたこと從來の最高價格に至らざれば政府米を賣却出来なかつたのに比し「有ガスレ」を緩和し得る點、等に現行統制法を補強するに相當價值あるものと認め、運用上不安を感じる點については嚴重なる付帶決議を付して賛成する

ものである、本議會に政府は商工中央金庫法案を提案して商業組合にも産業組合と同業の利益を與へんとした、然一度運用を誤れば中小商業者と産業組合との相剋を激化し國民怨嗟の的となる事が憂慮せらるるが故に附帯決議第四第五項を設けたのである、と述べ、次で東郷實君（政友）起つて

世界に飛躍せんとする我が國も、國防充實すると雖も食糧に不安があつては、その目的を達することは出来ないのである、即ち國防の要諦は農村である、内地の米の不足を補ふために朝鮮、臺灣の増産を奨励したこともあつた、しかし時代の要求の變遷に應じた新しい處置を講ずることが政治であらうと思ふ、此意味において政府が本案を提案された事には賛成である、本案は米價を釣り上げるものではなくある程度に米價を維持せんとするもので農民の利益のみならず消費者の立場にも益するもので即ち全國民の生活安定を期する重要法案であると思ふ、本案が根本對策へ至る一段階なりとの意味を信じて、こゝに賛意を表するものである。

と賛成演説をなし、次で永山忠則君（民政）もまた

米價を引き下げて貰ふために、米穀統制法の出現は喜ぶべきであつたが、昭和八年の大豊作後、農民が政府へ賣つたものは買上總數の割に過ぎなかつたのである。今回本案の提出は統制法と相俟つて、車の兩輪の如く農民の利益を計るものとして賛成の意を表する。

と述べ、次で社大黨の三宅正一氏起つて、社大黨全國農民組合の附帯決議を読み上げた後、この決議に對する農相の答辯を信じて、こゝに本案を賛成するとして、米穀法制定以來の米穀政策の功を述べた後

本案には重大なる缺陷もある、即ち地主の利益のみ齎らす惧れなきや、高米價政策に隨する惧れなきやの二點である、しかして本法案によつては此の缺陷を是正することは出来ないと思はるが故に、附帯決議をなしたのである。

次で清瀬一郎君は國民同盟を代表して自席より

第六十七議會において我々は適切なる修正を加へたものであつたが、今回この修正が容れられたので本案に賛成する、しかし我が黨内に

は本案に反對の意見を有するものもあるので本案に對する表決の自由を認めた。

と述べ、かくて討論を終り採決に入り、原案通り可決確定、十時二十分散會した。

本案を賛成するとて、米穀法制定以來の米穀政策の功を述べた後

本案には重大なる缺陷もある、即ち地主の利益をのみ齎らす惧れなきや、高米價政策に隨する惧れなきやの二點である、しかして本法案によつては此の缺陷を是正することは出来ないかと考へるが故に、附帶決議をなしたのである。

次で清瀬一郎君は國民同盟を代表して自席より

第六十七議會において我々は適切なる修正を加へたものであつたが、今回この修正が容れられたので本案に賛成する、しかし我が黨内に

は本案に反對の意見を有するものもあるので本案に對する表決の自由を認めた。
と述べ、かくて討論を終り採決に入り、原案通り可決確定、十時二十分散會した。

民・政附帶決議文

米穀自治管理案に對する附帶決議案文については十八日午前午後にわたり民政、政友兩黨首脳部間において折衝の結果、左の如く決定、委員會は右の附帶決議を付して米穀關係法案は全會一致可決したが、附帶決議全文次ぎの通りであつた。

附帶決議

- 一、内外地を通じ米穀統制方策を樹立し米作の獎勵に對し適切なる方法を講ずべし。
 - 二、速かに米穀の國營検査を斷行すべし。
 - 三、米穀自治管理委員會の委員には生産者、米穀業者及び消費者の代表を加ふべし。
 - 四、産業組合の指導監督を勵行しその官僚化と營利化を排除し殊に違法及び脱法行爲の絶滅を期し組合本來の使命に基きその健全なる發達を圖るべし。
 - 五、本法の實施に際しては米穀取引並に米穀業者に對し重大なる影響を與へざるやう特に注意し損害ありたる場合は適當なる對策を講ずべし。
 - 六、政府は米穀の生産機關と配給機關との利害を調節しその共存共榮の方途を講ずるため調査會を設くべし。
 - 七、朝鮮及び臺灣において本法實施の目的を達するため内外地官廳の協力につき特に留意し萬遺算なきを期せられんことを望む。
- 因みに右の附帶決議に關しては政友、民政兩黨間に意見の合致せざる點があつて、十八日夕刻の米穀法委員會においては論議つきず、一時

休憩した如き曲折ある場合を出現した程であつた、而して此の意見の喰ひ違ひは、政民兩黨側が決議條項を読み違へたものとして表面的には無事に拾收した形となつたが、これは兩黨の協議における政、民それらの米穀對策に對する根本的の意見が、表面化したものであると見なければならぬ、即ち民政黨が附帶決議の「生産者と配給者の利害を調節する目的のため調査會を設くべし」といふ點に重點を置いたのは配給者側の利益を重視しこれによつて自治管理法實施によつて打撃を蒙る配給者側の損害の輕減を圖らんとする意圖に出でたものであり、これに對し政友會は自治管理案は更に生産者側に立つて一層統制の強化を圖らんとする根本對策に至る過渡案として最善のものとして通過に努力したので米に對する根本の解決案としては今後に研究の上決定さるべきであるとなして居り、自治管理法案には賛成したものの裏面には米穀問題に對する兩黨の根本的の意見の隔りがあり、これを基とし今後米穀對策が更に一步を進めた段階において論ぜらるゝ場合、兩黨が果して如何なる態度に出づるか、残された問題であらねばならぬ。

東北振興案可決

貴族院本會議

十九日の貴族院本會議は午前十時二十分開會、直ちに日程に入り

一、職業紹介法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

を上程鍋島政務次官から提案の理由の説明あり委員付託。

一、重要輸出品取締法案(政府提出、衆議院送付)

一、輸出絹織物取締法中改正法律案(同上)

一、輸出組合法中改正法律案(同上)

の三案を一括上程、小川商相から提案理由の説明あり、二十七名の委員付託。次で

十九日の貴族院本會議は午前十時二十分開會、直ちに日程に入り

一、職業紹介法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

を上程鍋島政務次官から提案の理由の説明あり委員付託。

一、重要輸出品取締法案(政府提出、衆議院送付)

一、輸出絹織物取締法中改正法律案(同上)

一、輸出組合法中改正法律案(同上)

の三案を一括上程、小川商相から提案理由の説明あり、二十七名の委員付託。次で

一、競馬法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

を上程島田農相から提案理由の説明ありこれに對し丸山鶴吉君(同成)起つて「今回の改正法によれば、納付金の四分の三を馬匹改良並びに馬事思想の普及に當て、社會事情には僅かに四分の一に減率されてゐる。今や貧困救助の社會事業に力を入れるべき時局に際し、減率したのは如何なる理由あつての事か、人心に及ぼす悪影響は甚だ大きいと思ふ、納付金の使途の率は從來通りにして置いてよいではないか」と質し、島田農相これに對して「本改正案は第二次馬政計畫の實行に伴ひ、馬政調査會の答申にもとづき、これを法文化したものである、改正法案においては納付金の率が増加してゐるので、結局社會事業に充つべき金額においては決して低下して居らぬのである。從來通り社會事業に充つべき金額は百萬圓を下ることがない」と答ふ。而して鍋島次官よりも又「内務省としては金額において變りがないから同意したのである。なほ救護法に要する費用のため内務省としては、競馬法よりの財源の他に十一年度豫算において、五十萬圓だけ増額し社會事業を重視してゐる」と答ふる所あつた。次で土方寧君(無所屬)道德論の立場から、改正法案に反對の意を表明したが、これにて委員付託となり次で

一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つるため特別會計に屬する資金の繰替使用等に關する法律案(同上)

一、昭和七年法律第一號中改正法律案(同上)

一、昭和九年法律第七號中改正法後案(同上)

一、對支文化事業特別會計法中改正法律案(同上)

の五案を一括上程中島政務次官から提案理由の説明あり委員付託。

一、米穀自治管理法案(政府提出衆議院送付)

一、米穀制統法中改正法律案(同上)

一、穀共同貯藏助成案(同上)

の三案を一括議題とし島田農相から提案理由の説明あり、これに對し例によつて大河内輝耕子(研究)起ち「本案に對しては衆議院において種々附帶決議並びに希望條項がついてゐるが、政府は如何に考へてゐるか」と質し、島田農相「趣旨はいづれも賛成であるが、その實行については經費その他の關係があるから、今後研究の上努力したい」と答へ大河内子の再質問に對し農相並びに中島大藏政務次官から簡單に答ふ、次で有吉忠一君(同和)より米穀取扱業者は、非常に脅威を感じてゐる、政府においても對策を講ずると稱してゐるやうであるがその具體策如何との質問あり、島田農相これに對して

米の問題は食糧問題、農村問題の上から大局的に見て自由商品とするか、更に進んで田家管理、專賣にするかの根本問題が本法案とは別に横たはつてゐる、本法案を實施すれば米價の値幅の變動が少なくなり、取引所の職能に影響を生ずることは事實であつて、これに對しては對策を考慮せねばならぬ、米穀商については法案の上から何等脅威を與へぬと信ずる、供給過剰による値下により不利を蒙らぬと云ふ利益さへある、たゞ問題は産業組合の進出が米商人を壓迫するといふことであるけれど、組合の監督指導機關の強化をはかつて、この衝突の起らぬ様にしたのである、貯藏のためにする倉庫建造に對しては、政府より助成し農民負擔の加重せぬようにする。

と答へ、有吉君より「運用に際して米商に脅威を與へぬやうにされたい」と述べ、かくして二十七名の委員に付託し午後零時四十二分休憩、午後二時二十三分再會。

一、昭和十一年勅令第七號(承諾を求むる件)(衆議院送付)

を上程、中島大藏政務次官から提案理由の説明あり委員付託次いで

一、東北興業株式會社法案(政府提出、衆議院送付)

一、東北振興電力株式會社法案(同上)

の二案につき西郵委員長より委員會の経過並びに結果の報告あり、委員長報告通り可決確定、こゝで京北振興の兩法案は兩院の通過を見たの

起らぬ様にしたのである、貯蔵のためにする倉庫建造に對しては、政府より助成し農民負擔の加重せぬようにする。
と答へ、有吉君より「運用に際して米商に脅威を與へぬやうにされたい」と述べ、かくして二十七名の委員に付託し午後零時四十二分休憩、
午後二時二十三分再會。

一、昭和十一年勅令第七號(承諾を求むる件)(衆議院送付)
を上程、中島大藏政務次官から提案理由の説明あり委員付託次いで

一、東北興業株式會社法案(政府提出、衆議院送付)

一、東北振興電力株式會社法案(同上)

の二案につき西郷委員長より委員會の経過並びに結果の報告あり、委員長報告通り可決確定、こゝに東北振興の兩法案は兩院の通過を見たのであつた。次で

一、鐵道敷設法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

一、岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及び兼業に屬する資産買收の爲め公債發行に關する法律案(同上)

一、江當軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲め公債發行に關する法律案(同上)

の三案につき井上委員長から委員會の経過並びに結果を報告、委員長報告通り可決確定かくて右三案も兩院を通過した、次で

一、商工組合中央金庫法案(同上)

につき大隈委員長の報告通り可決、確定しこれ又た兩院を通過成立した。かくて日程のすべてを終了し午後三時二十七分散會。

東北振興會社設立を急ぐ

東北興業株式會社並に同振興電力株式會社法案は十九日の貴族院本會議で政府原案通り可決され茲に本法案は兩院を通過したので東北振興事務局では議會終了後直に兩會社の創立準備委員會の設置に着手し六月中に右委員の人选及び委員會の構成を完了する事となつた、而して創立準備委員會は興業會社と電力會社の二委員會として大體二十名位づつであり人選範圍は

關係各省次官(内務、農林、大藏、逓信、商工)兩委員會兼任。内閣調査局長官(兩委員會兼任)。調査官(若干名)。東北振興事務局長(兩委員會兼任)。東北六縣知事(兼任)。貴衆兩議院員(若干名)。財界關係者(若干名)。

で右委員會は八月中に各般の創立準備を整へ九月より兩會社は業務を開始する筈である。

貴 族 院 豫 算 總 會

貴族院の豫算總會は十九日午前十時十七分開會、大河内輝耕子(研究)「地方財政補整交付金は、豫算に出てゐるだけであるが、今後は法律によつて出るのか」と質し、潮内相より「これはまだ應急的なものであるから法律は出なかつた、今後の状態如何によつて立法化するか何うかは決してゐない」との答辯あり、大河内子更に

一、交付金を無暗に使はれては困るが、使途の監督方法如何。

二、交付金制度を樹てられた此時を機會として、地方財政について根本的に考へ委任事務の如きについても、その經費支給の方途を再考せられたい。

三、交付金制度を法律にせず、豫算のみでやるには、各省間の連絡など注意して内務省において、その統一を維持せられたい。

四、戸數割、家屋税等の地方民の負擔率が變つてゐるが、地方財政のためには具體的な定つた方法を取るべきものと思ふが所見如何。

五、地方費に關する豫算は國家の豫算を提出する際に、明白にすることが必要と思ふが如何。

と質し潮内相これに對して一々左の如く答辯する所あつた。

一、その監督の方法としては輕減すべき税目は、これを指定する、補給金を支出するには濫費を防ぐため認可を受けさせる、地方豫算の編成にも干與してその監督も行つてゐる。

二、委任事務については成るべく地方に負擔のかゝらぬやうに注意してゐるが、今後においても十分に検討して行く。

三、交付金支出の連絡については、各省と協議して行つてゐるのである。

四、戸數割、家屋税等の率が變ることは、地方團體の經費の都合上致し方ないものと思ふが、然しこれには矢張り負擔の輕減をやらねばな

らぬ、これは税制財政の整理に當つて考慮する。

五、豫算上の地方費については、その額は明かにせられてゐないが、今後調査したい。

大河内子再び省令で金を支出する場合も各省間において協議して行くやと質し、内相「法令による金は明かしにて行けるが、然らざる

一、その監督の方法としては軽減すべき税目は、これを指定する、補給金を支出するには濫費を防ぐため認可を受けさせる、地方豫算の編成にも干與してその監督も行つてゐる。

二、委任事務については成るべく地方に負擔のかゝらぬやうに注意してゐるが、今後においても十分に検討して行く。

三、交付金支出の連絡については、各省と協議して行つてゐるのである。

四、戸數割、家屋税等の率が變ることは、地方團體の經費の都合上致し方ないものと思ふが、然しこれには矢張り負擔の軽減をやらねばな

らぬ、これは税制財政の整理に當つて考慮する。

五、豫算上の地方費については、その額は明かにせられてゐないが、今後調査したい。

大河内子再び 省令で金を支出する場合も各省間において協議して行くやと質し、内相「法令による金は明かしにて行けるが、然らざるものは各省と協議して之を明かにし、地方團體の建て直しをやり度し」と答ふ、次で松井茂君(同和)「現在の中央地方の連絡機關は地方長官であるが、その他位に不安があるために良く行くかどうか疑問を持つてゐる、治者と被治者とは打つて一丸となり、圓滿なる國家を形成したいものであるが、内閣の更迭にしたがつて地方長官に變化を來し、更迭が行はれるやうではそれによつて迷惑を受くるものは國民である、地方長官は度々更迭すべきものではないと思ふ」と述べたる後、左の如き質問をなす。

一、地方團體を鞏固にするには部落の基礎を固くしなければならぬ、當局には五人組の如き制度を設けこれを法制化する考へはないか。今や時代は地方長官と市町村とは對立すべき時期ではない、府縣と市町村との間に連絡機關を設けるの必要がある、市町村において悪性事件の發生する事實はこの連絡機關にかけてゐるがためである、連絡機關については必ずしも郡役所の復活を主張するものではないが中間機關の設置は輿論の要望である。

二、警察事務は非常に増加してゐる、對外的治安を維持する國防と共に對内的治安を目的とする警察は共に非常に重大なことである、地方の特別警備といふことについて若し地方において昔の日比谷事件、今回の不祥事件の如きが起つたなら如何にする、國民が枕を高くし得る状態とは言へない、警視廳及び消防團體を准軍事的團體とすることも考慮すべきであると思ふ、今日火災による損害は年々二億圓に達してゐる、防火問題については大臣は國家的立場から考慮されたい、消防組員についても考慮されたい。

三、警察官及び消防組員の待遇改善についてはさきに本院において建議案が提出されてゐる、これについては大藏省においても深き法意を拂はれたい、警察教育の刷新について伺ふが警察官の教養が缺けてゐる爲に迷惑を蒙るのは國民である、現在の警察講習所の規模は小さく

て目的を達する事が出来ぬから本省に於て陸軍の教育總監部に相當する教育局又は課を設けるべきと思ふ、又大學を出て直に上級警察官とする事も考ふべき事であると思ふが所見如何。

潮内相 これに答へて左の如く述べた。

- 一、町村部落を強固にすべしとする御意見には同感であるが、それに就ては充分考慮しなければならぬ。
- 二、中間機關の設置も大に考慮すべきことではあるが、然し之は中々困難な問題であつて即斷は許さない。
- 三、警察官及び消防組員の待遇も充分に考慮し研究する、巡査の教養については更に一層努力する。

次で馬場藏相も亦た「國の財政の許す範圍において警察及び消防の施設をなして行くべきであるが、今日は軍事費その他の重要經費を赤字公債を以て賄つてゐる状態であるから、現在御希望に副ひ得るか何うかは申上げかねる」と答へ、松井君更に今後の善處を希望し午前十一時五十分休憩、午後一時半再開、野村益三子(研究)より拓務省廢止の噂につきその事實の有無につき質問あり、廣田首相これに答へて。

拓務省廢止の考へは持つたことはない、聲明書に行政機構の改革を述べてゐるが、これは國家全般の進展について有益なものでなければならぬ、拓務省を廢止するが如きことは重大問題であるから、今後十分に検討して行かなければならぬ事柄である。

と述べ、次で大藏公望男(公正)起ちて「我國の現在の外交の根本對策が決してゐないではないか、統一を缺いてはゐないかと思ふ、(速記中止約十六分間)我外交は滿洲事變後外交が一元化してゐるといはれない筋があるやうに思ふ、中央で確たる肚を決めて出先と連絡を取られるやう切望する」

首相 御質問の點については今迄遺憾の點がないではなかつたが將來は萬遺憾なきを期したい(約十五分間速記中止。)

大藏男 對滿投資については政府が相當の決心をしなければ今後出来ぬと思ふ、今日の日本の國是が滿洲國の發達助成にあるからこれは積極的に進まれたら善いと思ふ。

馬場藏相 滿洲投資については我財政の許す限り必要なものは援助したい、次で滿洲移民問題につき大藏男と拓相陸相の間に問答あり。

加藤政之助君(同成) 今回の豫算は二十三億五千萬圓に達しその中五割以上は軍事費である尙増加の趨勢にあるとの原因は當局者が今日ま

で一時の糊塗主義に墮して來たためである、故にこの際明確なる根本的軍事計畫を樹て必要な軍事費の見透しをつけ國民に納得させる事

中止約十六分間) 我外交は滿洲事變後外交が一元化してゐるといはれない筋があるやうに思ふ、中央で確たる肚を決めて出先と連絡を取られるやう切望する」

首相 御質問の點については今迄遺憾の點がないではなかつたが將來は萬遺憾なきを期したい(約十五分間速記中止。)

大藏男 對滿投資については政府が相當の決心をしなければ今後出來ぬと思ふ、今日の日本の國是が滿洲國の發達助成にあるからこれは積極的に進まれたら善いと思ふ。

馬場藏相 滿洲投資については我財政の許す限り必要なものは援助したい、次で滿洲移民問題につき大藏男と拓相陸相の間に問答あり。

加藤政之助君(同成) 今回の豫算は二十三億五千萬圓に達しその中五割以上は軍事費である尙増加の趨勢にあるとの原因は當局者が今日まで一時の糊塗主義に墮して來たためである、故にこの際明確なる根本的軍事計畫を樹て必要な軍事費の見透しをつけ國民に納得させる事を必要と考へる、軍事費の見透しがたれば財政一般の見透しもつく、見透しがつけば國民は増税も辭せぬ。

陸相 尤もである、私共もさうなくてはならぬと思つてゐる、統帥部とも協議してその點に努めてゐるが、銳意具體策を得て協賛を仰ぎたい。

永野海相より速記を中止して約七分間にわたつて答辯あつた後。

藏相 歳出の見透しがかねば歳入計畫もたためぬ、今日まで赤字を成るべく減少する方針に據つて來たが今日の狀態ではこの方針のみによることは出來ぬ、増税計畫を國民に發表することには相當慎重を要する、具體案が出來れば法律案と共に協賛を仰ぐ(以下速記中止の後)。

三時三十分一旦休憩三時五十分再開。

森平兵衛君(研究) 行政機構の改革は調査は中々困難であらうが第七十議會までには提出せよ。

首相 今日行政機構は時代の變遷に伴ひ相當改革すべき點あると思ふ、私は各省の自己便宜のためでなく國策振興に貢獻する様に改革して行きたい。

森君 内相は地方行政機構を改革し府縣廢合の上道廳の如きを新設の意思ありや。

潮内相 行政機構改革の上から地方制度の上にも改革を加へることも重大なことである、地方長官の意見もこれについて徴してゐる全部答申が揃へば研究する方針である、府縣の併合は困難であるが研究したい。

淺男良逸男(公正)の防空問題森平兵衛君(研究)の鐵鋼政策の質問の後、水野甚次郎君(交友)起ち、「一舉に二億圓の豫算を計上して航空交

通を確立する意思なきや、馬券賣買の如き方法を航空機に及ぼしてはどうか。

藏相 富籤付公債を發行する方法で資金調達の方法を圖ることは今賛成しかねる。

會我祐邦子(研究) 滿洲問題につき各國を認識不足と云つた我々はひるがへつて省みると我々に於て果して各國をして日本を認識せしめる事業を行つて來たが、わが國の國際文化事業費は甚だ僅少である。

首相 今後その發達に努力する。

外相 財政の許す限り一屬努力したい。

會我子再びこの度の事件は光輝ある陸軍の歴史に對して拭ふべからざる不名譽を與へ先輩の築かれた精神を踏み蹂つた事は甚だ遺憾に堪へぬ、これは一部の青年校將が眞の日本精神を誤つたがためである、今や肅軍の重責は陸相の双肩にかかつてゐるから自重してやつて貰ひ度い、唯遺憾なことは今日迄陸相はこの度の事件は事前まで分からなかつたと言ふが、上下の間に親しみを缺き膝を交へるが如き時が少い結果だ。善處を望む。

この時陸相頗る緊張した面持にて起ち。

陸相 誠に有益なる御注意をいただき深く感謝する。

淺田男最後に航空問題につき首相、遞相と問答ありかくて七時三十分散會した。尙ほ貴族院における豫算案審議については去る十七日豫算總會開始以來十九日まで十三名の質疑通告者全部の質疑を了したので愈々二十日からは分科會に移ることゝなつた。

産 業 統 制 法 案 可 決

衆 議 院 本 會 議

十九日の衆議院本會議は午後一時三十八分開會、日程を變更して。

一、昭和六年法律第四十號改正法律案(重要産業の統制に關する件)

一、自動車製造事業法案(以上政府提出)を一括上程、委員長野村嘉六君(民政)の報告あり重要産業統制案のみに對し片山哲氏(社大)三

淺田男最後に航空問題につき首相、遞相と問答ありかくて七時三十分散會した。尙ほ貴族院における豫算案審議については去る十七日豫算總會開始以來十九日まで十三名の質疑通告者全部の質疑を了したので愈々二十日からは分科會に移ることゝなつた。

産業統制法案可決

衆議院本會議

十九日の衆議院本會議は午後一時三十八分開會、日程を變更して。

一、昭和六年法律第四十號改正法律案（重要産業の統制に關する件）

一、自動車製造事業法案（以上政府提出）を一括上程、委員長野村嘉六君（民政）の報告あり重要産業統制案のみに對し片山哲氏（社大）三ヶ條の修正案を提出し趣旨を説明討論に入り笠井重治氏（第二控室）片山氏の修正案に賛成し、採決の結果修正案は無産黨、第二控室の一部國盟のみ賛成したので否決せられ委員長報告通り可決確定した、次で自動車製造事業法案は委員長報告通り可決確定。

一、農村負債整理組合法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）田邊農林政務次官より提案理由の説明あり、西川貞一氏（第二控室）「農山漁村の經濟更生は負擔整理にあると考へるが、政府の修正案は徹底を缺いてゐる、政府は次ぎの通常議會に根本的施設案を提出する意志ありや」農相「この組合は當初その趣旨が徹底しなかつたため成績があがらなかつたが最近は非常に好果を納めつゝあるので、法の内容につき改正を加ふべき必要があれば改正するつもりである。

中島大藏政務次官は組合の利率と預金部利率との關係を述べ次いで。

山崎劔二君（社大）本組合は整理してもらふ側から見れば不満足の點が多い、また組合を設立しても實際に金が渡る迄には一年もかゝるやうな有様で効果をあげることは困難ではないか、また關東大震災の際地方團體に貸付けた政府貸付金を棒引きするつもりはないか「農相」法案實施の手つゞきに就ては更に不満のないやうにしたい」中島次官「政府の貸付金も預金部貸付金も、利下げをしたり償還期間を延ばしたりして、實情に即して處理してゐるのである、次で伊豆富人氏（同盟）より（負債整理組合と損失補償との關係、組合員の構成、金利の引下げ如何。

島田農相、中島大藏政務次官等山崎君に答へたと同様な答辯を繰返し貸付價格委員會に併託。

一、土地貸付價格改訂法案（政府提出）

一、土地賃貸價格改訂に伴ふ耕地整理法の特例に関する法律案（政府提出）

一、國稅徵收法中改正法律案（政府提出貴族院送付）を一括上程、八田委員長の報告あり委員長の報告通り原案可決確定。

一、航空法中改正法律案（政府提出貴族院送付）を上程、頼母木遞相より提案理由の説明あり航路統制法委員會に併託となる、次いで。

一、航路統制法案（政府提出）を上程、戸澤委員長長の報告あつて討論に入り尾崎重美君（民政）は委員長報告（修正案）に賛成論を、高岡大輔君（國盟）は同案が極端な營利統制に偏するものとして反對論を、中井一夫君（政友）春名成章君（昭和）岡崎憲君（社大）はともに賛成論を述べ採決の結果國盟を除いて賛成、委員長報告通り可決確定、かくて四時五十分休憩、午後七時八分再開。

一、大正九年法律第五十六號中改正法律案（北海道拓殖鐵道補助に関する件）手代木隆吉君（民政）井阪豊光君（昭和）東武君（政友）等提出。

提案者よりそれ／＼提案理由の説明あり委員付託。となつた、次で。

一、重要肥料業統制法案（政府提出）を上程、委員長西村丹治郎氏（民）より委員會の經過並びに結果の報告あり、討論に入るや社大黨の

杉山元治郎君「農村に重大なる關係を持つ本案に遺憾ながら反對する」と無産黨側の立場を明らかにした後、農村の現状を詳述し。

委員會において政府から發表された硫安生産費は、最高八十七圓七十錢、最低七十三圓九十錢となつてゐるが、これは不良會社の生産費である。優良會社の生産費を我々が計算すれば四十五圓六十錢で、更に副産物を除けば三十七圓六十錢に過ぎぬのである、この事實より見ても本法は一部資本家の擁護以外のなものでもない、斯くの如きものであつては、農村は斷じて救済されぬのである、殊に委員會の構成についても先づ委員の顔觸れを見ても、消費者の代表と見るべきやうな人は一人もない、こんな事では消費者の利益を反映するわけがないと述べ反對の理由を明かにする、次で松田喜三郎氏（民）は「國防の充實は肥料の充實である」と前提して論理を進め「重要肥料の自給自足が完成してゐないのであるから、此の法案が製造業者に厚く消費者に薄くとも已むを得ない」と本法の本質を是認して賛成論を述べ、次で同盟の野中徹也氏は「法案運用の鍵を握る肥料業委員會が神聖に行はれるかどうか、從來の例からして幾多の疑問がある、本法の施行の結果現在肥料價格の昂騰を抑へてゐるアウトサイダーを消滅せしめ肥料價格の昂騰を來すのみならず技術の進歩を非常に阻害するものである、と説き本法案は肥料會社擁護のための誤れる統制法案であると斷定し反對論を展開する、次で。

料價格の昂騰を抑へてゐるアウトサイダーを消滅せしめ肥料價格の昂騰を來すのみならず技術の進歩を非常に阻害するものである、と説き本法案は肥料會社擁護のための誤れる統制法案であると斷定し反對論を展開する、次で。

服部岩吉氏（政友） 本法案は不完全であるが農村對策上國防上必要と認め賛成すると賛成論を述べ。

ても本法は一部資本家の擁護以外のなものでもない、斯くの如きものであつては、農村は斷じて救済されぬのである、殊に委員會の構成についても先づ委員の顔觸れを見ても、消費者の代表と見るべきやうな人は一人もない、こんな事では消費者の利益を反映するわけがないと述べ反對の理由を明かにする、次で松田喜三郎氏(民)は「國防の充實は肥料の充實である」と前提して論理を進め「重要肥料の自給自足が完成してゐないのであるから、此の法案が製造業者に厚く消費者に薄くとも已むを得ない」と本法の本質を是認して賛成論を述べ、次で同盟の野中徹也氏は「法案運用の鍵を握る肥料業委員會が神聖に行はれるかどうか、從來の例からして幾多の疑問がある、本法の施行の結果現在肥

料價格の昂騰を抑へてゐるアウトサイダーを消滅せしめ肥料價格の昂騰を來すのみならず技術の進歩を非常に阻害するものである、と説き本法案は肥料會社擁護のための誤れる統制法案であると斷定し反對論を展開する、次で。

服部岩吉氏(政友) 本法案は不完全であるが農村對策上國防上必要と認め賛成すると賛成論を述べ。

平野力三君(第二控室) 此の法案は肥料の專賣、肥料の國營にすむ過程案と認め賛成する、

と賛成論を述べ希望條件に關し消費者代表として眞の耕作農民を選んでその主張を反映せしむべきであると結論を下し次いで。

青木精一氏(昭和) 自席より賛成意見を簡単に述べ討論を終り採決の結果委員長の報告通り原案可決確定し八時四十三分散會した。

因みに重要肥料業統制法案に對する附帶決議に關しては政友、民政兩黨首脳部協議の結果左の如く決定し、十九日の委員會で原案通り可決した。

附 帶 決 議

- 一、重要肥料の供給を豊富ならしむるため政府は速かに適切なる方策を樹立すべし。
- 二、政府は肥料配給上の不圓滑を防止するため相當量を常備貯藏し又は外肥の輸入に關し損失補償の制度を設くる等需給の圓滑を圖り價格の昂騰を抑するの方策を講ずべし。
- 三、重要肥料業統制委員會の構成に關しては消費者の意向を同委員會に反映せしむるに遺憾なきを期すべし。

貴 族 院 本 會 議 (二 十 日)

二十日の貴族院本會議は午前十時十七分開會、日程の順を追ひ。

- 一、昭和六年法律第四十號中改正法律案 (重要産業統制法中改正案、政府提出、衆議院送付)

一、自動車製造事業法案（同上）の二案を一括上程、小川商相から、提案理由の説明あり、これに對し大河内輝耕子（研究）起ちて。「現内閣組閣當時、財界をあげて廣田内閣は生産販賣その他産業各方面において強力なる統制をするのではないかと考へ混亂し且つ脅威を感じたのであるが、此議會における質疑應答を通して見ると産業に對しては自由主義經濟を中心にと國家の必要と國民生活の安定を計る目的のために最少限度の統制を爲す事はほゞ明かにされて來國民も安心してゐる譯であるが、この際財界を安心せしむる立場から。」

一、産業統制に對する政府の態度。

一、重要産業の個々の部門即ちビール、ガソリン、鐵、セメント、肥料、砂糖に對する政府の統制方針等につきなるべく詳細に具體的に政府の方針を明かにされ度いと質す。これに對し小川商相は左の答辯をなした。

一、政府は組閣當時聲明せる産業の發展、貿易の伸長に力をつくし、國民生活の安定を期してゐるが、これは現在の經濟機構の下で行はるべきである、徒らに現在の經濟機構の變革を好むものでない、然しながら現在の産業自由の經濟機構の弊を打破せねばならぬ、そこに統制主義採用の要がある、一般消費者の利益、産業界の發展國防上の必要の大局的見地から漸進的に統制をして行き度い。

一、紙については以前から製紙聯合會があり紙價を高くしてゐるので昭和九年當局から注意して値下をした、新聞用紙は製紙トラストにより、製造販賣されてゐるが、もし遺憾の事があれば本法案第三條により取締る。

一、ビールもトラストになつてゐるので現行法ではいかんから本改正法を發動して取締る。

一、石油——本法と石油業法との二重の取締を受ける。

一、鐵——製鐵は日本製鐵會社が言はゞトラストになつてゐる、これは本會社に對する特別法があり、その共販會社に對しては本改正法案の適用がある。

一、セメント——に對しては現行法第二條を適用して値下を命じその効果をあげた。

一、砂糖——昭和七年十一月に重要産業として指定し九年十月に警告しそれ以後に於て値上りはない。

今後本改正法が行はるゝ事になれば消費者利益の擁護の目的から第三條の發動を見るはずである。

終つて委員附託となつた、次で。

一、ビールもトラストになつてゐるので現行法ではいかに本改正法を發動して取締る。

一、石油——本法と石油業法との二重の取締を受ける。

一、鐵——製鐵は日本製鐵會社が言はゞトラストになつてゐる、これは本會社に對する特別法があり、その共販會社に對しては本改正法案の適用がある。

一、セメント——に對しては現行法第二條を適用して値下を命じその効果をあげた。

一、砂糖——昭和七年十一月に重要産業として指定し九年十月に警告しそれ以後に於て値上りはない。

今後本改正法が行はるゝ事になれば消費者利益の擁護の目的から第三條の發動を見るはずである。

終つて委員附託となつた、次で。

一、土地賃貸價格改訂法案(同上) を上程中島大藏政務次官から提案理由の説明あり十五名の委員に付託、次で。

一、土地賃貸價格改訂法施行に伴ふ耕地整理法の特例に關する法律案(同上) を上程、小林農林參與官から提案理由の説明あり十五名の委員付託。

員付託。

一、航路統制法案(同上) を上程、頼母木遞相から提案理由の説明ありこれに對し。

橋本辰二郎君(研究) 本法案には賛成だが、當局は本法の根本精神を汲みその運用に當つては慎重考慮され度い、ことに本法案は我が海運の進展助長上消極的に過ぎる、もつと積極的助長策を政府は講ずる意思ありや。

頼母木遞相 國民經濟、國防上、國際貸借改善等の上から海運助長は最も重要である、本案は躍進日本の先驅を務める海運業を世界の各方面に活躍し外國船と十分競争し得る様にした、それに就ては内國船が互に競争して共倒れしてはならぬと言ふのが本法案の目的である。

運用については十分留意し亂暴に適用せぬ様にする、將來の海運政策としては日本船舶は未だ海運界の檣舞臺たるロンドン、ニューヨーク間の航路に活躍してゐないのを遺憾として、目下この進出のため調査中である、その他航路補助等については合理的に我が海運發展に資する様改正するため調査を進める方針である、と答ふ、次で。

徳川義親侯(火曜) 一、國際海運業の激甚なる競争に對する政府の對策如何。

一、日本商品の海外進出目覺しく諸國の壓迫甚だしき時代に當つて、航路統制法の如きは外國に乗ぜられる事になりはせぬか、に對し。

遞相 一、日本船舶の今日の隆盛を來したのは自由に外國の港灣に出入し低廉な運賃をやつたがためである、本法は日本同志が無用の競争

をせず、この餘力を以て外國船と實力の競争をさせようといふのである。

猪野毛外務政務次官 一、外國船の取締については通商條約の範圍内で別に勅令を以つて定め度い、と述べ、かくて委員付託となつた、次で。

一、重要肥料業統制法案（同上）を上程、小商川相から提案理由の説明あり、十五名の委員に付託、次いで。

一、産繭處理統制法案（政府提出衆議院送付）

一、蠶糸業組合法中改正法律案（同上）

一、蠶糸業法中改正法律案（同上）の三案につき大森委員長から委員會の經過並に結果を報告直に採決に入り委員長報告通り原案を可決

確定し前内閣からの懸案であつた産繭處理法案は茲に兩院を通過成立を見た、次で。

一、昭和九年度歳入歳出總決算、昭和九年度各特別會計歳入歳出決算報告。

一、昭和九年度國有財産増減總計算書報告 の二案を一括議題に供し東久世委員長から委員會の經過並に結果を報告その通り可決、かくて日程全部を終り午後零時二十分散會。

因みに貴族院では會期が餘すところ僅かになつたので、一兩日に同院に送付されてくる各種重要法案をはじめ目下貴族院委員會において審議中の各種案件に對する今後の取扱方に付き、考慮をめぐらし政府並びに衆議院側の意向等を徴した結果、大體左の方針で進むことに決定した、即ち貴族院としては問題の總動員祕密保護法案、不穩文書取締法案、退職積立金法案の三件を除き二十二日までに衆議院から貴族院に送付された各種案件は豫算案をはじめ會期中を通し各種案件は豫算案をはじめ會期中に通過せしむる見込みが立つたが、たゞ問題は右三法案の成行如何であつて、この中總動員祕密保護法案は殆んど絶望と見て何等考慮を加へてゐないが、あとの二法案についてはその法案が適當に修正され政府がこれを承認して二十三日中に貴族院に送付されて來れば貴族院は直ちに各十八名宛の委員付託として二十四日一杯をこの委員會

の審議に當て同日の最終時間に本會議に上程して可決する方針になつてをり出来るだけ會期延長を避けんとしてゐる、併しその送付が二十三日間に合はず二十四日ともなれば會期中の通過は到底困難であるからその際は政府の意向を訊した上、若し政府がその通過を希望し適當の會期延長を以てすれば更に審議した後通過せしむる意向であつて、更に總動員祕密保護法案に對しても萬一衆議院から送付されて來る場合を

議中の各種案件に對する今後の取扱方に付き、考慮をめぐらし政府並びに衆議院側の意向等を徴した結果、大體左の方針で進むことに決定した、即ち貴族院としては問題の總動員祕密保護法案、不穩文書取締法案、退職積立金法案の三件を除き二十二日までに衆議院から貴族院に送付された各種案件は豫算案をはじめ會期中を通し各種案件は豫算案をはじめ會期中に通過せしむる見込みが立つたが、たゞ問題は右三法案の成行如何であつて、この中總動員祕密保護法案は殆んど絶望と見て何等考慮を加へてゐないが、あとの二法案についてはその法案が適當に修正され政府がこれを承認して二十三日中に貴族院に送付されて來れば貴族院は直ちに各十八名宛の委員付託として二十四日一杯をこの委員會

の審議に當て同日の最終時間に本會議に上程して可決する方針になつてをり出来るだけ會期延長を避けんとしてゐる、併しその送付が二十三日に間に合はず二十四日ともなれば會期中の通過は到底困難であるからその際は政府の意向を訊した上、若し政府がその通過を希望し適當の會期延長を以てすれば更に審議した後通過せしむる意向であつて、更に總動員祕密保護法案に對しても萬一衆議院から送付されて來る場合を豫想して十五名の委員付託にすることに豫め方針を決定した。

衆議院本會議（二十一日）

二十一日の衆議院本會議は、各黨各派の共同提案になる聖旨奉體庶政一新に關する決議案が上程されるといふので、傍聽席はもとより官吏席や、貴族院議員の傍聽席まで滿員の盛況振り、午後一時振鈴により議員續々入場、町田民政黨總裁は逸早く着席して開會を待つてゐるが、一時發言を傳へられた尾崎學堂翁は遅れて議席に着く、やがて午後一時十三分富田議長開會を宣した後議事日程を變更しいよ／＼

一、聖旨奉體庶政一新に關する決議案　を上程、提案の理由を説明すべく各派を代表した町田忠治君（民政）滿場の拍手を浴び登壇別項の如く、提案理由を説明。

富田議長　首相から發言を求られてゐますこれを許可いたします、と述べ。

廣田首相　たゞ今御説明になりました決議案の趣旨には政府も同感であります、政府は諸君と共に協心戮力庶政一新に邁進せんことを期しまする次第であります、と述べ、採決に入り第二控室の小山亮君を除き全部起立して本決議案を可決、次いで。

一、昭和十一年勅令第十八號（一定の地域に戒嚴令中必要の規定を適用するの件）（承諾を求むる件）（貴族院送付）

一、昭和十一年勅令第二十一號（東京陸軍軍法會議に關する件）（承諾を求むる件）（貴族院送付）を一括上程、寺内陸相の提案理由の説

明あり質疑に入り。

木村正義君（政友） 陸相の説明によれば本勅令は將來にまで効力を及ぼさしめたいといはれるがその理由を詳述せられなければその趣旨は徹底を缺く憾みがある、存続の理由は國民をして納得せしむべきものでなくてはならぬまた本案に承諾を與へれば勅令は法律と同じになるから議會閉會後間もなく戒嚴令は解除せられると思ふその際解除の様式は二つあるがそのいづれを政府はとらんとするか、更に軍法會議に關する件については二・二六事件の経過をも少し説明してはどうか。

陸相 戒嚴令の解除は先日説明した通りである、事件は慎重に進行中である。

次田法制局長官 戒嚴令の解除が議會閉會中であれば先例により勅令第十八號を廢止する緊急勅令の發布を奏請するつもりである。

江藤源九郎（第二控室） 軍法會議に關する勅令によれば辯護人の選任及び上訴を禁じてあるがそれはどういふわけか。

陸相 政府は事件の性質上また諸般の情勢上本令をもつて最も適當と考へてゐる。

淺沼稻次郎君（社大） 二・二六事件が起り戒嚴令が布かれてから言論の自由がない、民衆の政治的自由は剝奪されてゐるが一體戒嚴令はいつ解かれるかまた戒嚴令下で東京において選舉が行はれんとしてゐるが少し戒嚴令を緩和する意思はないか。

陸相 戒嚴令を續行しなければならぬといふのは已むを得ないことで諒とせられたい選舉については差支へのないやう戒嚴司令官から布告したはずである。

石坂繁君（國盟） 勅令第二十一號の第五條と憲法第二十四條との關係即ち人權上の問題はどうか、と質した後江藤君の質問同様辯護人の選定禁止につき陸相に重ねて質す。

陸相 江藤君に對する答辯と同じだ。

次田法政局長官 憲法第二十四條の解釋を述べこれと勅令第二十一號第五條と牴觸せず、憲法違反ともならぬと答へ前田幸作君（第二控室）二・二六事件につき質し陸相簡單にこれに答へ委員付託。

一、關稅定率法中改正法律案

一、大正十三年法律第二十四號中改正法律案（釐澤品等の輸入税に關する件）

一、昭和七年法律第四號中改正法律案（輸入税の從量稅率に關する件）

石坂繁君(國盟) 勅令第二十一號の第五條と憲法第二十四條との關係即ち人權上の問題はどうか、と質した後江藤君の質問同様辯護人の選定禁止につき陸相に重ねて質す。

陸相 江藤君に對する答辯と同じだ。

次田法政局長官 憲法第二十四條の解釋を述べこれと勅令第二十一號第五條と牴觸せず、憲法違反ともならぬと答へ前田幸作君(第二控室)

二・二六事件につき質し陸相簡單にこれに答へ委員付託。

一、關稅定率法中改正法律案

一、大正十三年法律第二十四號中改正法律案 (醫澤品等の輸入税に關する件)

一、昭和七年法律第四號中改正法律案 (輸入税の從量税率に關する件)

一、製鐵業獎勵法中改正法律案

一、貯蓄銀行法中改正法律案 (貴族院送付)

一、日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案 (貴族院送付) (以上六案とも政府提出)

委員長金光庸夫君(政友)の委員會報告あり原案通り可決確定、次で。

一、昭和九年度第一豫備金支出の件外六件(承諾を求むる件)

委員長金光庸夫君(政友)の報告あり原案に承諾を與へ。

一、大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及び辯護士の資格に關する件)(政府提出、貴族院送付)

一、思想犯保護觀察法案 (政府提出) を一括上程、委員長岩崎幸治郎君(政友)の報告あり先づ大正十二年法律第五十二號中改正法律案は

原案通り可決したる後思想犯保護觀察法案の討論に入り。

加藤勘十君(無産) 思想犯のみを特別扱ひにすることに同意し得ない、と反討論を述べ採決に入り無産黨を除き委員長報告通り可決確定

一、臺灣拓殖株式會社法案

一、臺灣私鐵設置補助法中改正法律案(以上政府提出)

委員長櫻井兵五郎君(民政)の報告あり、委員會の修正案を可決、委員長報告通り可決確定。

一、大正九年法律第五十六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道補助に關する件) (議員提出)

委員長岡田伊太郎(政友)の報告あり、委員長報告通り可決確定かくて午後三時四十分散會。

聖旨奉體決議案

二十一日衆議院本會議に上程された聖旨奉體庶政一新に関する決議案文並びに町田民政黨總裁の提案理由の説明は次の如くである。

聖旨奉體、庶政一新に関する決議案

衆議院ハ優渥ナル聖旨ヲ奉載シ時局ノ重大ニ顧ミ自肅自彊、議會ノ機能ヲ發揮シテ憲政ヲ擁護シ政府ヲ督勵シテ庶政ヲ釐革センメ以テ民心ヲ安定シ國運ヲ恢弘センコトヲ期ス、右決議ス

理由書

建國二千六百載、時に盛衰あり、世に汚隆ありといへども、時運の急なる、未だ曾て今日の如きはあらず、則ち舉國心を一にして業を分ち時艱を克服して、國運を伸張せざるべからず、この時に際りて東京に事變を發生し、畏くも宸襟を惱し奉るに至れるは、國民の齊しく恐懼措く能はざる所なり、叡慮深遠、帝國議會開院式に聖勅を賜ひ、特に朝野和協文武一致、力を國運の進暢に效さむことを期せよ、と垂示し賜ふ、全員感泣せざるなし、今や憲政消長、國運隆替の岐るゝ秋、本院の使命は益々重大を加ふ、乃ち本院は國內百弊の淵源を究め時代の推移を明かにし、政府を督勵鞭撻して拔本塞源の大計を樹てしめ、綱紀を更張し、庶政を一新して、以て人心を安定し國運の進展に邁進せんことを期す、これ本院が優渥なる勅語に對へ奉るの道にして、また憲政恢弘の責に任ずるゆゑなり、これを以て本決議案を提出する理由となす。

町田總裁の説明

私は茲に本院一致の提出に係る『聖旨奉體庶政一新に関する決議案』の趣旨を説明致します、去る四日第六十九回帝國議會の開院に當り、

車駕親臨して優渥なる勅語を賜ひ、特に朝野和協文武一致、力を國運の進暢に效さんことを期せよ、と垂示し給うたことは本院一同の感激に堪へざるところでありまして、我々は謹みて聖旨を奉體し、自肅自彊議會の機能を發揮して民意を暢達し、能く立憲政治を擁護し、以て國運の恢弘を期し、以て聖明に酬へ奉ることを誓ふ次第であります、諸君、皇紀二千六百年の長き間には、幾多の變遷推移があり、從て國

推移を明かにし、政府を督勵鞭撻して拔本塞源の大計を樹てしめ、綱紀を更張し、庶政を一新して、以て人心を安定し國運の進展に邁進せんことを期す、これ本院が優渥なる勅語に對へ奉るの道にして、また憲政恢弘の責に任するゆゑなり、これを以て本決議案を提出する理由となす。

町田總裁の說明

私は茲に本院一致の提出に係る『聖旨奉體庶政一新に關する決議案』の趣旨を説明致します、去る四日第六十九回帝國議會の開院に當り、

車駕親臨して優渥なる勅語を賜ひ、特に朝野和協文武一致、力を國運の進暢に效さんことを期せよ、と垂示し給うたことは本院一同の感激に堪へざるところでありまして、我々は謹みて聖旨を奉體し、自肅自彊議會の機能を發揮して民意を暢達し、能く立憲政治を擁護し、以て國運の恢弘を期し、以て聖明に酬へ奉ることを誓ふ次第であります、諸君、皇紀二千六百年の長き間には、幾多の變遷推移があり、從て國歩艱難の時代をも閱みしましたが、其の國難に會ふ毎に、常に之を克服して、國威を宣揚し來つたことは、全く御稜威の然らしむる所でありますが、又萬古不易の國體の下に涵養せられたる國民の精神力にも依るものであります、思ふに今日の内外の時局は極めて重大にして國運消長の懸る所であります、然しながら文化の進歩、國力の發達決して列國に遜るものではありません、殊に千古渝らざる國民精神は、民族の間に澎湃して、世界に光被するのであります、故に舉國心を協はせて、時艱の克服に邁進すれば、必ず一層國運を進展して、躍進日本の眞面目を發揮すること、決して難きに非ずと確信致します。

諸君、此の重大時機に方りて、今次東京に事變を生じ、畏くも宸襟を惱まし奉りたることは、國民の齊しく恐懼措く能はざる所であります、爾來軍部は銳意肅軍に努力し、誓て建軍の本義を明にせんとしつゝあることは我々の満足するところであります、願くば速かに肅軍の目的を達成して、上宸襟を安じ奉り下人心を安定せんことを熱望いたします、然して文武その職分に恪循し、君國のため心を一にして奉公の誠を效さば國力の充實、國運の進展、即ち期して待つべきであります、本院また自肅自彊國民の儀表となり憲政の光輝を發揚せんことを期する次第であります。

思ふに明治維新以來既に七十年を經まして文物制度、或は舊慣に泥み、或は情弊に流れ、現代の國民生活に適應せざるもの、決して少なくないのであります、國民を代表する本院は、此時に方て審かに國內百弊の淵源を究めて、時代の推移を明かにし具さに精神物質兩面に亘る國民の全生活を檢討して、その福祉を増進すべき使命を痛感するものであります、而してこれのためには政府を督勵鞭撻して斷乎として庶政一新の國策を樹立實行せしめねばならぬのであります、若し徒らに現内閣にして其の信念を聲明するに止まり内外の經綸政策見るべきも

のなく庶政一新を要望する時代の大きな流れに棹さして時局を收拾し、國運の進展を圖るの果斷氣魄を欠くが如きことあらば本決議の趣旨と全く相容れざるものでありまして政府の責任極めて重大であります政府は速かに内外の對策を講じて本決議の趣旨に副はんことを要望するのであります之を以て本決議案提出の理由説明と致します。

小山氏の不起立問題化

二十一日の衆議院本會議に上程可決せられた聖旨奉體庶政一新に關する決議案は最初各派の賛成を得て全會一致で可決するつもりでゐたところその採決に際し第二控室の小山亮君のみ起立せず、これがため全會一致の形をとることが出来なかつたので各派においてはこれを遺憾とし小山君に對し何等かの處置をとるべしとの意見あり、本會議開會中各派交渉會を開いて凝議した結果兎に角小山君の心境その他起立せざりし事情を調査した後改めてその對策を協議することゝなつたが、當の小山君は、只一人起立しなかつたその信念につき次の如く語つた。

自分が起立しなかつたのはそも／＼聖旨奉體決議案は一體何を意味するか特別議會における政府既成政黨の態度、方針は口に庶政一新を稱へ居りながら一方その行動においては何等見るべきもなく寧ろ毫も自省するところがない、唯一の社會立法なる退職積立案に對しても政民は全産聯の手先となり少しも勞働者農民の爲めを考へないしかも全議員の代表者として定つたものは町田民政黨總裁だ、二・二六事件を起した岡田内閣の閣僚ではないか、自らその責任を顧慮せず／＼しくも多數黨總裁たるが故に提案理由を説明する、而して決議案中に既成政黨の反省について何も述べてゐないこれでは寧ろ聖旨に眞に御答へするところとは思はないと思ふ、右のやうに考へ自分は起立しなかつたがこれは寧ろ自分としては眞に國民の意志を代表したものだと思つてゐる。

江藤氏と陸相の應答

二十一日衆議院本會議に上程された戒嚴令施行と東京陸軍々法會議の勅令承諾案に對し、第二控室の江藤源九郎君は政府に質問を試みたがその内容は今議會における最初の法理的批判を含み、特に特設軍法會議が特定の犯罪に對し一種の遡及力を有する點を指摘したものと注

目される、江藤君と寺内陸相の質問應答は左の如くであつた、即ち江藤君は

たゞ今、寺内陸相より勅令第二十一號につき御説明があつたがなほ私の諒解することの出来ない二、三の點につき首相並に陸相にお質ねしたい、二・二六事件は國家社會に及ぼす影響が實に甚大で且つ本事件に關係して有罪と認められた者の中には軍紀上上官の命令には直に

に既成政黨の反省について何も述べてゐないこれでは寧ろ聖旨に眞に御答へするところとはならないと思ふ、右のやうに考へ自分は起立しなかつたがこれは寧ろ自分としては眞に國民の意志を代表したものであると思つてゐる。

江藤氏と陸相の應答

二十一日衆議院本會議に上程された戒嚴令施行と東京陸軍々法會議の勅令承諾案に對し、第二控室の江藤源九郎君は政府に質問を試みたがその内容は今議會における最初の法理的批判を含み、特に特設軍法會議が特定の犯罪に對し一種の遡及力を有する點を指摘したものと注

目される、江藤君と寺内陸相の質問應答は左の如くであつた、即ち江藤君は

たゞ今、寺内陸相より勅令第二十一號につき御説明があつたがなほ私の諒解することの出来ない二、三の點につき首相並に陸相にお質ねしたい、二・二六事件は國家社會に及ぼす影響が實に甚大で且つ本事件に關係して有罪と認められた者の中には軍紀上上官の命令には直に服従すべき絶對的の義務を有してゐる若干名の下士官及び兵とその他に少數の常人があると傳へられる、元來裁判はその事件の性質が重大であればある程一層慎重に行はねばならぬことは法の精神である、されば現行法律においても罪の重い者には若し被告人が辯護人を選任しない時には官選辯護人を強制的に選任致すのである、さうしなければ公判を開くことは出来ないやうに規定してある、この精神から致すと二・二六事件の如き重大なる特異性を有する大事件には必ず辯護人を選任すること及び上訴することを許し、最も慎重且つ嚴肅に裁判することが當然であり、また憲政治下における政府の義務であると信ずるのである。私はかくの如くにしてこそ初めて將來の禍根を芟除するゆゑんであると固く信じて疑はないのである、しかるに本勅令第廿一號第六條には「東京陸軍々法會議は陸軍々法會議法の適用についてはこれを特設軍法會議と看做す」と規定されてゐる、しかして特設軍法會議においては陸軍々法會議の規定により辯護人を選任することが出来ず、また上訴することも出来ないのである、従つて東京軍法會議においても辯護人を選任することも上訴することも出来ぬのである、そこで私は政府が今回の重大なる特異性を有する大事件の裁判に對し何故に辯護人も附せず、上訴も許さないやうに勅令に規定したのであるか、この點について政府の所見を質したいと思ふのである、しかして陸軍々法會議法によると特設軍法會議を特設すべき場合は同法第九條第二項以下に次のやうに明記されてある「軍軍法會議、獨立師團軍法會議獨立混成旅團軍法會議及び兵站軍法會議は戰時、事變に際し必要によりこれを特設す、合圍地軍法會議は戒嚴の宣告ありたる時合圍地境にこれを特設す、臨時軍法會議は戰時、事變に際し必要により特設すまたは分駐したる陸軍の部隊にこれを特設す」以上の通りである、これを按ずるに特設軍法會議において辯護人を選任すること及び上訴することを許さないゆゑんのものとはたゞ今朗讀した第九條の條文の示す通り軍法會議が戰時事變または合圍地境等において兵馬こうそうの間

に設けられるものであるから、かくの如き地には固より辯護人を得ることは甚だ困難の場合が多いのである、たとひ辯護人を得ると致しても戦時、事變または合圍地境にて辯護人を附し上訴を許すやうな時間の餘裕がないのみならず、法の精神に従つて人權を尊重することよりもより以上に戦時、事變または合圍地境における軍本來の目的に全力を集中することを緊要とする、眞に事情止むを得ない戦時または事變の状態であるからである、換言致しますれば戦時事變の状況上たとひ人權をはく奪するも國家の大事には替へ難いといふ理由によるものである、しかしながら今回の事件の場合を考へるに本件は二月二十九日に鎮定したことは當局の發表するところである、しかしして本勅令は越えて三月四日の發令であるから戒嚴令は布かれてあるが、事件は既に鎮定してゐることは明瞭なる事實である、而も今回の事件の公判は全く平時状態に在る四月下旬から開廷されてゐる模様であるから、東京陸軍々法會議を特設軍法會議と看做して法律によつて保障されてゐる人民の重大なる權利を剝奪して辯護人を附することも上訴することも許さないことは私は如何に考へても解することが出来ない非立憲行爲であると斷ぜざるを得ないのである。しかしして國民はたゞ今申した公判の手續について揣摩臆測をたくましくしてゐるのである。これは皇軍の威信の上からも甚だ遺憾に思ふのみならず、憲政の確立といふ點から申しても人民の權利を極端に拘束することはまことに痛歎に堪へない次第である、故に國民の疑惑を深からしむるが如きことは努めてこれを避け、正々堂々と辯護人を附し上訴も許し、最も嚴肅に裁判せられることが特に緊要と信する、殊に私がこの主張をなすゆゑんものは幸徳、難波の如き動天の大逆事件においてさへも法の精神をくみ辯護人を附して裁判をしたのであるにも拘らず、何故に今回の事件に限り辯護人の選任を許さないのであるか、その理由を發見することが出来ないからである。政府は何故に二・二六事件を裁判するため東京陸軍々法會議を特設軍法會議と看做し、事情これを許すにも拘らず、法律により保障せられたる人民の權利を剝奪して辯護人の選任及び上訴を許さないやうに規定したのであるか、その理由を詳細明瞭に御答辯あらんことを願ふ。

寺内陸相 政府は事件の性質上、また諸般の政情上、この勅令に定められたる所の東京軍法會議を以て、この事件を審理することが最も適

當であると考へた次第である。

辯護人を附して裁判をしたのであるにも拘らず、何故に今回の事件に限り辯護人の選任を許さないのか、その理由を發見することが出来ないからである。政府は何故に二・二六事件を裁判するため東京陸軍々法會議を特設軍法會議と看做し、事情これを許すにも拘らず、法律により保障せられたる人民の権利を剝奪して辯護人の選任及び上訴を許さないやうに規定したのであるか、その理由を詳細明瞭に御答辯あらんことを願ふ。

寺内陸相 政府は事件の性質上、また諸般の政情上、この勅令に定められたる所の東京軍法會議を以て、この事件を審理することが最も適

當であると考へた次第である。

衆議院改革決議案成る

議會制度革正並に衆議院議員選舉法改正に關する兩決議案提出につき二十一日午前午後に亘り政、民兩黨協議の結果、左の如く意見の一致を見た。

- 一、兩決議案を各別に提出すること。
- 一、右兩決議案は二十二日の各派交渉會に諮り各派の共同提案となすこと。
- 一、各派それ／＼の手續を経てなるべく廿二日中に提出し廿三日の本會議に上程すること。
- 一、主文左の如し。

議會制度革正に關する決議案

時勢の推移に鑑み衆議院の機能を一層發揮し、その能率の増進を圖るは正に緊要なりと認む、仍て政府は速に議會制度革正に關する調査會を設け之が改正案を次期議會に提出すべし、右決議す。

衆議院議員選舉法改正に關する決議案

衆議院議員選舉法實施の成績は法の趣旨に反し社會の實情に副はざるもの甚だ多きを認む、仍て政府は速に衆議院議員選舉法改正委員會を全般に亘り審議を盡し之が改正案を次期議會に提案すべし、右決議す。

不穩文書法案の論點

不穩文書等取締法案に關する衆議院の委員會は同委員會に併託された退職積立金法案の審議のため當局の説明を聴取したゞけでその審議を遷延してゐたが、二十一日夜積立金法案に對する質疑打切りによつて始めて審議が開始された、同法案に對する反對論の焦點は第一條第一項の正常なる新聞雜誌その他の出版物に對する適用と、第三條の流言蜚語取締で先づ

勝田君 怪文書の發生は正しき言論に對する壓迫乃至は度を越したる取締にその原因がある、所謂怪文書の取締はよいがそれと共に一般言論界を明朗にする方法をとる必要がある、この點を政府はどう考へるか。

潮内相 言論の自由がなくなれば怪文書が増加するといふことは傾向として認めるが、絶對の言論自由を許して置くわけには行かない、記事の差止め注意等を出來るだけ簡易にする方針である。

萱場警保局長 最近の事例では本法第一案第一項の適用を受くべきものが新聞一、雜誌一あつたが秘密文書のみ取締とすれば將來脱法的に小新聞雜誌の形で怪文書の横行する懸念があるから普通の新聞雜誌に關する取締規定を挿入する必要がある。

勝田君 當局の意圖如何に拘らず結果は言論の後退となる、而も現在は取締の對象とするものが殆んど實在しない、將來現はれるやも知れぬが殆ど實在しない、將來現れぬものに對しかゝる嚴酷な規定を置く必要はない。

と斷じ次に寺内陸相に對し憲兵と普通警察との圓滑を期するため憲兵は出來るだけその本職たる軍警察に重きを置くべきを要望し、陸相これに同感の意を表した犬養君も亦普通の新聞雜誌の取締と怪文書取締とは本質的に異なるべきだとの見地に立つて當局にこれを肯定せしむるため凡ゆる角度から質問を發し、又流言蜚語に對する本法の適用が如何に餘弊を伴ふかを力説し更に第一條第一項の如き正常なる言論取締の行過ぎそのことが流言蜚語を生ずべき社會的條件である旨を強調して當局の反省を促したが犬養君の質問に對し當局の言明した主なる事項は次の通りである。

一、第一條の犯罪要件たる「軍秩紊亂等の目的を以て」といふのはたゞの故意でなく特別の故意を以てしたものに限られ従つて刑事手續上

證據を以て認定されるものである。(林法相)

一、「軍秩を紊る」といふのは軍部内の秩序を破壊するといふ意味で軍の關係する凡ゆる部分を包含するものではない、即ち所謂國防等の如きものまで指すのではない、併し軍部に關するものであれば悪思想の鼓吹等も含まれる。(大山法務局長)

に同感の意を表した犬養君も亦普通の新聞雑誌の取締と怪文書取締とは本質的に異なるべきだとの見地に立つて當局にこれを肯定せしむるため凡ゆる角度から質問を發し、又流言蜚語に對する本法の適用が如何に餘弊を伴ふかを力説し更に第一條第一項の如き正常なる言論取締の行過ぎそのことが流言蜚語を生ずべき社會的條件である旨を強調して當局の反省を促したが犬養君の質問に對し當局の言明した主なる事項は次の通りである。

一、第一條の犯罪要件たる「軍秩紊亂等の目的を以て」といふのはたゞの故意でなく特別の故意を以てしたものに限られ従つて刑事手續上

證據を以て認定されるものである。(林法相)

一、「軍秩を紊る」といふのは軍部内の秩序を破壊するといふ意味で軍の關係する凡ゆる部分を包含するものではない、即ち所謂國防等の如きものまで指すのではない、併し軍部に關するものであれば悪思想の鼓吹等も含まれる。(大山法務局長)

一、軍部の不始末を批評するとしても現實の正しき事實は差支へない、無根のこと、想像のこと目的を以て持つて來たものは穩當でない。

(寺内陸相)

小山問題に強硬論

聖旨奉體庶政一新に關する決議案採決に際し、只一人反對した小山亮君(第二控室)の處置に關する各派交渉會は二十一日午後二時から院内交渉室に開會。

松田、田島、武智(民政) 安藤、今井、土倉(政友) 青木、青名(昭和) 龜井、淺沼(社大) 笠井、木村、三浦(第二控室) 清瀬、野中(國盟) の諸氏出席先づ今井君(政)から小山君が若し衷心から反對したのだとすれば相當考慮せねばならぬと提議し協議の結果事實調査のために一時休憩、三時再開劈頭三浦君(第二控室)から、小山君は元來決議案には賛成であつたから署名したのであつた然るに議場における町田忠治君の提案理由説明を聞くに説明して足らざる所があり不満足の點がある、斯様な理由なら賛成する必要なしとして反對したものであると報告した後、第二控室は政黨でないために政黨の統制の取れないのは誠に遺憾に思つてゐる、この點を諒として今度の問題は穩便に取扱つて貰ひたい、と述べて諒解を求むる所あつた、これに對し今井(政)龜井(社大)兩氏から心中反對でないといふことであれば實體上の問題は起らないやうに思はれる、只三浦君は統制不可能といふ事であるがさういふ事になると統制の取れない團體と交渉しても致し方ないから交渉會から脱退を願ふより外に途がないことになる、この問題を先決すべしと提議した、田島君(民)は、今の釋明は交渉會に列した

ものは了解出来るが全員に徹底することは困難である、また院外における國民に對しても了得せしめねばならぬ、即ち衆議院は聖旨を奉體することについても満場一致を得ることが出来ないといふやうな印象を興へることは重大問題である、故に小山君の所信に關するものが根本問題だ。

と頗る強硬論を主張したが協議の結果結局決定に至らず二十二日午前十時から更に交渉會を開いて協議することにして四時半散會した。

尙ほ國民同盟では二十一日午後院内において代議士會を開き、小山亮氏問題につき代議士會を開き小山亮氏問題につき協議の結果全部の措置を擧げて清瀬、野中、高岡三氏に一任したが同盟の本問題に對する態度は

小山君が決議案採決に當つて不起立によつて反對の意思表示をしたことは別に異議なき處であるが、これより先小山君は決議案に賛成署名してゐるのだから町田君の説明を聽いてから反對するに至つた事情を本議場において釋明することは必要で、それ以上に追及するには及ぶまいといふ意向のやうである、また交渉團體權の問題については將來を戒むる程度でこれを剝奪するには及ぶまいといふ態度で二十二日の各派交渉會に臨むことになつたが、二十二日午前の衆議院各派交渉會は、小山君の態度に對し協議をなした結果、小山君が聖旨奉體決議案に決して反對でない心情が明瞭となつたので、小山君に對する件はこれで各派諒承することになつた、しかして不統制なる第二控室に對しては交渉團體權を剝脱すべしと政友會側より提議あり、昭和會これに賛成したが、當日はこれが決定を留保し、富田議長より更に第二控室自體の熟慮反省を求めて二十三日交渉會においてこれが處置を決定することになり、結局は交渉團體權を解除せしむることになる模様となつたので、第二控室では二十二日正午所屬代議士の秘密會を開き、これが對策について協議する所あつた、しかして右の結果、小山君を除名することは出来ぬが、もし之によつて第二控室の交渉團體權を剝奪するならば、今後あらゆる機會において一人一黨の建前から議案の審議をなさざるを得ないことに、略々意見の一致を見たので第二控室が現實に交渉團體權を剝奪されるれば今後の議事進行は圓滿を期し得ないものとみらるゝに至つた。

法案成立十四件

廿一日夜現在政府提出にかゝる法律案四十六件の成績は左の如くであつた。

一、兩院を通過成立したるもの 十四件

自體の熟慮反省を求めて二十三日交渉會においてこれが處置を決定することになり、結局は交渉團體權を解除せしむることになる模様となつたので、第二控室では二十二日正午所屬代議士の秘密會を開き、これが對策について協議する所あつた、しかして右の結果、小山君を除名することは出來ぬが、もし之によつて第二控室の交渉團體權を剝奪するならば、今後あらゆる機會において一人一黨の建前から議案の審議をなさざるを得ないことに、略々意見の一致を見たので第二控室が現實に交渉團體權を剝奪されるれば今後の議事進行は圓滿を期し得ないものとみらるゝに至つた。

法案成立十四件

廿一日夜現在政府提出にかゝる法律案四十六件の成績は左の如くであつた。

- 一、兩院を通過成立したるもの 十四件
- 一、貴族院を通過したるも衆議院において修正可決され貴族院に廻付されたるもの 二件
- 一、衆議院を通過し貴族院の委員會において可決されたるもの 十三件
- 一、貴族院を通過し衆議院の委員會において審議中のもの 二件
- 一、衆議院を通過し貴族院の委員會にて審議中のもの 五件
- 一、衆議院にて修正可決され貴族院にて審議中のもの 一件
- 一、衆議院のみ通過貴族院に送付されたもの 五件
- 一、衆議院の委員會にて可決されたるもののみもの 一件
- 一、衆議院の委員會にて審議中のもの 三件

退職積立金法案依然混迷

衆議院の空氣俄然險惡化

議會は終末に近づくと共に俄然險惡なる空氣を激成するに至り、掉尾の波瀾を豫想されるに至つた、即ち二十二日の民政黨代議士會の結果によつて當日の衆議院に上程、修正可決を豫想されてゐた退職積立金法案は、依然として同黨の意見が對立して容易に一致を見る能はず、遂に同日の本會議上程は不可能となつた。それかあらぬか二十二日午後一時過ぎ社會大衆黨の代議士、麻生、三宅、川俣、水谷の諸氏等は院内

民政黨幹部室にだれ込み、折柄そこに居合せた院内總務小泉又次郎君や田島勝太郎君に對し、「積立金法案を何故早く上程せざるや」と怒鳴り立て、更に政友會、昭和會と順次に同様の院内デモを行つたが、會期があと僅か二日に迫つた折柄社大黨員の此の院内デモは、平靜であつた革新議會に一抹の風雲を起したものであつた、社大黨がかくまでに興奮したのは政府提出の社會立法である退職積立金法案が全産聯の息のかゝつた議員の反對で骨抜きどころか、このまゝでは通過を危まれる情勢に立至つたからに他ならぬのである。是より先き民政黨では退職積立金法案に對する態度協議のため民政黨は前日に引續き二十二日午前十時半から院内に祕密代議士會を開き直に審議に入り、森兼道、堀内良平、岡崎久次郎、角源泉、渡邊玉三郎、深澤吉平、高田耘平、宮澤胤勇、中村三之丞、添田敬一郎、漢那憲和、飯塚春太郎、中亥歳男、岡本實太郎の諸氏から

一、政黨は政務調査會を有してゐるのだから如何なる法案に對してもその態度を決定する用意のあることが特質でなくてはならぬ、従つて本案などに對しても速かに可否の態度を決定すべきである、即ち繼續委員會の設置の必要などはない。

一、官僚と雖もなほ且つかくの如き社會立法を作成提案する今日大衆と共に政治に携はる政黨がこれをこの期間に審議を終了することが出来ないなどといふことは以ての外である。

一、多くの事業主は現に退職金を與へてゐるのだからこれは改めてその事實を法文化するものであるから強ひて反對するの必要なく要は法文の修正を如何にするかで根本精神に變りあるべきものでない。

一、肅軍と相俟つて勤勞大衆の生活安定に必要なる改革を行ふことが即ち庶政一新なのだからこの案は是非とも成立せしめねばならぬ。

等の原案支持並に修正通過を主張する意見と

一、第十七條は必然的に勞働者をして事業に干渉するの端を開かしめ却て勞働爭議を誘發する虞れがある。

一、中小商工業者は現在と雖も保護を必要とする情勢にあるのだから彼等にこれ以上負擔を過重ならしむることは中小工業者をして事業を

維持する能はざらしむる危険がある、故に法案の精神には賛成だがなほ慎重に研究する必要がある。

一、積立金は利益のある場合に増額することになつてゐるが損失の場合は如何にするのか、かくの如き場合も研究の必要がある。

一、委任勅令の範圍が明瞭でないからこの點を明にする必要がある。

多くの事業主は現に退職金を與へてゐるのだから、これを已めてその事實を消滅せしめることは、少くも、
文の修正を如何にするかで根本精神に變りあるべきものでない。

一、肅軍と相俟つて勤勞大衆の生活安定に必要な改革を行ふことが即ち庶政一新なのだからこの案は是非とも成立せしめねばならぬ。

等の原案支持並に修正通過を主張する意見と

一、第十七條は必然的に勞働者をして事業に干渉するの端を開かしめ却て勞働争議を誘發する虞れがある。

一、中小商工業者は現在と雖も保護を必要とする情勢にあるのだから彼等にこれ以上負擔を過重ならしむることは中小工業者をして事業を

維持する能はざらしむる危険がある、故に法案の精神には賛成だがなほ慎重に研究する必要がある。

一、積立金は利益のある場合に増額することになつてゐるが損失の場合は如何にするのか、かくの如き場合も研究の必要がある。

一、委任勅令の範圍が明瞭でないからこの點を明にする必要がある。

一、かくの如き重要法案が會期一兩日に迫つた際に審議を完了することは不可能である。

等の諸點から繼續委員會を設けて付託すべし等の意見と更に修正するとすれば資本家側の主張を取り入れた修正説と勞働者側の主張に重點を置いての修正説等意見百出し前日同様の議論を繰り返して一向に進捗を見ないので小山院内總務は、本案の重要性に鑑みなほ二十二日の委員會において質疑を繼續し二十二日の本會議散會後更に代議士會を開いて黨の態度につき協議することゝしたい、と提議し異議なく承認して午後一時散會した。

一方政友會では二十二日の代議士會において、右法案に關し次ぎの諸項を修正して承認する方針をとることに決定した。

一、適用範圍

(イ)適用範圍三十人(第一條)とあるを五十人と改む。

(ロ)業態の如何に依つては(例へば紡績工女等)五十人以上の場合においても除外例を設けること。

(ハ)除外すべき業態は主務大臣が定むることゝす。

二、負擔關係の問題

(イ)勞働者の積立金(第十一條)は原案通り。

(ロ)事業主負擔第十六條、第十七條を併合して一條とし百分の二乃至百分の四の範圍に於て行政官廳の許可を得て定むる事と改む。

(ハ)差押禁止等不融通物の限度(第八條)は百分の七とあるを百分の六以下とす。

(二)基準積立金は勤続一ケ年につき標準賃金十二日分(第三十條)を十日分と改む。

三、罰則(三十三條)三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金とあるを一ケ年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金と改む。

尙ほ又、無産團體を以て組織されてゐる第一控室でも、同日午前十一時院内控室に院內控室に代議士會を開き、その成立を疑はれてゐる退職金積立法案に對する態度決定について協議した結果。

一、現議會に提出せられたる政府原案についても不滿の點は多々あるが多數労働者の福利のため、ともかく原案の今議會通過については極力努力すること、従つて直後政府、貴族院、各政黨にも手分けして可決促進運動を行ふこと。

一、政府原案を最後の線として資本家の要望に基く妥協的修正案には斷乎反對の態度を表明すること。

一、全無産議員そろつて退職金積立法案委員會を監視し萬一既成政黨が握り潰さんために故意の議事引延的言動に出た場合は敢然として抗争すること。

一、今議會において萬一不成立に終つた場合は大衆運動を起しその壓力によつて來議會通過をはかること。
等について根本方針を決定したが、社會大衆黨では政民兩黨が同案に骨抜き的大修正を加ふるが如きことを虞れ、午後聲明を發して大修正を加へた、骨抜き案は勞働立法上害あつて益なきものであるから政府は直ちに撤回して出直すべし、との黨の方針を宣明し更に直接潮内相と會見してこの旨傳達することになつた。

一 瀉千里の議事進行

廿二日の貴族院本會議

二十二日の貴族院本會議は午前十時二十分開會、直に日程の順を追ひ

第一、關稅定率法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

一、大正十三年法律第二十四號中改正法律案(贅澤品等輸入稅の件、同上)

一、昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入稅從量稅率の件、同上)

見してこの旨傳達することになった。

一 瀉千里の議事進行

廿二日の貴族院本會議

二十二日の貴族院本會議は午前十時二十分開會、直に日程の順を追ひ

第一、關稅定率法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

一、大正十三年法律第二十四號中改正法律案(贅澤品等輸入税の件、同上)

一、昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入税從量税率の件、同上)

を上程中島大藏政務次官から提案理由説明あり委員付託、次いで

一、製鐵業獎勵法中改正法律案(同上)

を上程小川商相から提案理由の説明あり、これに對し

水野甚次郎君(交友) 本法案は國防上遺憾ではないかと商相、軍部兩相に質せば

小川商相 政府は鐵資源の自給自足は勿論更に一步を進めて鐵製品の輸出をも考へてゐる、本法はこの根本精神に反せぬ、即ち本法は製造事業にして一割以上の利益をあげてゐるものに對しその超過利益に對し免税の特典を取り除くもので製鐵業の發展を阻止することは斷じてない、しかも利益ある者が或程度の犠牲を拂ふのは今日の社會正義である。

永野海相 鐵の問題は國防上重大關係あり商工省と慎重研究の結果商相の述べられた結論に達したのである。

水野君 鐵資源の自給自足の芽生えをつむものではないか。

商相 頓挫するものではない。かくて十八名の委員付託、次いで

一、思想犯保護觀察法案(同上)

を上程法相から提案理由の説明あり十五名の委員付託、次いで

一、臺灣拓殖株式會社法案(同上)

一、臺灣私設鐵道補助法中改正法律案(同上)

の二案を一括上程永田拓相の説明あり十八名の委員に付託。

- 一、昭和九年度第一豫備金支出の件(事後承諾を求むる件、衆議院送付)
- 一、昭和九年度特別會計第一豫備金支出の件(同上)
- 一、昭和九年度特別會計豫備費支出の件(同上)
- 一、昭和九年度滿洲事件第一豫備金支出の件(同上)
- 一、昭和十年度第二豫備金支出の件(同上)
- 一、昭和十年度特別會計第二豫備金支出の件(同上)
- 一、昭和十年度特別會計豫備金外支出の件(同上)

右七件を一括上程中島大藏次官から説明あり委員付託。

- 一、昭和十一年勅令第七號(承諾を求むる件の衆議院送付)
を上程岩倉委員長から委員會の経過並に結果を報告しその通り可決次いで
- 一、職業紹介法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
を上程大隈委員長から委員會の経過並に結果を報告、その通り可決。
- 一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案(政府提出、衆議院送付)
- 一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つる爲特別會計に屬する資金の繰替使用等に關する法律案(同上)
- 一、昭和七年法律第一號中改正法律案(同上)
- 一、昭和九年法律第七號中改正法律案(同上)

一、對支文化事業特別會計法中改正法律案(同上)

右五案を一括上程、岩倉委員長から委員會の経過並に結果の報告あり對支文化事業特別會計法中改正法律案につき賛成のため

樺山愛輔伯(研究) 今や世界は文明の行詰りを感じこれが打開の途を東洋に求めてゐる即ち我が日本の地位は指導國家として、人類文化の向

を上程大隈委員長から委員會の経過並に結果を報告、その通り可決。

- 一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案(政府提出、衆議院送付)
- 一、昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つる爲特別會計に屬する資金の繰替使用等に關する法律案(同上)
- 一、昭和七年法律第一號中改正法律案(同上)
- 一、昭和九年法律第七號中改正法律案(同上)

一、對支文化事業特別會計法中改正法律案(同上)

右五案を一括上程、岩倉委員長から委員會の経過並に結果の報告あり對支文化事業特別會計法中改正法律案につき賛成のため

樺山愛輔伯(研究) 今や世界は文明の行詰りを感じこれが打開の途を東洋に求めてゐる即ち我が日本の地位は指導國家として、人類文化の向上の上に日本の任務は誠に重大である、それだけに自己反省、再検討の途を講じ日本思想の體系を整備せねばならぬ、かくして日本文化の海外宣揚に努めねばならぬ、政府がこの趣旨に鑑みこの改正法案を提案したのは時宜を得てゐる」と述べ採決に入り委員長報告通り可決、次いで

一、土地賃賃價格改訂法案(同上)

を上程、佐々木委員長から委員會の経過並に結果の報告あり、その通り可決、次いで

一、土地賃賃價格改訂法施行に伴ふ耕地整理法の特例に關する法律案(同上)

を上程西郷委員長から委員會の経過並に結果の報告ありその通り可決八法律案を一瀉千里通過せしめ午前十一時五十分一旦休憩午後三時二十分再開、この日衆議院を通過して貴族院に送付されて來た、

一、朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

を上程中島大藏政務次官から提案理由の説明あり委員付託、次いで

一、大正九年法律第五十六號中改正法律案(衆議院提出)

を上程委員付託とし同三時二十五分散會した。

衆議院本會議(廿二日)

二十二日の衆議院本會議は午後一時半開會。

一、朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

を委員長牧山耕藏氏の報告通り可決確定し、次で

一、雪害対策に關する建議案(雪害地方議員四十八名提出)

を緊急上程、高橋熊次郎君の説明あり満場一致をもつて可決、次で日程に戻り、一、百貨店法案外十三件の議員提出法案を一括して上程逐次提案者の説明あり、右終つて前田幸作君(中)の質疑あつた後委員付託とし、三時五十五分散會したが委員付託となつた法案左の如し。

一、小作法案(議員提出)

一、辨護士法中改正法律案(同上)

一、労働組合法案(同上)

一、計理士法中改正法律案(同上)

一、母子扶助法案(同上)

一、産業組合中央金庫特別融資及び損失補償法案(同上)

一、不動産融資損失補償法案(同上)

一、市制中改正法律案(同上)

一、町村制中改正法律案(同上)

一、北海道會法中改正法律案(同上)

一、未成年者飲酒禁止法中改正法律案(同上)

一、家事調停法案(同上)

因みに選舉法改正並に議會制度改革に關する決議案は、二十二日各派交渉會において正式に提案決定し、二十三日の衆議院本會議に上程する。この二案の案文はなほ二十三日交渉會を開いて成案することゝなつた。政民兩黨の間において決定せる案文は前記の如くである。

- 一、不動産融資損失補償法案(同上)
- 一、市制中改正法律案(同上)
- 一、町村制中改正法律案(同上)
- 一、北海道會法中改正法律案(同上)
- 一、未成年者飲酒禁止法中改正法律案(同上)

一、家事調停法案(同上)

因みに選舉法改正並に議會制度改革に關する決議案は、二十二日各派交渉會において正式に提案決定し、二十三日の衆議院本會議に上程することゝなつたが、兩案の案文はなほ二十三日交渉會を開いて成案することゝなつた。政民兩黨の間において決定せる案文は前記の如くであるが、兩案の理由書は左の如くである。

議會制度改正に關する決議案理由書

議會をして克く時代の要求に應じて一層その機能を全からしめ更に能率増進を圖らしむるの途多々あるべしと雖も就中議會開會期議事法常置委員制度及び調査設備等に關して適當なる改善を講ずるは蓋し最も緊要なりと認む、仍て政府は議會制度に關する調査會を設けこれが改正案を次期議會に提出すべし、これ本案を提出する理由なり。

衆議院議員選舉法改正に關する決議案理由

現行衆議院議員選舉法はその實施の成績に徴するに從來の弊害を除去する上に效果ありと認むるも社會の實情に副はざるのみならず民情に反し良風美俗を破り官權濫用を誘致する事例頗る顯著なるものあり、仍て政府は速かに衆議院議員選舉改正委員會を組織し本法並に付屬法規の全般に互り審議を盡し次期議會に提案すべし、これ本法を提出する所以なり。

不穩文書法案委員會

不穩文書等取締法案に關する衆議院特別委員會は二十二日午前九時四十分から質問を續行。

犬養健君(政) 第四條の未遂罪の具體的事例如何、印刷物を數千通用意した場合はどうする。

岩村刑事局長 客觀的に見て決める、そのやうに用意した場合は未遂罪である。

犬養君 カーボン、鐵筆では

岩村局長 事實認定による。

犬養君 怪文書を受取つただけで犯罪を構成するか。

岩村局長 構成しない。

中村又一(君) 陪審制度を設けては如何。

岩村局長 事實問題として困難である。

中村君 軍秩保持が目的ならば人心惑亂、財界攪亂は削除したらどうか。

潮内相 今日的情勢では三者とも絶対必要で止める意思はない。

一宮房治郎君(民) 治安妨害とは

岩村局長 治安を妨害すべき事項が本案の重要な點で、それは相當進んだ場合でないと認定しない、この事項さへはつきりすれば目的の點は餘程心配はなくなる。

中村君 第三條の流言浮説は今まで警察犯處罰令により三日の拘留または一圓の科料程度だつた、それが本法で一躍三年以下の懲役とはあまりの變化ではないか。

萱場警保局長 人心惑亂、軍秩紊亂、財界攪亂の目的さへなければ凡て本法を適用さる譯ではない。

中村君 これ等は軍刑法によつては如何。

大山法務局長 軍刑法九十九條は戰時事護の際に限る。

梅津陸軍次官 實際の適用に當つては遺憾のないやうにする。

木村正義君(政) いはゆる怪文書は從來どう取締つて來た。

潮内相 處罰したのもあり手續中のもあるがどうも配布してから判るので取締がよく行かなかつた、本法で防止出来ると思ふ。

りの變化ではないか。

萱場警保局長 人心惑亂、軍秩紊亂、財界攪亂の目的さへなければ凡て本法を適用さる譯ではない。

中村君 これ等は軍刑法によつては如何。

大山法務局長 軍刑法九十九條は戰時事護の際に限る。

梅津陸軍次官 實際の適用に當つては遺憾のないやうにする。

木村正義君(政) いはゆる怪文書は從來どう取締つて來た。

潮内相 處罰したのもあり手續中のもあるがどうも配布してから判るので取締がよく行かなかつた、本法で防止出来ると思ふ。

木村君 今日最も憂ふる點はすべて主觀によつて判斷し客觀によつて考へないことである。

潮内相 遠い目的は國を憂ふるにあつても證據その他で治安を亂す意思があり手段を誤れば本法に該當する。

木村君なほも大山陸軍法務局長の言を引用して結果により目的ありと判斷するは危険であると詰寄れば政府側の答辯もタヂ／＼、これと關聯し川末五郎君(民)政府委員中陸軍、内務、司法皆目的の解釋がばら／＼である、三省協議の上一致した見解を立てなければ審議は進められな
いと政府の注意を促し委員長からも治安妨害の目的について協議の上午後の委員會で答辯されたいと警告を發する。

木村君 目的は誰が判斷する。

岩村局長 治安妨害の無届、無署名の出版物は事實に依り檢事が直接指揮するから運用の危険はない。

と實際に檢學方法について具體的に重要な答辯する。

木村君 巡査などが目的を判斷し人權を蹂躪する場合は相當發生すると思ふ。

萱場局長 怪文書が手に入つたら内務省に直ちに報告し處置するならば、さう不都合なこともなく人權蹂躪問題も防げる。

かくて午後零時二十分休憩、午後一時四十五分再開、午前中問題となり答辯を保留されてゐた點、即ち「軍秩を紊り財界を攪亂し等の目的を以てしたる場合」といふその目的の意義に關し、林法相より

窮極の目的としては國家社會のために圖るのであつても、その手段として軍の秩序を紊り、經濟機構を破壊することを意圖する場合は、その窮極の目的——奥の目的は別として、直接が軍の秩序の紊亂財界の攪亂にあるから本法にいふ目的あるものと認める、軍秩を紊るゝことを知つて居つて書いたと云ふだけでは本法の適用とはならぬ、知つてゐる上に期してゐた、即ち特別の故意があつたといふ條件が満たさ

れて始めて本法の犯罪を構成する、この特別の故意といふのがこゝに云ふ目的であつて、その意義は刑法その他の刑罰法規に使用されてゐるのと同様である。

と答辯したのに對し、砂田重政君(政友)等から

目的罪は内亂罪等の如く、豫備行動等によつて目的の有無を認定し得る場合に限らるべきであつて、本法の如き一片の紙に書いたことが目的を以てしたものであるか何うかを立證することは殆んど不可能である、その結果は自白を強要するため拷問をすると云ふことにより、人權蹂躪問題を惹起するに至るではないか。

とて種々の實例によつて、その不當であることが強調された、次で怪文書の横行する社會的原因即ち言論の不自由、軍の事情、農村勞働者の生活不安等につき論議され殊に芦田均君(政友)は言論抑壓の現下の社會情勢を説いて怪文書の増加は『天に口なし人をしていはしむ』の類ではないかと述べ藏原敏捷君(國盟)は軍人の政治干與が怪文書横行の一因をなす恐れあることを論じて寺内陸相の善處を要望した、尙二十二日の同委員會は深更まで質問を續行したが、遂に質問を終らず、殘餘の質問を二十三日午前中に終了して委員會の決定をする事となつた。

尙ほ右委員會において政友會の砂田君は、同法案第一條の「軍秩」なる字句の意義を明瞭ならしむるため「軍秩」と「軍紀軍律」との字句の相違につき陸軍省大山法務局長との間に質疑を重ねたが、同法務局長の答辯によれば「軍秩」なる用語例は明治十一年と同十九年(海軍)の師團長會議における大臣の訓示中に發見されるが、軍秩の意義は大體軍紀軍律と同様で唯軍紀軍律なる觀念は陸軍部内の者にはよく判るが部外者にはよく判らぬので軍秩なる辭句を用ひたものであると答辯したが、同委員會の空氣は「軍秩を紊亂し」なる文句も更にその具體的内容を明瞭ならしむるため何等かの修正を必要と認めたのであつた。

貴族院豫算總會

(豫算案を可決)

二十二日の貴族院豫算總會は、午前中各分科會主査の報告あり、正午休憩、午後再會し佐々木八十八君(同和)より國立工藝指導所に關し松

師團長會議における大臣の訓示中に發見されるが、軍秩の意義は大體軍紀軍律と同様で唯軍紀軍律なる觀念は陸軍部内の者にはよく判るが部外者にはよく判らぬので軍秩なる辭句を用ひたものであると答辯したが、同委員會の空氣は「軍秩を紊亂し」なる文句も更にその具體的内容を明瞭ならしむるため何等かの修正を必要と認めたのであつた。

貴族院豫算總會

(豫算案を可決)

二十二日の貴族院豫算總會は、午前中各分科會主査の報告あり、正午休憩、午後再會し佐々木八十八君(同和)より國立工藝指導所に關し松村義一君(公)より右翼取締に關し大森佳一男(公)より豫算と法律案の關係につき、金成通氏(研)より東北救濟應急策に關し質問、政府側それら答辯をなして質疑を終了、次で討論に入り、橋本辰二郎君(研)及び前田利定子(研)より賛成演説あつて採決の結果全會一致を以て十一年度歳入出總豫算を可決確定、同三時四十九分散會した。

因みに貴族院における米穀自治管理法外二件の特別委員會では、希望決議文案を作成のため小委員會を開き終つて委員會を再會、松村眞一郎君(研究)より本法の實施は差し迫つて必要であるがその内容についてはやゝ遺憾の點がある、政府の運用に信頼をすとの希望決議を付して賛成すると述べ島田農相より運用上遺憾なきを期すると答へ採決の結果、米穀關係三法案とも原案通り可決した、よつて二十三日の本會議に上程可決され、問題の米穀三法案は愈成立することゝなつた。

希望決議

- 一、政府は米穀の生産配給消費に亘り内地外地を通じ基礎調査を整へ、米穀事情のある地に適應する米穀政策樹立並に運用に遺憾なきを期すべし。
- 二、政府は米穀統制に關し各種法制の適正なる運用につき指導監督を周到にして内地朝鮮臺灣の官廳の職務及び協力に關して遺漏なきを期すべし。
- 三、政府は米穀統制施設に依り米穀の取引及び配給の機關に及ぼす影響に關し適當なる對策を講ずべし。

第二次選舉肅正の指導方針

内務當局、地方官に通牒

選舉肅正運動は内務省が中心となつて曩の第十九回衆議院議員總選舉を目標に直接選舉の肅正に努力し來つたが、この第一次肅正運動も漸く完了したので内務省は選舉肅正中央聯盟と協力第二次選舉肅正の指導方針につき對策協議の結果、今後は積極的に國民の公民的教化訓練に主力を集注して選舉肅正の基礎を培養すると共に過般の府縣議總選舉に於て暴露した地方自治體の腐敗を徹底的に剔抉し自治行政の淨化革新を期し國民精神の作興に資することに根本方針を決定具體案の立案中であつたが漸く完成したので二十二日地方、警保兩局長の名で全國地方長官宛大綱左の通り通牒を發した。

選舉肅正運動に關する件

一、今度衆議院議員府縣會議員、市町村會議員等の選舉の行はるる機會に於ては大體從來に於けると同様の方法を以て肅正運動を行ふも、進んで平素に於ける公民教育に力を注ぎ殊に公民道の確立振作を圖り、國民の總てを時代の要求に適合したる健全有爲の公民たらしむるに努むること。

二、公民道の確立振作を主眼とする平素の教化訓練に於ては單に選舉に止らず廣く政治及び自治に關し今日の兵民として必要なる知識を普及すると共に、公共的精神、政治的道義心、責任觀念を喚起振作し以て更始一新の際に於ける公民としての徳操を涵養するに努め、而して地方自治の淨化刷新を圖らしむるに依り實踐的訓練を積ましむること。

三、前項の事項を實施するについては必要なる印刷物を作成配布し講演會、講習會等を開催し殊に所謂指導者の養成及び黨育のために講習會等を開催するの要あるは固よりなるも更に恒久策として市町村(選舉肅正)委員會及び部落又は町内(懇談)會の普及發達に力を致し之が指導に遺憾なきを期すこと。

四、市町村委員會及び部落(又は町内)會の指導については、道府縣選舉肅正委員會等の意見を徴し夫々地方の實情に應じて適切なる方針を樹

つべきも、之が組織機能等に付ては大體左の各號の趣旨により整備充實を圖る事。

(イ)市町村委員會の設置

(ロ)部落會の設置

方自治の淨化刷新を圖らしむるに依り實踐的訓練を積ましむること。

三、前項の事項を實施するについては必要なる印刷物を作成配布し講演會、講習會等を開催し殊に所謂指導者の養成及び黨育のために講習會等を開催するの要あるは固よりなるも更に恒久策として市町村(選舉肅正)委員會及び部落又は町内(懇談)會の普及發達に力を致し之が指導に遺憾なきを期すこと。

四、市町村委員會及び部落(又は町内)會の指導については、道府縣選舉肅正委員會等の意見を徴し夫々地方の實情に應じて適切なる方針を樹

つべきも、之が組織機能等に付ては大體左の各號の趣旨により整備充實を圖る事。

(イ)市町村委員會の設置

(ロ)部落會の設置

五、大都市における平素の公民的教化訓練に付ては前二項の趣旨に準じ都市の實狀に應じて最も有効適切なる方法を講ずること。

臺灣拓殖會社法案通過

南方國策の代行機關となるべき臺灣拓殖株式會社法案は過日來衆議院特別委員會において審議中のところ、社員任命權及び監督權の歸屬に關して疑義を生じ、小委員會を設けて協議した結果、左の如き修正案を得たので二十一日午後最終委員會を開き討論の上、右修正案を挿入して政府原案を全會一致可決した、よつて直ちに本會議に上程、可決確定の上貴族院に送附した、貴族院もまた異議なく通過するものと期待される、よつて拓務省では來る十月一日よりの事業開始を前に議會終了後直ちに右施行に關する勅令の成案を急ぎ、創立委員は内閣が關係各省及び民間よりこれを任命する段取となつてゐる。

修正案

一、第六條の二項 社長、副社長及び理事は勅令の定むる所により主務大臣の認可を経て臺灣總督これを命ず。

一、第十條 臺灣拓殖株式會社の業務は第一次において臺灣總督これを監督し第二次において主務大臣これを監督す。

退職積立金法案可決

二十四日の衆議院本會議

最終日の衆議院本會議は二十四日午前十一時十七分開會日程を變更して

臺灣拓殖株式會社法案(政府提出、貴族院廻附)

を上程すれば、櫻井兵五郎(民)東武(政)兩氏發言を求め自席より貴族院廻附の修正案は院議尊重の立場より反對である旨を述べ採決の結果全院一致貴族院修正案に反對と決す、よつて、富田議長貴族院廻附案に不同意と決した結果議院法第五十五條により兩院協議會を開くことになりましたと宣し議長は協議會委員十名を指名し直ちに議長、副議長の互選を命ず、次でいよ／＼

退職積立金及び退職手当法案(政府提出)

を緊急上程し、委員長熊谷直太君(政)より委員會の經過を詳細報告あり、これに對し社大及び國盟より修正案を提出しその趣旨辯明に入り先づ

川村保太郎君(社) 第一は適用範圍を十人以上の工場と修正したい、内務省當初の案は十人であつたのを三十人にしたことが即ち全産聯への屈服である、本法の如きはむしろ三十人以下の小工場にこそ却つて必要な現狀ではないかその結果として屋外労働者六十萬を含め委員長報告に比して百十萬人だけ多數の労働者にまで適用範圍を擴大したのである。

と卒直に社大側の修正意見を述べる、次で

清瀬一郎君(國) 我々は適用範圍は社會局原案の三十人に修正する、次に問題は積立歩合と罰則との點であるが、事業主の積立歩合は第十七條を削除し第十六條の「少くとも百分二」とあるを「百分ノ三」に改定したい、罰則についても社會局原案に改めたいといふのが我黨の修正案である。

と述べ、次で質疑に入り

片山哲君(社) 主として政府に質し度い。

一、本法は中小工業を壓迫するといふ非難があるがむしろこれを機會に將來中小工業の統制に邁進すべきだと思ふ、政府は兩者の關係を如何に見てゐるか。

一、政府は本法の適用範圍を擴大する意思ありや。

清瀬一郎君(國) 我々は適用範囲は社會局原案の三十人に修正する、次に問題は積立歩合と罰則との點であるが、事業主の積立歩合は第十七條を削除し第十六條の「少くとも百分二」とあるを「百分ノ三」に改定したい、罰則についても社會局原案に改めたいといふのが我黨の修正案である。

と述べ、次で質疑に入り

片山哲君(社) 主として政府に質し度い。

一、本法は中小工業を壓迫するといふ非難があるがむしろこれを機會に將來中小工業の統制に邁進すべきだと思ふ、政府は兩者の關係を如何に見てゐるか。

一、政府は本法の適用範囲を擴大する意思ありや。

一、資本家の利潤を労働者の福利増進の資に充しめるやう法文に明記する考へはないか。

一、積立金の費消については刑法の横領罪に準じて懲役三年の原案を固守する意思はないか。

一、本法をもつて單に労働者に金を與へる法律と考へることは間違つてゐる、労働者の自主的統制をはかるべき労働組合法すらない我國においてはせめて本法の如き唯一の社會立法を基點として、新たな産業政策を樹立する決心はないか。

と痛烈な語調で政府に迫つたが、潮内相これに對して

本法の實施によつて將來中小工業者の統制、更生にも役立つべきことを信するものである。また本法の適用範囲は何分最初のことであるから、將來産業界の實情に即して、擴大することに或るや知れずと考へてゐる、それから第十七條の罰則規定は、なるべく政府原案通りであることを希望するのであるが、然し原案の主旨を没却しない修正なら尊重する。なほ政府は將來健全なる労働運動は決して不當な壓迫はしない。

と珍しく明快に答辯すれば、更に片山氏自席より

片山君 今日の労働運動に非ずして産業運動の根幹である、政府は右顧左べんの態度を一擲せよ。

と叫び質疑を終り、午後零時四十分一旦休憩となる。

同一時五十七分再開、委員長より委員會報告の補足的説明として附帶決議を報告し次で討論に入る、田島勝太郎君(民)塚本君の修正案に反對し委員長の報告に賛成する。

本法案は今議會における唯一の社會立法である、この法案の精神は勞資の協調にあるが法文化に慎重を期さなければ思はぬ結果を招來する恐れがある、原案の通りでは疲弊困ばいを極める中小工業者の壓迫となる。

とて民政黨の修正案に賛成意見を述べる、次で

渡邊泰邦君(中) 委員長の報告に反對し、塚本君の修正意見に賛成する、労働者が二十年も辛苦労働して、四百圓程度の退職金をもらふ原案に反對する政民兩黨の心事を疑ふ、本法適用工場を塚本君の修正通り十人以上に擴大すれば、全國で百十餘萬の労働者が救はれる、しかるにこれをわざ／＼五十人以上に修正したのは明かに全産聯をはじめ、産業團體の反對運動によるものだ、また本法をもつて中小工業を壓迫するといふことは、本末を顛倒したものであつて、労働者を犠牲にして、中小工業を救ふことは全く誤つてゐる。

と斷じ去る、次で

田尻生五君(政) 勞資協調の立場からいへば政府の原案は幾多の缺陷を持つてゐることは勞資兩方面からの反對で明かである。

と委員會の修正に賛成の旨を述べ、次で

鈴木文治君(社) 中小商工業者が、むしろ勞資協調によつて更生し得るゆえんを述べ、政民兩黨共、黨員中には原案賛成者があるが幹部の壓制によつて修正に屈服したのだ、と斷ずるや政友會の綾部健太郎君「金は全産聯からもらつてゐる」と驚くべき暴言を飛ばす、この時無産派の諸君猛然として、三宅、淺沼、佐竹、川俣、松本の諸君、綾部氏目掛けて殺到し、綾部氏顔面蒼白となり自席に立つたまゝウロ／＼する、議場は混亂その極に達し、鈴木氏壇上に往生することしばし、漸く混亂の靜まるを待ち

富田議長 重大法案の審議中故靜肅に聞かれ度い。

と警告するが、政民兩黨共、依然として下劣なる彌次罵聲を止めぬ、鈴木君塚本君の修正意見を支持して、發言を終るや、山口久吉君(昭)登壇し、委員會の修正案に賛成の旨を述べる、ついで野中徹也君(國)委員長報告の修正案に反對の旨を述べかくていよ／＼採決に入り議長より

り 塚本重藏氏の修正案をはかれば無産派のみ起立し少數否決となる、次で野中徹也君の修正案も同様否決となつた後委員長報告の修正案をはか

産派の諸君猛然として、三宅、淺沼、佐竹、川俣、松本の諸君、綾部氏目がけて殺到し、綾部氏顔面蒼白となり自席に立つたまゝウロウロする、議場は混亂その極に達し、鈴木氏壇上に往生することしばし、漸く混亂の靜まるを待ち

富田議長 重大法案の審議中故靜肅に聞かれ度い。

と警告するが、政民兩黨共、依然として下劣なる彌次罵聲を止めぬ、鈴木君塚本君の修正意見を支持して、發言を終るや、山口久吉君(昭)登壇し、委員會の修正案に賛成の旨を述べる、ついで野中徹也君(國)委員長報告の修正案に反對の旨を述べかくていよゝ採決に入り議長より

塚本重藏氏の修正案をはかれれば無産派のみ起立し少數否決となる、次で野中徹也君の修正案も同様否決となつた後委員長報告の修正案をはかり

議長 この採決は記名投票による。

と宣し堂々廻りにゆづる、この間反對の青票を持つて壇上に登る國民同盟と第二控室の連中に對し一々無産派が盛んなる拍手をおくる投票の結果は修正を可とするもの二六二、不可とするもの三八で修正通り絶對多數で可決された、次で日程に入り

昭和九年度歳入歳出總決算、昭和九年度各特別會計歳入歳出決算、昭和九年度國有財産増減總計算書を議題に上すが政府側に首相、藏相の出席なきため、議事を進めることが出來ず『休憩』の聲しきりに起る、民政黨のみ小泉、小山兩總務を中心に審議の繼續を策し、結局再び日程を變更。

帝國議會圖書館並に議員事務室完備に關する建議案(小泉又次郎君外五十七名提出)、假議事堂跡記念施設に關する建議案(同)、紀元二千六百年記念日本萬國博覽會助成に關する建築案(小泉又次郎君外四十六名提出)、利根川治水根本對策に關する建議案(飯塚春太郎君外六十七名提出)を上程、委員長青木雷三郎君より報告の後、原案通り可決確定、この時、政府側の顔がそろつたので日程を前の九年度決算二案に戻し、決算委員長立川太郎君(政)から委員會の経過及び結果について報告あり討論に入る。

福田關次郎君(民) 各省の不當支出に對し痛烈に長々と攻撃すれば、自黨民政席から盛んに妨害が起りかへつて無産派から聲援があがるといふ奇現象を呈す、福田君會計検査院制度を根本的に改め、議會の決算委員會を常置せよ。

と叫び長廣舌を終る、採決の結果委員長報告通り承認するに決定次で昭和九年度國有財産増減總計算書も同様承認することに決定した、次で日程を變更、加藤鏖五郎君(政)は濠洲の關稅引上に對し斷乎通商擁護法を發動すべしと迫る。

有田外相 濠洲政府に對し種々折衝を試みたがつひに不調に終つた、この上は甚だ遺憾であるが通商擁護法發動その他適切なる處置をとる

考へである。

と斷乎たる帝國政府の決意を言明し拍手を浴びる、次で

一、東雲航空隊設置に關する建議案(信太儀右衛門君提出)外五十三件

を上程、青木委員長から全部可決したと報告あり、その通り可決、更に請願特別報告に關し坂東委員長から委員會の結果を報告しその通り採別することとなり、お土産案を片つ端から可決、次に

一、産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法中改正法律案

一、不動産融資及び損失補償法中改正法律案

を一括上程、八田委員長の報告あり、この時

富田議長 たゞ今廣田總理大臣より詔書を傳達されました、こゝに御報告致します、諸君の御起立を願ひます。

全員起立、議長はおごそかに會期一日延長の詔書を捧讀す、かくて八田委員長の報告を可決し同時六時二十分散會。

兩院通過法案四十二件

二十四日の貴族院本會議において、政府提出衆議院送附の思想犯保護觀察法案、航路統制法案、朝鮮事業公債法中改正法律案、競馬法中改正法律案等六件が可決確定したので兩院通過法律案は全部で四十二件に達し衆議院に残つてゐるものは、一、不穩文書等取締法案、一、總動員祕密保護法の二件であり貴族院に在るものは、一、退職積立金及び退職手当法案の一件で、この外に兩院協議會に、一、臺灣拓殖株式會社會社法案の一件が引掛つてゐる譯である。

議會會期一日延長

一、公立商船學校卒業生に對し特殊教育機關設置の請願の件

を上程、提案者立花種忠子(研究)「政府は從來これに對し反對してゐたが山本文部次官はこれに賛成した何故か」然るに折悪く山本次官欠席のため政府はしばらく答辭を窮したが平生文相並に頼母木遞相から「考慮する」旨を答へ滿場微笑裡に松平副議長「これにて議題全部を終了

正法律案等六件が可決確定したので兩院通過法律案は全部で四十二件に達し衆議院に残つてゐるものは、一、不穩文書等取締法案、一、總動員祕密保護法の二件であり貴族院に在るものは、一、退職積立金及び退職手当法案の一件で、この外に兩院協議會に、一、臺灣拓殖株式會社會社法案の一件が引掛つてゐる譯である。

議會會期一日延長

一、公立商船學校卒業生に對し特殊教育機關設置の請願の件

を上程 提案者立花種忠子(研究)「政府は從來これに對し反對してゐたが山本文部次官はこれに賛成した何故か」然るに折悪く山本次官欠席のため政府はしばらく答辯に窮したが平生文相並に頼母木遞相から「考慮する」旨を答へ滿場微笑裡に松平副議長「これにて議題全部を終了いたしました、散會致します」と宣した、時に午後七時五十三分、左右の席に非常時議會の最後の顔を並べてゐた廣田首相以下各閣僚は、ホツとした面持ちで大臣室へ引上げた。

重要法案の殆んど全部の通過に喜ぶ政府の人々を残して、議員諸氏は連日の疲れで歸宅を急ぎ姿を消してしまつたが、院内の大臣室には喜びの歡談が溢れたのであつた、まづ閣僚全部が顔を揃へての記念撮影だ。

富田、岡田衆議院正副議長も田口書記官長も吉田調査局長官、次田法制局長官も入つて眞面目な面を並べて見せたのが、閃々とひらめく寫眞班のフラツシユに廣田首相、潮内相あたりからつい顔が微笑に綻びて来る。藤沼書記官長が遅ればせに駈けつけて来た、すると寺内陸相が「小さいのは前だ前だ」と號令をかける、そして「あんまり上の方から撮るなよ、頭が光つていかん」といふ陸相の聲に思はず一同どつと吹き出した、撮寫の整列がくづれると廣田首相、破顔大笑して「やあ、やあどうも」と富田議長に頭を下げ、吉田、次田兩長官の肩をたゝいて「これからだ、よろしく頼みますよ」と挨拶したのだつた、島田農相が寺内陸相に向つて「よかつた〜」と云ふと、陸相「何よいのは君の方だよ、そつくり通つたじゃないか」深刻な顔をした馬場藏相、アームチェアの腕に一寸腰をかけた潮内相も、廣田首相も卓上の煙草を一本づゝくはへてホツと一服、さて今日ばかりは安らかな眠りに入るべく家路へ急いだのであつた。

議會を終りて廣田首相語る

廣田首相は第六十九議會終了に當り左の如く語つた。

第六十九回帝國議會も無事終了するに至り、洵に欣快に堪へませぬ、この議會は特別議會として其の會期が極めて短かゝつたのにも拘はらず、豫算案を始め各種の重要法案が多數に上り、之が審議は實に客易ならざるものがあつたと存じますが、幸に兩院とも非常なる精勵を以て議事を進められ、協賛を與へられましたことは邦家の爲の幸慶の至りでありまして、政府といたしましては深甚の謝意を表する所であります、重大なる時局の下においてこの議會が開かれたのでありますから議事の模様は内外の齊しく注視いたす所であつたと存じますが、兩院共或は議院機構の改正或は聖旨奉戴庶政一新等に關する重大なる意義を有する決議が行はれ、會議は極めて熱誠眞摯なる言論を以て終始いたしましたことは誠に特筆すべき事柄と存じます、又政府の意圖する庶政の一新に向つて協力支援を惜しまざる熱意を示されました點につきては政府のもつとも欣榮と致し愈々責任の重大なるを痛感いたす所であります、要するに政府と致しましては之等に鑑み益々立憲の洪猷を翼賛し奉り國家内外の實狀に即應して國運の進暢に全幅の努力を致さねばならぬ次第であります。

議會終了後の初閣議

政府は成立後最初の特別議會が無事終了したので、二十九日は一時間繰り上げて午前九時から首相官邸において閣議を開き、全閣僚出席の上、議會通過法案の實施及び議會を通じてもたらされた總括的な國政一新に關する新情勢に對處すべき諸方策に關して基本的協議を遂げる筈で、協議の中心題目は二十八日藤沼書記官長と各省次官、三長官間に協議を遂げた貴衆兩院制度の改組織並びに選舉法改正問題案を主として刻下の非常時局打開に關する政府の本腰的具體案作成に關する根本問題が上程論議されるものと見られる。尙ほ缺員中の樞密顧問官については三名の中、一名または二名を補充することに決定、樞府側と交渉することとなつたが、樞府側では財政通の荒井賢太郎氏を副議長に昇格すること及び、故水町袈裟六氏後任の意味において財政通より人選を希望してゐるので、勝田主計、土方久徴、菅原通敬の諸氏が有力者として擬せられてゐる。

今議會は愈二十四日を以て會議満了の所退職積立法案に對する貴族院の審議時間に餘裕なきのみならず不穩文書取締法案に對する政友會の反對的態度が強硬で衆議院の審議が進捗しないため政府は右兩法案を通過成立せしむるの立場から二十四日午後五時院内の緊急閣議で二十

で、協議の中心題目は二十八日藤沼書記官長と各省次官、三長官間に協議を遂げた貴衆兩院制度の改組並びに選舉法改正問題案を主として刻下の非常時局打開に關する政府の本腰的具體案作成に關する根本問題が上程論議されるものと見られる。尙ほ缺員中の樞密顧問官については三名の中、一名または二名を補充することに決定、樞府側と交渉することとなつたが、樞府側では財政通の荒井賢太郎氏を副議長に昇格すること及び、故水町袈裟六氏後任の意味において財政通より人選を希望してゐるので、勝田主計、土方久徴、菅原通敬の諸氏が有力者として擬せられてゐる。

今議會は愈二十四日を以て會議満了の所退職積立金法案に對する貴族院の審議時間に餘裕なきのみならず不穩文書取締法案に對する政友會の反對的態度が強硬で衆議院の審議が進捗しないため政府は右兩法案を通過成立せしむるの立場から二十四日午後五時院内の緊急閣議で二十日までに會期一日間を延長する事に決定した、しかして直ちに上奏御裁可を仰ぎ、同日付官報號外を以て左の如く會期延長の詔書が公布された。

詔書

朕五月二十五日迄一日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス

御名 御璽

昭和十一年五月二十四日

各 國 務 大 臣 副 署

最終の衆議院本會議

二十六日の衆議院本會議は午後一時五分開會、會期延長二日目の議會ではあつたが、すでに退職積立金案及び不穩文書案の重要法案も貴族院に送付され、衆議院における政戦は大風一過の感があり、議席も寥々として開會後直ちに臨時休憩となり、午後七時二十五分再開、先づ富田議長自席に起立し

諸君、六十九議會の會期終了に際し御挨拶申し上げます、今期議會は短期議會なるに拘らず、頗る多數の重要議案が提出せられ、なほ議員諸君よりも幾多重要な議案が提出せられました、而して殆ど連日會議を開き政府提出議案は一件を除きこれを議了し議員提出議案もまたその大半はこれを議了せられました、茲に謹んで諸君連日の御勞苦を深謝いたします尙この際特に一言致したいと存じます、諸君御承知の

通り今期議會を以て愈々この議事堂と別れを告ぐること相成るのであります、顧みますれば明治二十三年帝國議會の開設以來、この憲政發祥の地において幾多の先輩並びに同僚諸君が、憲政のため奮闘努力せられ國家今日の隆運を啓きましたことは、我が帝國のため洵に慶賀に堪へざる所であります、今日この記念すべき場所と袂別するに當り、感慨眞に禁ずべからざるものがあります。

と挨拶し散會を宣す、時に午後七時二十七分、非常時特別議會の衆議院はかくてこゝに最後の幕を閉ぢた。

不穩文書取締法案の成立

最終日の貴族院本會議

最終日二十六日の貴族院本會議は午後七時十二分再開、不穩文書取締法案を審議すべき今議會最終の會議でもあり且は思ひ出のこの議場へのおさらばともなるので議員の出席率もよく政府側も廣田首相以下全閣僚出席不穩文書取締法案を緊急上程し、二荒委員長から委員會の経過並に結果を報告し討論に入り

岩田宙造君(同和) 賛成はするが、この案の一部につき政府提案の趣旨とは異なる意味で賛成する、これは他日問題になることである、即ち本案の目的とする治安は軍秩、財界、人心の安定で特殊のものである、よつて以上の三者以外の方法では本法違反とならぬ、従つて第二條も當然第一條の範圍内に限られねばならぬ、然るに政府は苟も治安を妨害するものは一般に何でもこれを處罰する様に解釋されてゐるが、これは誠に不可解の事で羊頭をかかげて狗肉を賣るものである。

と政府の解釋上の不都合を指摘し運用上に釘をさす續いて議事進行につき井田磐楠男(公正)と松平副議長との間に問答あつて後採決に入り衆議院の修正案通り可決成立を見た、次いで

尙ほ又政府は特別議會後の政策樹立と議會における公約實行のため二十八日正午より首相官邸に次官會議を開き、藤沼書記官長、次田法制局長官、川越大藏その他各省次官出席午餐後、先づ藤沼書記官長より今次議會に各省大臣並びに政務官その他、政府委員より述べたる各省の方針を開陳せられたき旨希望の述べ、各省次官よりそれ〴〵報告があつた後種々協議を遂げた。

本案の目的とする治安は軍秩、財界、人心の安定で特殊のものである、よつて以上の三者以外の方法では本法違反とならぬ、従つて第二條も當然第一條の範圍内に限られねばならぬ、然るに政府は苟も治安を妨害するものは一般に何でもこれを處罰する様に解釋されてゐるが、これは誠に不可解の事で羊頭をかかけて狗肉を賣るものである。

と政府の解釋上の不都合を指摘し運用上に釘をさす續いて議事進行につき井田磐楠男(公正)と松平副議長との間に問答あつて後採決に入り衆議院の修正案通り可決成立を見た、次いで

尙ほ又政府は特別議會後の政策樹立と議會における公約實行のため二十八日正午より首相官邸に次官會議を開き、藤沼書記官長、次田法制局長官、川越大藏その他各省次官出席午餐後、先づ藤沼書記官長より今次議會に各省大臣並びに政務官その他、政府委員より述べたる各省の方針を開陳せられたき旨希望の述べ、各省次官よりそれ〴〵報告があつた後種々協議を遂げた。

拓務省においても亦た特別議會終了に伴つて、本省並びに各地の豫算施行に關し打ち合せを遂ぐるため、二十八日午前十時より拓相官邸に本省各首脳部と外地長官の聯合協議會を開催、本省側より永田拓相、稻田、入江兩次官、林參與官外各局長及び各官房課長(外郡側)今井田政務總監、林財務、吉田鐵道、矢島農林各局長(以上朝鮮總督府)平塚總務長官、嶺田財務局長、川村審議室事務官(以上臺灣總督府)今村長官、三東財務課長(以上樺太廳)林長官、唯野財務課長(以上南洋廳)その他關係官參集、永田拓相の挨拶に次いで、拓務省の外郡統治方針と海外發展策とを説明し、併せて議會通過の豫算施行に關する希望を述べて、隔意なき意見の交換を重ね、午餐を共にして一時過ぎ散會した。

尙ほ庶政一新の見地から考慮されてゐた殖民地人事の大異動は、いよ〴〵近く實現を見ることとなり目下永田拓相の手許において慎重に考究中であるが、特別議會後その辭任を豫想されてゐた中川臺灣總督、平塚長官等の進退は、臺灣拓殖會社の發起人會あるいは創立總會も終り正副社長、理事、監事等の主要幹部の決定後にあらざれば、果してその辭任が實現さるや否や頗る疑問とされ、その場合は七月以後となるべく更に今村樺太長官、林南洋長官等の更迭は省内人事の入れ換へと共に、比較的早い時期に實現さるゝものゝ如く、また宇垣朝鮮總督今井田總監及び總督府幹部の異動はその時期、内容ともにかゝつて宇垣總督の辭任時期によつて決定されるものと見られるが、同總督の進退は政府最大の人事にして宇垣總督と拓相及び廣田首相三者の間において、圓滿に解決せられるとの見られてゐる。

議會後の地方長官會議

特別議會の後を承けて招集された地方長官會議第一日は六月十五日午前十時二十分から首相官邸で開會。

政府側から廣田首相以下閣僚(島田農相は旅行中のため缺席)等出席、地方長官側からは池田北海道長官、横山東京府知事以下各府縣知事(白松大分縣知事は病氣引籠中の爲淵上總務部長代つて出席)及び石田警視總監、中島憲兵司令官等出席。

勞頭、廣田首相から聖體旨を奉體して庶政一新のために全國民と共に各その本文を竭すべき旨を強調した別項の如き訓示をなし、次いで有田外相は最近のわが國際關係の状態につき、林法相は司法行政の刷新に關する重要訓示を行つた、終つて内閣所管事項の協議に入り第五回勞働統計實地調査の方法につき協議を行ひ、翌十六日は午前九時より内務省大會議室に於て潮内相の訓示あり、終つて指示事項につき各局長より説明あつて後協議に入り、質疑應答を重ねて正午一旦休憩、更に午後一時より午前引續き指示會議を續行、中央と地方の間に質問應答を繼續し第二日目の會議を終了、夜は内相官邸における潮内相招待の晚餐會に臨んだが、第三日は引續き内務省に於て地方行政に關する各地方官の意見開陳あり討議を行ひ二十日まで六日間に亘り各省所管を全部終了して會議を終つた。重なる訓示左の如し。

廣田首相の訓示

第六十九回帝國議會開院式に當り、優渥なる勅語を賜り、「朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進暢ニ效サムコトヲ期セヨ」と昭示し給ひましたことは、洵に恐懼感激に勝へませぬ、私共は全國民と共に虔んで聖旨を奉體し、各其の本分を竭し以て叡慮を安んじ奉るべきであります、過般の特別議會は熱誠と精勵とを以て審議に當り重要なる多數の法律案及び豫算案の成立を見ました事は立憲の皇謨贊翼の本義に照し邦家の爲幸慶とする所でありまして、延いて國內人心の安定に資したること尠からずと思ふのであります、政府は是より各部局を通じ豫算の適切なる執行に意を用ひ法律の運用亦其の宜しきを制するが爲、格段の努力を致さねばなりません、而して此等豫算及び法律は、何れも極めて重要な意義を有しますが故に主務大臣より夫々詳細指示せらるると思ひます、各位は其の趣旨の實現達成を勉められんことを望みます、現内閣の政綱は曩に之を表明し、又之が遂行に關する所信は議會を通じて披瀝し來つた所であります、政府は今日の時局に處し庶政一新の實を擧ぐるに努めて居ります、各位は政府の意を體し克く吏僚を督勵し相率ひて其の職責を全うし以て國民の信賴を確保し大いに治績を擧げられんことを切

望する次第であります。

潮内相の訓示要旨

自治行政の隆替は國運の進展に關する處甚だ大にして、庶政の一所また地方自治の刷新に待つ處極めて多し、しかるに自治の運営殊に市町

の特別議會は懇誠と精勵とを以て審議に當り重要な多數の法律案及び豫算案の成立を見ました事は立憲の皇謨贊翼の本義に照し邦家の爲幸慶とする所でありまして、延いて國內人心の安定に資したること尠からずと思ふのであります、政府は是より各部局を通じ豫算の適切なる執行に意を用ひ法律の運用亦其の宜しきを制するが爲、格段の努力を致さねばなりません、而して此等豫算及び法律は、何れも極めて重要な意義を有しますが故に主務大臣より夫々詳細指示せらるると思ひます、各位は其の趣旨の實現達成を勉められんことを望みます、現内閣の政綱は曩に之を表明し、又之が遂行に關する所信は議會を通じて披瀝し來つた所であります、政府は今日の時局に處し庶政一新の實を擧ぐるに努めて居ります、各位は政府の意を體し克く吏僚を督勵し相率ひて其の職責を全うし以て國民の信頼を確保し大いに治績を擧げられんことを切

望する次第であります。

潮内相の訓示要旨

自治行政の隆替は國運の進展に關する處甚だ大にして、庶政の一所また地方自治の刷新に待つ處極めて多し、しかるに自治の運営殊に市町村に對する指導監督の實際を見るに、往々形式に拘り理論に泥み消極的に過誤なからしめんとするに専らなるの結果、却つて自治の實質圓滿なる發達を損ふのおそれなしとせず、よつて將來においては進んで市町村内の融合協和をはかるは勿論、あるひは市町村内における各種機關の對立の弊を除き、綜合的運行によりてその機能の發揚を十全ならしめあるひは部落を單位とする活動の促進に勉むる等自治團體の指導監督については、すべからず實質的誘導の新生面を拓き、以て時局に對應せる自治行政の振起作興に一段の工夫と努力とを加ふるところなかるべからず、地方財政の比年膨張を告げ地方税の負擔また累年重きを加へなかんづく經濟力薄弱なる地方團體における財政の困難甚だしきものあり、よつて政府は昭和十一年度において財政特に窮乏せる町村に對し新に臨時町村財政補給金を交付することとし、以て負擔を輕減するため應急の措置を講じたり、即ちその實施に關しては慎重なる注意を拂ひ、殊に本補給金の支途につきその監督を嚴重にし、いやしくも放漫に流るゝが如きことなからしめざるべからず、政府は更に地方財政及び税制の全般にわたりてこれが改善の文策を究明し、地方財政の基礎を確立すると共に國民負擔の均衡をはかり、以て國民生活の安定に資する所あらしめんとす、選舉界の情弊たるその由來する所甚だ遠く且すこぶる深し従つてこれが根絶を期することは固より至難のことに屬す、即ちその抜本塞源の成果を擧げんがためには將來において肅正運動を恒久化し、不斷の公民的教化訓練によりて肅正の基礎を強固ならしめざるべからず、なほ衆議院議員選舉及び地方議員選舉に關する改正法令は、肅正運動と相待つて相當の成績をあげ得たりといへども、選舉界の實情とその動向とに鑑み更に検討を加ふるの要あるべし、治安の確保は現下の世局に際し最も喫緊時務たり、過般の不祥事件後各地における治安の狀況は各位の努力により概ね平靜なるを得たりといへども子細に諸般の情勢を省察すれば、その底流において未だ樂觀を許さざるものあり、今般不穩文書臨時取締法の制定によりいはゆる怪文書取締の徹底

を期せんとするが如き、またこの旨に外ならず、今後一層細心の注意を拂ひ、非違の發生する餘地なからしむるに力めざるべからず、しかも萬一事あるに際しては克く大局に着眼して判断を誤らず、身を挺して事態の收拾に當るべきは殊に警察官を率ゐる者の責務たり、各位は益々警察官の士氣を旺盛ならしむると共に警察機構を整備充實して、警察力の強化を圖り、且警備の計畫及び訓練を周密にして以て治安の確保に違算なきを期せられんことを要す、先に府縣會議員及び衆議院議員の總選舉の行はるゝに際し、よくその職責を盡したるは深く多とすべきも、多數の警察官の中には取締の手段方法において、往々慎重を缺ける者ありとの非難を耳にするは遺憾に堪へざる所なり、かくの如き事實の存せんか警察精神の眞義にもどり、警察に對する信頼を薄からしむるに至るべきをおそれ、選舉に際しその取締を勵行すべきは勿論なりといへども、將來一層警察官の教養指導に力を致し、以て人權の尊重に關し特に留意すべきゆゑを會得せしむる所なかるべからず、近年全國各地にわたり災害の頻發するを見るは深く憂慮に堪へず、これが當面の對策に關する土木關係の豫算は先に特別議會において協賛を経たる外水害防備の恒久的方策につき考究中なり、各種疾病に對する豫防思想を啓發し、醫療施設の擴充を期し、その他防貧救貧に關する各般の社會政策的施設を講ずるは目今の國情に照し最も切要とする所にして、その緊急を要するものについては即ち豫算の成立を見たり、新に退職積立金及び退職手当法を制定し、從來我國獨特の美風として發達せる退職手当の制度を合理化し、且これが普及を圖りなほ職業紹介法を改正して職業紹介事業を擴充し以て労働需給の調整を期したり、行政機構の分化に伴ひ動もすれば樹立の弊の馴致し、ために行政全體の調和とその綜合的發展とを阻害せんとするの憾なき能はず。

地方行政を統督せらるゝ各位は特に各機關、各組織相互の聯絡協調に意を用ひ、相率ゐてこれが窮極の目的たる國利民福の増進を期するに最善をつくされんことを望む、行政の運営往々にして畫一に流るゝの傾向あるはまた最も戒心を要する所なり、行政の任にある者は常に地方民人との接觸を緊密にし、その實生活と眞摯なる要望とを洞察し、各地に特異の實情に即應したる治政を行ふの用意なるべからず。

林 法 相 の 訓 示

選舉違反の根絶 昨秋の府縣會議員選舉に相次ぎ過般の衆議院議員選舉の實績に鑑み、考慮すべき事項は多々存するが、その一は他方に依

つては自治體の首腦者が買収の如き忌むべき選舉違反に多數關係した點である、昨年以來官民協力に依り全國的に選舉肅正運動を行ふに當り、自治體の吏員此はの國民運動の指導的立場に在りたるに拘らず、一旦選舉に臨むや惡質の違反行爲を敢てしたるが如きは、選舉界淨化の

合的發展とを阻害せんとするの憾なき能はず。

地方行政を統督せらるゝ各位は特に各機關、各組織相互の聯絡協調に意を用ひ、相率ゐてこれが窮極の目的たる國利民福の増進を期するに最善をつくされんことを望む、行政の運営往々にして畫一に流るゝの傾向あるはまた最も戒心を要する所なり、行政の任にある者は常に地方民人との接觸を緊密にし、その實生活と眞摯なる要望とを洞察し、各地に特異の實情に即應したる治政を行ふの用意なるべからず。

林 法 相 の 訓 示

選舉違反の根絶 昨秋の府縣會議員選舉に相次ぎ過般の衆議院議員選舉の實績に鑑み、考慮すべき事項は多々存するが、その一は他方に依つては自治體の首腦者が買収の如き忌むべき選舉違反に多數關係した點である、昨年以來官民協力に依り全國的に選舉肅正運動を行ふに當り、自治體の吏員此はの國民運動の指導的立場に在りたるに拘らず、一旦選舉に臨むや惡質の違反行爲を敢てしたるが如きは、選舉界淨化のため甚だ遺憾とする所である、今後はこれらの事犯を防止しこれが根絶を期するため、格段の御配慮を希望する。

綱紀肅正の徹底 庶政の更張は單に外形的なる制度の改革のみを以てしてはその完璧を期し難い、然るに現下の重大事局においても、今尙官公吏又は各種の公共團體の役員等にして、往々その職務上の地位を利用し瀆職その他破廉恥の罪を敢てする者のあることは邦家の爲眞に寒心に堪へない次第である、斯の如き惡弊は一日も速にこれを絶滅し、綱紀を嚴肅し改新を圖らねばならぬ、各位は檢察當局と協議の上、この種の犯行に對しては今一層檢舉を勵行し事犯發生の餘地なからしむるやう御留意を願ひたい。

過激行動取締り 治安保持は現下の時局における喫緊の要務である、最近に於ける所謂左翼運動は表面的には落潮の状態を示して居るに拘らず其の實却て深刻にして複雑多岐となり些の樂觀を許さない、又詭激なる思想を抱懷して直接行動に出でんとする所謂極石の運動に關しては、最近の一兩年間には集團的なる重大事件を發生せず慶賀すべき状態であつたが不幸にして這般突發した二・二六事件の各地に及ぼした影響を通じて觀察しても、國家の現状に慊らず直接行動を以て局面の打開を圖らんとする者が全國的に相當多數存在して居ることは誠に憂慮に堪へない所である故に各位は部下警察官吏を督勵して其の名の左傾たると右傾たるとを問はず苟も國體と相容れざる思想抱懷者は勿論、詭激なる思想を抱き治安を紊す虞ある者の行動に對してはこれが取締に萬遺漏なきを期せられたい。

不穩文書法の運用 所謂怪文書の横行は治安を妨害すること大なるものがあるので、政府は其の弊害の著しきを認め、第六十九回帝國議院に不穩文書取締に關する法案を提出し、その協賛を得たから、今後は不穩文書臨時取締法により不穩なる文書に對して嚴正なる取締を行ひ、國民をして明朗なる氣分の下にその堵に安ぜしむるやう力を效されんことを望む。

思想犯保護の注意 今回制定せられた思想犯保護觀察法は、思想犯人を保護して更に罪を犯すの危険を防止する爲、その思想及び行動を觀察することを目的とするものであるが、若し其の運用宜しきを得ざるにおいては却つて法の目的と背反するの結果を生ずる虞れがある、而して此等保護觀察の運用については、其の衝に當る者に於て一段の戒慎を要することは明かであるが、關係各官廳殊に同法の運用につき密接なる關係ある警察方面の十分なる協力を得るに非ざれば、その成果を期待し難いものと考へるから、各位は此の點に付き篤と御留意の上、格段の御配慮あらんことを希望する。

畏 し、今 次 事 件 御 親 告

天皇陛下には二月二十六日未曾有の不祥事件突破以來ひたすら時局の安泰たる歸向に御軫念あらせられ此程戒嚴令も解止の運びに至り同事件善處の一段落を告げるや長くも皇室祭祀令に基かせられ國家の大事として宮中三殿御親告の儀並に神宮、神武天皇山陵、大正天皇山陵、明治天皇山陵に御奉告の儀を行はせられる旨仰出され、この畏くも重き御儀は七月二十二日宮中三殿には天皇陛下御親祭のもとに、神宮をはじめ畝傍、多摩、桃山各山陵にはそれぞれ勅使を參向せしめられいと森嚴莊重にとり行はせられた。宮中の御儀は御參列の御在京各皇族殿下を始め奉り、廣田首相以下各閣僚、平沼、荒井樞府正副議長以下各顧問官、恐懼の色一段と濃い牧野伯、岡田首相、在京の各前官禮遇、陸海軍大將、近衛、富田貴衆兩議院議長等宮中席次第一階以上の文武顯官藤沼内閣書記官長、石田警視總官、横山東京府知事その他各廳勅奏任官總代、侯、伯、子、男各爵總代、貴族院議員總代西郷從德侯、宮尾舜治、小坂順造衆議院議員總代櫻内幸雄、若宮貞夫、井坂豊光各議員等二百餘名は午前八時半頃より相次いで二重橋から何れも大禮服、正装に威儀を正して參内、賢所に着床、かくて午前九時莊嚴なる神樂歌のうち御祭典は行はせられ三條掌典長祝詞を奏し奉れば天皇陛下には神々しき黄櫨染御袍を召されて賢所御前に出御遊ばされ高木御用掛奉仕の御鈴の儀、神域にひびく裡に恭しく御拜禮あり、今次事件につき親しく御告文を奏せられた、畏くも玉音一入御緊張、御敬虔の御様子に拜さ

れ參列諸員はただただ恐懼申上げる外なかつたと洩れ承る次いで、皇后陛下の御代拜を北村女官が奉仕高松宮殿下を始め奉り御參列各皇族殿下、參列諸員の拜禮あり續いて皇靈殿、神殿に御同様御祭典を行はせられ、宮中三殿御親告の儀は十時近く御終了あらせられた、神宮、山陵御奉告の儀は左の如くそれぞれ勅使參向してこの日嚴かな御祭典を行はせられた。

下を始め奉り、廣田首相以下各閣僚、平沼、荒井樞府正副議長以下各顧問官、恐懼の色一段と濃い牧野伯、岡田首相、在京の各前官禮遇、陸海軍大將、近衛、富田貴衆兩議院議長等宮中席次第一階以上の文武顯官藤沼内閣書記官長、石田警視總官、横山東京府知事その他各廳勅奏任官總代、侯、伯、子、男各爵總代、貴族院議員總代西郷從德侯、宮尾舜治、小坂順造衆議院議員總代櫻内幸雄、若宮貞夫、井坂豊光各議員等二百餘名は午前八時半頃より相次いで二重橋から何れも大禮服、正装に威儀を正して参内、賢所に着床、かくて午前九時莊嚴なる神樂歌のうち御祭典は行はせられ三條掌典長祝詞を奏し奉れば天皇陛下には神々しき黄櫨染御袍を召されて賢所御前に出御遊ばされ高木御用掛奉仕の御鈴の儀、神域にひびく裡に恭しく御拜禮あり、今次事件につき親しく御告文を奏せられた、畏くも玉音一入御緊張、御敬虔の御様子に拜さ

れ参列諸員はただただ恐懼申上げる外なかつたと洩れ承る次いで、皇后陛下の御代拜を北村女官が奉仕高松宮殿下を始め奉り御参列各皇族殿下、参列諸員の拜禮あり續いて皇靈殿、神殿に御同様御祭典を行はせられ、宮中三殿御親告の儀は十時近く御終了あらせられた、神宮、山陵御奉告の儀は左の如くそれぞれ勅使参向してこの日嚴かな御祭典を行はせられた。

伊勢神宮（午前八時外宮、午後三時内宮） 醍醐掌典次長。

神武天皇山陵（午前九時） 八束掌典。

大正天皇山陵（午後二時三十分） 室町掌典。

明治天皇山陵（午後二時三十分） 八束掌典

國 運 隆 昌 祈 願 祭

國運隆昌の祈願祭は二十二日朝、靖國神社と明治神宮において意義深く嚴かに執行された、この朝夏の太陽燦々と神域の森に照り映え朝露を踏みしめて拜禮の軍人文官の群が續いた、靖國神社には大鳥居の傍にテント張りの受付を特設、陸軍からは梅津次官海軍代表豊田軍務局長等の緊張した顔が祭殿の奥に消えるあとから陸、海軍各部隊長代表二百數十名の將校が感慨無量の面持で『部隊名』を記した名刺と引換に柵を受取つて拜殿に進む、賀茂宮司以下神職伶人數十名の莊嚴なる祭儀がはじまり神韻の如き樂の音が廣場に流れて來ると、大勢つめかけた在郷軍人達や一般拜禮者の群は直立不動の姿勢で頭を垂れる、この時憂々と玉砂利に軍靴の響も勇ましく行進して來た歩兵第三聯隊の二個中隊、留守部隊長小佐治大佐並に漆原、平間兩中隊長に引率されて拜殿前に堵列——熱誠をこめて脱帽の最敬禮を行ひ人目を惹いた、明治神宮には立見陸軍政務次官、長島司法次官以下各省局長、東京市各區長、各警察署長等五十餘名がモーニング及び制服に威儀を正して拜殿に参列有馬宮司の祝詞に頭を低く垂れて國運隆昌の祈願をこめた、靜かな外苑の森には夏陽高く蟬の聲降る中に更始一新の意氣に燃えた参拜者の群が長く續いた尙全國各神社においても同様祈願祭が八月一日頃まで行はれた。

去る二月二十六日の事件以來永らくの間帝都に施かれた戒嚴も去る十八日解止されるに至りました處、本日畏くも陛下には今次の事件に付賢所、皇靈殿、神殿に親告の御儀を行はせられ且神宮、神武天皇山陵、大正天皇山陵、明治天皇山陵に勅使を御差遣になつて御奉告遊ばされ、尙又全國の官幣社以下神社に於て祭祀を行はしめられたのであります、事件勃發以來如何に宸襟を惱ませ奉つたか、寔に恐懼に堪へないのであります、私も本日宮中に於ける嚴かなる御祭典に參列するの光榮を荷ひ此の祭典は陛下の寔に深い御思召に出づることを拜察し奉り何とも申し様のない心持に打たれたのであります、我々國民はよくこの畏き大御心を肝に銘じて朝野文武の別なく、和協一致夫れ本分を竭して各々其の業務に淬勵し國運の進暢を圖り天壤無窮の宏謨を翼賛して以て叡慮を安んじ奉らなければならぬのであります。

朝鮮總督の更迭

宇垣朝鮮總督は先般上京の際廣田首相に對し非公式に辭意を表明したので首相もこれを容れ唯その辭職の時期を留保してあつたが總督は殘務整理も完了したので上京を前に京城より正式に辭表を提出して來た、依つて廣田首相は後任として前關東軍司令官南次郎大將を起用することに決し同大將に交渉の結果内諾を得たので八月四日の閣議において閣僚に報告の上同日午後一時半自動車にて東京出發葉山御用邸に伺候同三時半 天皇陛下に拜謁仰付られ上奏御裁可を仰いだ、尙朝鮮總督更迭に伴ふ親任式は暑中につき行はせられず、内閣より同大將に對して官記を傳達され左の如く發令された

陸軍大將正三位勳一等功四級 南 次 郎

任朝鮮總督

依願免本官

朝鮮總督 宇 垣 一 成

因みに新朝鮮總督となつた南陸軍大將は大分縣出身、當年六十三歳で

鈴木莊六大將と共に騎兵科の逸材である、明治二十八年陸軍士官學校卒業から二・二六事件後陸軍首腦部としての責任を痛感して現役を退くまで參謀系の樞要な椅子を占め、田中内閣當時は鈴木參謀總長の下に次長として山東第一、第二の出兵を斷行して、よく其の目的を達した後、

と決し同大將に交渉の終身内諒を待たので八月四日の閣議において閣僚に報告の上同日午後一時半自動車にて東京出發葉山御用邸に伺候同
三時半 天皇陛下に拜謁仰付られ上奏御裁可を仰いだ、尙朝鮮總督更迭に伴ふ親任式は暑中につき行はせられず、内閣より同大將に對して官
記を傳達され左の如く發令された

陸軍大將正三位勳一等功四級 南 次 郎

任朝鮮總督

依願免本官

朝鮮總督 宇 垣 一 成

因みに新朝鮮總督となつた南陸軍大將は大分縣出身、當年六十三歳で

鈴木莊六大將と共に騎兵科の逸材である、明治二十八年陸軍士官學校卒業から二・二六事件後陸軍首脳部としての責任を痛感して現役を退く
まで參謀系の樞要な椅子を占め、田中内閣當時は鈴木參謀總長の下に次長として山東第一、第二の出兵を斷行して、よく其の目的を達し後、
朝鮮軍司令官となり第二次若槻内閣當時は宇垣陸相の後をうけ陸相に親任せられたが、今回も宇垣總督の後に總督になるとは餘程宇垣大將に
縁がある、滿洲事變突發當時は陸相の職にあつて善後處置に苦心し若槻内閣總辭職後軍事參議官に親補せられ、間もなく滿洲國建設の重大時
期に關東軍司令官に補せられ新京に赴き日滿兩國親善の基礎をつくつた。二・二六事件後は現役大將の古參としての責任上、現役から豫備役
となり鎌倉材木座の自邸に悠々自適の生活を送り今日に至つた、大將は道樂といつては乘馬位のもので騎兵だけになか／＼達者で本人も御自
慢のものである、その他酒を嗜む程度で餘暇があれば軍書を繙き作戦、用兵の研鑽に餘念がない、性豪放磊落だがまた細心で陸相時代は軍制
に素人だからと、そのやり方を危ぶんだ人もあつたが堂々軍政を處理して部内の杞憂を一掃したほどで今回の朝鮮總督は蓋し適任であらう。
尙ほ又、宇垣總督の辭任に伴ひ今井田政務總監も勇退することに決したので、その後任は前關東局總長大野綠一郎氏に決定した廣田首相よ
り後任總督と共に上奏御裁可を仰いだ、然して同氏に對する親任式は總督同様暑中につき行はせられず、内閣より官記を傳達され左の如く發
令された。

從四位勳三等 大 野 綠 一 郎

任朝鮮總督府政務總監

政務總監 今 井 田 清 徳

依願免本官

總督更迭の事情に就ては宇垣大將は在任滿五ヶ年餘に及び、故齋藤前總督と並ぶ名總督と折紙がつけられてゐたのであるが、然し餘り長い

と飽きられると云ふ事もあるので朝鮮施政廿五周年祝賀の終了を機會に引退しようとしたのであつたが、政府の人練の關係などで延び／＼になつてゐた、所が突如として湧いて出た二・二六事件突發に現役軍人ではないとしても陸軍の大先輩として大いに責任を感じ特別議會を前にして病夫人を擁して辭意を固めて上京、廣田首相に對して辭意を明にしたのであつた。

當時首相は事件の善後處置、これに伴ふ人心の安定策、肅軍の徹底等を期する立前から後任銓衡が困難だからこの際は一應歸任されたい旨懇談したので總督も首相の意のある所を諒とし辭任の時期のみを留保して歸任した、その後二・二六事件の責任者の處罰も一先づ完了し戒嚴令も解除され問題の八月の陸軍大異動も終つたので豫定の筋書通り辭職が實現するに至つたものである。

後任の南次郎大將は朝鮮總督に陸軍出身から人材を抜くとすれば第一に指を屈せられる人で既に陸軍大臣として關東軍司令官としても試験済みの逸材である陸軍の派閥關係で彼れはれ非難する向もないではないがその政治的手腕に至つては敵味方共に及第點をつけてゐる、殊に南大將の出馬については首相と宇垣總督との間に合意があり、いはば圓滿なる更迭といふ事が出来るから蓋し朝鮮總督としては適任であると各方面の評判もいゝ。

女房役の新政務總監大野綠一郎氏は内務畑出身の逸材、本年五十歳の働き盛り、南大將が關東軍司令官として赴任するに當つて抜かれて關東局總長に就任南大將を助けて縦横の手腕を揮つたもので名コンビといへよう。

馬場藏相時局談

馬場藏相は八月八日午後一時半上野發列車で、那須別荘遙翠閣に赴き二泊の上、十日歸京したが往訪の記者に對し左の如く時局談を試みた。
重要國策 各省の重要國策は陸海軍を除いて、大藏省でも一通り説明を聞いたが所謂國策閣議が開かれるのは多分九月の初旬になるだらうから、それ迄に各大臣と十分話し合つて見たい、重要國策の内では一番難かしい問題は電力國營案と義務教育年限延長案であらう、右の内電力

國營案は遞信省の説明を詳しく聞いたが遞信大臣としては恐らくこれが萬一閣議を通らない場合は辭職をも厭はない覺悟であらう、自分としては從來から電力を統制することについては賛成意見であるが、遞信省の案が絶対に良いかそれとも他に適當な方法があるかは別問題であつて、今の所全く白紙だといふの外はない、然し之に就て電力國營案が國家社會主義に基いてゐるからいけないといふ民間側の反對論は成り立

馬場藏相は八月八日午後一時半上野發列車で、那須別荘遙翠閣に赴き二泊の上、十日歸京したが往訪の記者に對し左の如く時局談を試みた。重要國策 各省の重要國策は陸海軍を除いて、大藏省でも一通り説明を聞いたが所謂國策閣議が開かれるのは多分九月の初旬になるだらうから、それ迄に各大臣と十分話し合つて見たい、重要國策の内が一番難かしい問題は電力國營案と義務教育年限延長案であらう、右の内電力

國營案は逓信省の説明を詳しく聞いたが逓信大臣としては恐らくこれが萬一閣議を通らない場合は辭職をも厭はない覺悟であらう、自分としては從來から電力を統制することについては賛成意見であるが、逓信省の案が絶対に良いかそれとも他に適當な方法があるかは別問題であつて、今の所全く白紙だといふの外はない、然し之に就て電力國營案が國家社會主義に基いてゐるからいけないといふ民間側の反對論は成り立たないと考へる、それは國家社會主義といふイデオロギーが良くないので國家が統制管理することは、何等反對の論據とならないだらうと思ふ、現に鐵道は國營である、又保險の國營や銀行の國營とか言ふことを議論としては頻りに言はれてゐるではないか、孰れにしてもこの問題は僕の増稅案以上に難しい問題となるかも知れない、義務教育年限延長に就ても説明をきいてゐるが青年學校との關係もあり今の儘で延長を圖るとすれば中々議論が多いだらう。

税制整理

税制整理に就ては自分の肚だけはもう決まつたものと言つて差支へない、明年度に於て出来るだけその全貌を明かにしたいと思つてゐるがその實行に就ては十三年度になるものもあるだらう、專賣の擴張は相當に調査が困難を伴ふから當初は稅でやつて行く、後年度に專賣に移るものもあるかも知れない、地方稅について内務省との話合ひを順調に運んで行つてゐるが、地方財政調整交付金は從來の町村中心主義を改めて府縣が主體となつてやつて行く方針を取る積りだ、戸數割の全廢若しくは整理をすることによつて交付金制度は當然變更をうける譯だ、雜種稅の整理については内務省で色々考へてゐる様だがその中で自轉車稅の如きものは余り惡稅とも思はないから廢止する必要はなからうと思ふ。

公債政策

自分が組閣當初説明したる財政工作の中で公債政策について誤解がある様だが、自分は公債の消化力を心配すればこそ行政手段による公債の消化等迄考へてゐるのであつて、所謂惡性インフレを招かない爲めには頗る努力してゐる、一旦惡性インフレが生ずる時には、その後にな

つて再びデフレーション政策を採らねばならなくなり、結局國費を支辨する事さへ出来なくなるのだからその用心が肝要である、一方戦争でも起ればその危険性が多いから戦争を避けるためにも平素或る程度の國防費を充當する必要がある、公債の消化力を害されない程度において國防費を充實せねばならないと思ふ。

公債借換

五分利公債の借換も順調に行つたが本年は今回の分で打切り明年また續行することになるだらう、新規公債は九月末に發行する方針であるが、この條件は借換公債の關係もあり凸凹を少くするために苦心を要すると思ふ、大體今度の借換による公債の條件に關して幾らか利廻りを下げる程度に止めたい、又現在の公債市價は可成り高いが實際の賣買は尠いしこれを以て計ることは出来ない、新規公債發行と同時に日銀の公債賣止めを解除するかどうかは未だ判らない。

金融政策

銀行合同の方針は一旦緩急ある場合のことを考へて經濟的地域に應じ一縣一行或は二縣一行等の方針に基いて現在よりもまだ少くする必要があらうと思ふ、これがため中小商工金融等を阻害することはないと信ずる、最近低金利のため地方銀行が困つてゐるといふので大藏省ではシンジケートと話をして満鐵の社債を地方銀行に引受けさせる様に努めてゐる、外地の特殊銀行に就ても種々改革案を考へてゐるが、鮮銀と朝鮮殖産銀行との問題及び殖産銀行と勸業銀行との問題も今急に解決は難かしい臺灣銀行に就ても兌換準備制度を改革する必要があらうが、その中各銀行當局と話をしたいと思つてゐる。

内務省の新規要求一億餘萬圓

内務省の明昭和十二年度豫算概算書は八月十二日大藏省に提出したが、その總額二億七千七百五十萬八千八百餘圓にして

經常部 六七、九八一、〇〇〇圓

臨時部 二〇九、五二七、〇〇〇圓

十一年度實行豫算一億八千八百九十六萬三千圓に比し實に八千八百五十四萬五千餘圓の増額である、右總額の中内務省の革新案を盛る新規要

朝鮮殖産銀行との問題及び殖産銀行と勸業銀行との問題も今急に解決は難かしい臺灣銀行に就ても兌換準備制度を改革する必要があらうが、その中各銀行當局と話をしたいと思つてゐる。

内務省の新規要求一億餘萬圓

内務省の明昭和十二年度豫算概算書は八月十二日大藏省に提出したが、その總額二億七千七百五十萬八千八百餘圓にして

經常部 六七、九八一、〇〇〇圓

臨時部 二〇九、五二七、〇〇〇圓

十一年度實行豫算一億八千八百九十六萬三千圓に比し實に八千八百五十四萬五千餘圓の増額である、右總額の中内務省の革新案を盛る新規要求額は一億二千七百七十萬圓で前年の新規要求額一億四千八百九十萬圓に對しては却つて二千七百二十萬圓減少してゐる。この中にはいはゆる内務省三國策の一つたる地方財政調整交付金が、大藏省の税制改革と密接の關係があるので豫算概算より除外してあり、これを加へる時は内務省の十二年度要求豫算概算は實に三億數千萬圓に達することになる、新規要求一億二千二百七十萬圓の内主なるもの左の如し。(單位千圓)

神社局關係 九〇〇

地方局關係 六〇〇

一、東北六縣災害土木費借入金利子補給に要する經費 五〇〇

一、地方自治振興に要する經費 五〇〇

一、選舉肅正に關する經費 五〇〇

警保局關係 七七〇

一、警察機構の整備充實に關する經費 一〇〇

一、消防機關の充實に關する經費 一一〇

一、帝都隣接地警備巡查費補給に要する經費 一一〇

土木局關係 一一、四〇〇

一、新規河川改修に要する經費 一一、四〇〇

(馬淵川、黒部川、鶴見川、豊川、大和川、球磨川、肝屬川)

一、澱川低水工事に要する經費

二六〇

一、河川費及び河川維持費の追加

一、六七〇

(雄物川、最上川、緑川、阿賀川及び阿武隈川、江合、鳴瀬兩川、紀の川、信濃川上流、蘆田川、北川、木曾川、澱川、信濃川)

一、治水事業費繰上に要する經費

一、七四〇

(狩野川、大淀川、那賀川、大野川、川内川、木曾川下流増補、廣島縣太田川)

一、利根川應急増補工事に要する統費

一、〇六〇

一、砂防工事に要する經費

九、九五〇

一、中小河川改良助成に要する經費

三、〇〇〇

一、水害防除施設に要する經費

九、六七〇

一、關門海峽改良に要する經費

一、二〇〇

一、港灣修築費の追加

三、八五〇

(神戸港、横濱港、小名濱港、博多港)

一、新規港灣改良に要する經費

四、三〇〇

(下關港、新潟港、伏木港、八戸港、節磨港、宇部港)

一、地方港灣改良助成に要する經費

二、三七〇

一、道路改良に要する經費

三七、三三〇

一、河水統制及び産業交通調査に要する經費

一、三八〇

衛生局關係

一、保健施設の擴充に關する經費

七、八〇〇